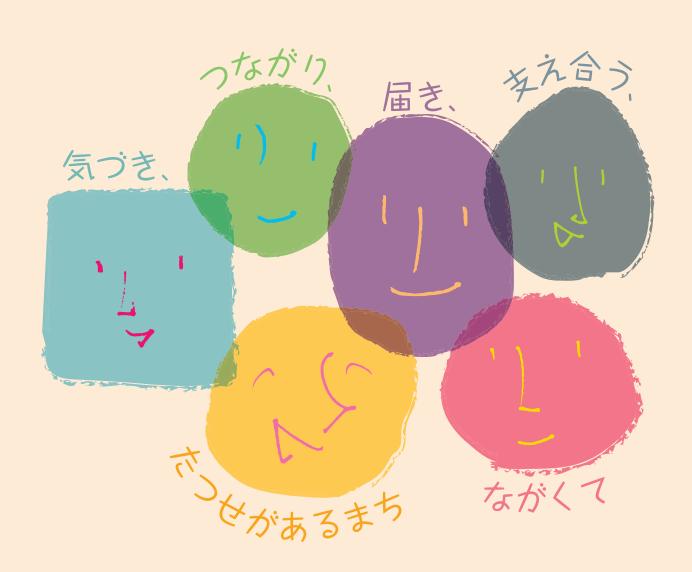
長久手市地域福祉計画 長久手市地域福祉活動計画



平成26年9月

長久手市 社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会

[おせっかいさん] のススメ

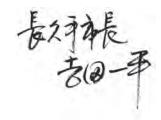
長久手市は、「幸福度の高いまち=日本一の福祉のまち」を目指しています。 日本は、既に人口減少時代に入っており、若い世代の多い本市においても着 実に高齢者が増え、働く世代が大きく増えることは期待できません。しかし、 この長久手には、たくさんの元気な高齢者や若い学生がいます。これからの本 市に求められるのは、地域で多くの「おせっかいさん」が育ち、活躍すること だと考えています。

- ・「元気がないけど大丈夫かな?」など、ご近所の困っていることに『気づき』
- ・「なにか困ってない?」など声をかけることにより、いろんな人が『つながり』
- ・「こんな制度があるよ」、「ここに相談してみたら」など、必要なサービスが『届く』
- ・「できることはお手伝いしますよ」など、困っている人を『支え合う』
- ・いろいろな人が自分のできる「おせっかい」をすることで『たつせがある』 本計画には、次のような視点から、みなさんに「おせっかいさん」になって もらえるような取組みを盛り込み、市民のみなさんがお互いに「おせっかい」 がしやすいまちを目指します。
 - ○「おせっかいさん」を育てる仕組み
 - ○「おせっかいさん」を助ける仕組み
 - ○「おせっかいさん」が活躍できる環境
 - 「おせっかいさん」の役割があるまちづくり

みなさん、「おせっかいさん」になってみませんか?

結びに、計画の策定にあたりまして、多くの市民のみなさんから貴重なご意 見やご提案をいただきましたことに、改めて心より感謝を申し上げます。

平成 26 年 9 月



地域での支え合い

近年、少子高齢社会や核家族化、生活スタイルの変化などを背景に、これまで地域において培われてきた「個人と地域とのきずな」が希薄になってきています。さらには、一人暮らしの高齢者や障がい者など支援を必要とする市民が増加するとともに、私たちを取り巻く環境も長期にわたる景気低迷の影響などによる生活上の不安やストレスが増大し、子どもや高齢者への虐待、自殺やひきこもりなど新たな社会問題が多く生じてきています。このような状況の中で、支援を求めている市民の方々が、それぞれの地域において安心して、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めることが一層重要になってきています。

現在、本市におきましては、市民のみなさまが地域で担っていた役割や居場所を取り戻し、互いに助け合うことで生きがいをもって充実した日々を過ごせる「日本一の福祉のまち」を目指しています。市社会福祉協議会においても、小地域交流のつどい・サロン活動助成や見守りサポーターの養成、地区社協の設置など、地域福祉を包括的に展開して、だれもが安心して暮らせる地域づくりを行います。

計画の実現のためには、地域全体が一体となって生活上の不安や課題の解決を図り、地域住民がともに生活をしていくことが重要になってくると考えます。 市民のみなさまにおかれましては、この計画の趣旨についてご理解をいただく とともに、「地域での支え合い」に参加いただければ幸いに存じます。

結びに、計画策定にあたり大変貴重なご意見やご提言をいただきました市民のみなさま、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成 26 年 9 月

松桃秋长久赤林松福和杨紫金

目 次

第1章 絲	総論
第1節	地域福祉計画の策定について
第2節	計画策定の視点2
第3節	計画の位置づけ
第4節	計画の期間
第5節	地域福祉圏域6
第2章 县	長久手市の現状と課題
第1節	長久手市の現状7
第2節	地域福祉に関する市民意識調査などからみた長久手市の課題 12
第3章 記	計画の基本理念と施策
第1節	基本理念····································
第2節	基本目標・基本施策
第3節	施策の体系
第4節	基本施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第4章 均	也域福祉活動計画事業
第1節	社会福祉協議会
第2節	重点プロジェクト 60
第3節	地域福祉活動計画事業シート 64
第5章 記	計画の推進
第1節	計画の推進主体107
第2節	計画の進行管理107
第3節	「次期計画」の策定に向けて
第4節	計画推進体制イメージ108
資料編	
	策定体制
	住民参加
田語の記	总明

※本文中にて「*」の表記がある用語は、「用語の説明」で説明をしています。

※計画書に使用している挿絵の一部は、市内の障がい者通所事業所よりご提供いただいています。

第1章 総 論



地域福祉計画の策定について

これまでの社会福祉は、家族間での扶養や地域での相互扶助を前提としつつ、主に、高齢者、障がい者、児童といった対象者ごとに、行政から住民に対してサービスを提供するという形で行われてきました。

しかしながら、少子高齢化や核家族化など家族形態の変化や都市化の進行などにより住 民間の結びつきが希薄になるなど、家族や地域の機能の低下が指摘されています。

また、生活が多様化する中で、行政からのサービス提供のみでは十分な対応ができないケースが増加し、孤立死、ひきこもり、自殺、ドメスティックバイオレンス(以下「DV」という。)、虐待などが新たな社会問題となっています。

今後、このような問題に対応し、だれもが、年齢や障がいの有無などにかかわらず、住み慣れたまちで安心して暮らせるようにするためには、行政や社会福祉事業者などの連携、協働によってサービス基盤を充実することはもとより、自治会、ボランティア、NPO法人など様々な組織が連携して、課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

平成12年に制定された「社会福祉法」においては、今後の社会福祉の理念について「地域福祉の推進」を掲げるとともに、そのための方策として、「地域福祉計画」の策定に関する規定が盛り込まれました。

本市においては、平成24年(2012年)1月に市制施行したことを契機として検討をすすめ、今回、「長久手市地域福祉計画」を策定することとしました。



計画策定の視点

1 住民主体・住民参加の視点

地域福祉計画は市が策定する計画ではありますが、地域福祉の主体となるのは地域で生活する住民であり、地域福祉の推進には、地域住民と社会福祉事業者、社会福祉に関する団体・機関などの連携が必要です。

そのため、地域福祉計画の策定にあたっても、住民の方々にご参加いただくとともに、 広くその意見を反映していくことが求められます。

今回、本計画の策定においては市民の方に計画策定委員として参画いただくとともに、 地域福祉推進のための講演会や地域福祉懇談会の開催、市民意識調査の実施を通じて出さ れた意見などを踏まえ計画を策定しました。

また、住民主体として地域福祉を推進していく観点からも、本計画の取組内容には「市民の取組み」として、市民の方々に取り組んでいただきたい内容も盛り込むこととしました。

2 地域包括ケアの視点

現在、我が国の保健・医療福祉施策の方向性については、平成 23 年に改正された介護 保険法において新たに規定された「地域包括ケア」という考え方に現れています。

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が 一体的に提供されるシステムとされています。

よって対象となる課題は、高齢者介護の問題に限定されるものではなく、障がい者や子どもを含むすべての住民のための仕組みであり、その実現のためには、行政や事業者、専門職だけではなく、本人や家族、自治会などの地域組織、事業所など様々な主体が関わらなければいけません。

このような地域包括ケアの実現に向けた考え方については、本市が目指す「地域福祉の 実現」に共通するものであるため、本計画には、地域包括ケアシステムの実現に向けた視 点も考慮して策定しています。

3 災害時の対応に関する視点

阪神・淡路大震災や東日本大震災でわかるように、災害時において、地域の力、地域での住民の団結は極めて重要です。いざというときに、住民同士が支え合い、避難などに支援が必要な方を助け合うなど、十分に地域の力が発揮されるためには、日頃からの準備が必要となります。

このような災害時の対応も、地域福祉の重要な役割であることから、本計画にも、災害 時の対応に関する視点も考慮して策定しています。



計画の位置づけ

1 長久手市総合計画(平成21年3月)

本計画は、市の行財政運営の基本計画である「長久手市総合計画」に基づいて策定するものです。総合計画においては、「だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、地域の助け合いによる地域福祉を推進し、お互いに支え合うまちを目指します。」と掲げ、具体的な施策の進め方の一つとして、地域福祉計画を策定することを記載しています。

2 新しいまちづくり行程表(平成 24 年 6 月)

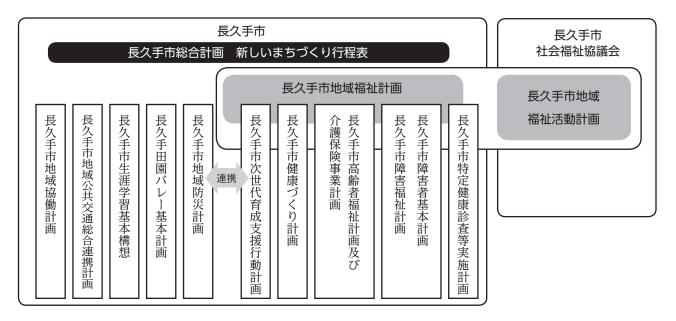
本市では、かつて住民が地域で担っていた役割や居場所を取戻し、互いに助け合うことで生きがいを持って充実した日々を過ごす「幸福度の高いまち=日本一の福祉のまち」を実現するための柱として、次の3つのフラッグを掲げています。

- ・フラッグ1 つながり「一人ひとりに役割と居場所のあるまち」
- ・フラッグ2 あんしん「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」
- ・フラッグ3 みどり「ふるさと(生命のある空間)の風景を子どもたちに

これらの目標に向かっての道のりをまとめたものが「新しいまちづくり行程表」です。 本計画の策定にあたっても、「新しいまちづくり行程表」のフラッグを指針としています。

3 その他の計画

本市では、保健福祉分野において、既に「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障害者基本計画及び障害福祉計画」、「健康づくり計画」、「次世代育成支援行動計画」などが策定されており、他分野においても、「地域防災計画」、「地域協働計画」などの個別計画が策定されています。地域福祉計画は、これら分野別の計画を「地域福祉」の観点から横断的に策定するものとなります。



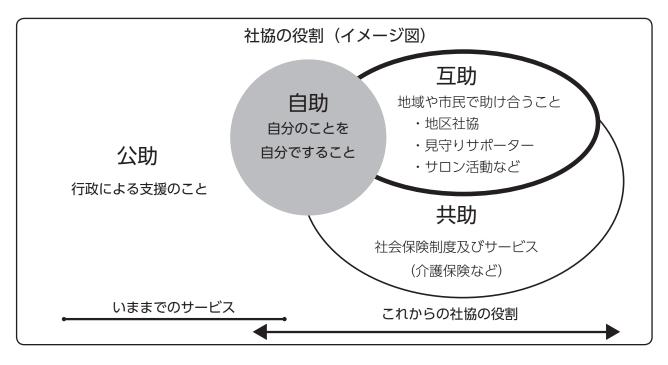
4 社会福祉協議会との連携 -長久手市地域福祉活動計画-

長久手市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、地域住民が住み慣れた地域の中で安心して豊かに暮らせるよう応援・支援していくために社会福祉法に基づき設置されている組織です。

各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金活動の支援 など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も制度の狭間にある 地域の課題の解決に向けた活躍が期待されます。

このように、社協は市全体の地域福祉推進のため中心的な役割を担っていくこととなる ため、市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社協が策定する民間の活動・行 動計画である「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定します。

また、今後の福祉施策の推進とともに、社協も地域に開かれた組織となり、地域の方々とともに考え、悩み、活動し、改善を繰り返しながら事業を展開することを目指します。





計画の期間

本計画の計画期間は、2014 (平成 26) 年度から 2018 (平成 30) 年度までの 5 か年とします。また、社会情勢の変化、国、都道府県などの制度や施策の改正などを踏まえ、計画内容などの見直しを検討する予定です。

計画\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
第 5 次総合計画															
新しいまちづくり 行程表															
第 1 次地域福祉 計画・地域福祉 活動計画															
高齢者福祉計画 及び介護保険事業 計画								福祉計	別介護係		福祉言	明介護·			
障害者基本計画						第2	!次					与 写	第3次		
障害福祉計画								第	3期		筹	94期		32-年	[]
健康づくり計画 (第2次)													(~	35 年	度)
第2期特定健康診查等実施計画															
次世代育成支援行動計画		前期	計画				後其	明計画			子ども	ら・子育	育て支援	爰事業言	計画



地域福祉圏域

地理的条件など(集落)で分けられ、地域の住民同士が共通の生活課題を抱え、学校や集会所という社会資源を共有して活用するものとして「地域福祉圏域」を設定します。この圏域は固定的なものではなく、福祉サービスの提供範囲としては、中学校区が単位となっている場合もありますが、本計画では、地域福祉の実現を目標とする地域福祉圏域は、「小学校区」と定めます。この小学校区に地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)、コミュニティソーシャルワーカー*(以下「CSW」という。)を配置し、地域の見守り体制の整備を目指します。

ただし、災害時などの緊急事態においては、ライフラインの寸断などを考えた助け合いなどを考慮すれば、隣近所が重要であることを忘れてはいけません。地域福祉圏域の設定としておおむね小学校区を設定していますが、各施策に応じて、この圏域は異なっています。



第2章 長久手市の現状と課題



長久手市の現状

1 人口・世帯など

(1)人口・世帯

本市の人口は、町制施行した昭和 46 年には、11,637 人(2,958 世帯)でしたが、平成 26 年 4 月 1 日現在では 53,173 人(21,320 世帯)と約 5 倍に増加しています。

近年でも、人口増加が続いており平施 17 年から平成 22 年までの国勢調査間の人口増加率は 11.9%と県内 1 位、全国で 11 位となっています。

また、1世帯あたりの世帯人数の推移をみると、町制施行した昭和46年には、平均3.9人であったものが、平成26年4月1日現在では平均2.4人と約6割になっています。

(単位:人)

15年度 1,038 4.9 5,0 20年度 1,327 5.0 6,6 25年度 1,306 5.1 6,6 30年度 1,293 5.0 6,6 35年度 1,343 4.9 6,6 40年度 1,625 4.7 7,5 45年度 2,783 4.1 11,6	
15年度 1,038 4.9 5,0 20年度 1,327 5.0 6,6 25年度 1,306 5.1 6,6 30年度 1,293 5.0 6,6 35年度 1,343 4.9 6,6 40年度 1,625 4.7 7,5 45年度 2,783 4.1 11,6	②数)
20 年度 1,327 5.0 6,6 25 年度 1,306 5.1 6,6 30 年度 1,293 5.0 6,4 35 年度 1,343 4.9 6,6 40 年度 1,625 4.7 7,5 45 年度 2,783 4.1 11,5	985
25 年度 1,306 5.1 6,6 30 年度 1,293 5.0 6,4 35 年度 1,343 4.9 6,6 40 年度 1,625 4.7 7,5 45 年度 2,783 4.1 11,6	138
30年度 1,293 5.0 6,4 35年度 1,343 4.9 6,6 40年度 1,625 4.7 7,5 45年度 2,783 4.1 11,6	582
35年度 1,343 4.9 6,6 40年度 1,625 4.7 7,5 45年度 2,783 4.1 11,5	538
40 年度 1,625 4.7 7,5 45 年度 2,783 4.1 11,6	490
45 年度 2,783 4.1 11,3	539
	583
50 年度 3.987 3.6 14.4	317
27.21	195
55 年度 5,807 3.2 18,6	510
60 年度 8,606 3.0 25,5	507
平成 2年度 12,536 2.7 33,7	714
7年度 15,630 2.5 38,4	490
12 年度 18,388 2.4 43,3	306
17 年度 20,180 2.3 46,4	193
22 年度 22,240 2.3 52,0)22

(国勢調査結果:各年10月1日現在)

(2)年齡別人口

平成 22 年国勢調査では年齢構成でみると、15 歳~ 64 歳の人口割合が 69.6%(全国12 位)、65 歳以上の人口割合は 13.2%(全国下位 4 位)。平均年齢は 37.7 歳(全国 1 位)となっています。

(単位:人)(各年度4月1日現在)

年度	住民基本台帳人口	15 ~	64 歳	65 歳以上		
十 及		人数	構成比	人数	構成比	
平成 21 年度	47,180	32,420	68.72%	6,190	13.12%	
22 年度	47,984	32,689	68.12%	6,516	13.58%	
23 年度	48,688	33,035	67.85%	6,689	13.74%	
24 年度	49,721	33,505	67.39%	7,028	14.13%	
25 年度	50,916	33,949	66.68%	7,519	14.77%	

(ながくての統計)

(3)地区別人口

地区別にみると、特に長湫地区において著しい増加がみられる一方で、岩作、前熊、熊 張地区ではほぼ横ばいとなっており、地区によって大きく状況が異なっています。

(各年4月1日現在)

地区	年 度	世帯数 (戸)	総数 (人)
	平成 21 年度	15,522	38,843
	22 年度	15,794	39,534
長 湫	23 年度	16,006	40,180
	24 年度	16,371	41,074
	25 年度	16,781	42,149
	平成 21 年度	2,263	5,648
	22 年度	2,297	5,719
岩作	23 年度	2,326	5,768
	24 年度	2,371	5,895
	25 年度	2,431	6,004
	平成 21 年度	366	1,044
)	22 年度	405	1,077
前熊	23 年度	405	1,089
	24 年度	413	1,098
	25 年度	426	1,108
	平成 21 年度	577	1,645
\(\rangle \rangle \rightarrow	22 年度	584	1,654
熊張	23 年度	591	1,651
	24 年度	598	1,654
	25 年度	603	1,655

(ながくての統計)

(4) 小学校区別人口

(各年4月1日現在)

小学茶区	年度	₩₩; (<u>=</u>)		人口 (人)	
小学校区	平 及	世帯数(戸)	総数	男	女
EAT	平成 23 年度	2,878	7,625	3,778	3,847
長久手 小学校	24 年度	2,956	7,837	3,888	3,949
7.74	25 年度	3,013	7,970	3,971	3,999
	平成 23 年度	3,050	7,284	3,653	3,631
西小学校	24 年度	3,098	7,351	3,681	3,670
	25 年度	3,154	7,421	3,742	3,679
東小学校	平成 23 年度	1,341	3,593	1,834	1,759
	24 年度	1,370	3,631	1,847	1,784
	25 年度	1,423	3,719	1,882	1,837
	平成 23 年度	3,572	9,037	4,503	4,534
北小学校	24 年度	3,708	9,337	4,646	4,691
	25 年度	3,888	9,772	4,855	4,917
	平成 23 年度	3,995	10,085	5,074	5,011
南小学校	24 年度	3,987	10,115	5,070	5,045
	25 年度	4,042	10,249	5,151	5,098
+ 1829	平成 23 年度	3,629	9,182	4,513	4,669
市が洞 小学校	24 年度	3,756	9,570	4,695	4,875
1.1.1X	25 年度	3,858	9,915	4,877	5,038
	平成 23 年度	862	1,882	967	915
重複校区	24 年度	878	1,880	971	909
	25 年度	863	1,870	962	908

(ながくての統計)

注 重複校区・・・・ 立花 (長久手・東)、横道 (長久手・南)、岩作北山 (長久手・北)、岩作石田 (長久手・北)、岩作床寒 (長久手・東)、岩作福井 (長久手・東)、 岩作琵琶ヶ池 (長久手・東)、平池 (西・北)、仲田 (西・北)

2 高齢者、障がい者の状況

(1) 高齢者の状況

高齢者人口は平成 22 年 10 月 1 日現在で 6,795 人(うち 75 歳以上は 2,755 人)であり、平成 17 年 10 月 1 日時点と比較すると、1,702 人増(うち 75 歳以上は 705 人増)となっています。

また、高齢化率は14.9%となっており、全国平均(23.0%)と比べると8%低い数字となっています。

調査年	総 数	15 歳未満	15 ~ 64 歳	65 歳以上	不 詳
平成 17 年	46,493	7,497	33,778	5,093	125
22 年	52,022	8,882	35,840	6,795	505

(国勢調査結果)

要支援・要介護認定者についても、高齢者人口の増加に比例して増加しており、平成24年度で1,011人であり、平成20年度から約20%増加しています。

(単位:人)

左 库		要支援	そ・要	介護度	別認定	定者数		₩.
年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	総数
平成 20 年度	65	145	123	148	143	135	84	843
21 年度	85	132	132	138	131	158	75	851
22 年度	116	135	147	143	118	139	91	889
23 年度	121	134	175	154	113	142	104	943
24 年度	139	120	203	169	126	137	117	1,011

(ながくての統計)

(2) 障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 24 年度で 1,022 人で微増傾向にあり、全体人口との割合をみると、微増からほぼ横ばいとなっています。

知的障がい者(児)数は、平成24年度で165人で微増傾向にあり、全体人口との割合をみると、ほぼ横ばいとなっています。

精神障がい(児)者数は、平成24年度で216人で微増傾向にあり、全体人口との割合も微増傾向にあります。ただし、精神障がい(児)者については、精神障害者保健福祉手帳を取得していない者や実際のサービス利用などを行っていない潜在的な対象者が存在する可能性があることに留意が必要です。

(単位:人)

年度	住基	身体障	がい者	知的障	がい者	精神障	がい者	介護保障	食認定者
年度	人口	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
平成 20 年度	47,180	863	1.83%	148	0.31%	141	0.30%	843	1.79%
21 年度	47,984	900	1.88%	148	0.31%	169	0.35%	851	1.77%
22 年度	48,688	948	1.95%	150	0.31%	184	0.38%	889	1.83%
23 年度	49,721	1,004	2.02%	155	0.31%	195	0.39%	943	1.90%
24 年度	50,916	1,022	2.01%	165	0.32%	216	0.42%	1,011	1.99%

(ながくての統計)

(3) ボランティア登録者、社会福祉協議会会員数など

ボランティア登録者数は増加していますが、社協会員数、シニアクラブ会員加入者数、 子ども会の所属人数、シルバー人材センター会員数は、人口が増加しているにもかかわら ず、横ばいか減少傾向にあります。

①ボランティア登録者数

(単位:人)

年 度	人数	グループ数
平成 20 年度	2,915	93
21 年度	3,295	104
22 年度	3,197	104
23 年度	3,580	118
24 年度	3,772	129

(ながくての統計)

②社会福祉協議会会員加入状況

(単位:人、千円)

	一般	会 員	賛 助	会 員	法 人	会 員	合	計
年度	会員数	会 費	会員数	会 費	会員数	会 費	会員数	会 費
平成 20 年度	7,171	3,590	27	30	127	497	7,325	4,117
21 年度	7,086	3,549	37	37	125	434	7,248	4,020
22 年度	7,397	3,717	23	34	114	399	7,534	4,150
23 年度	7,678	3,559	35	41	117	449	7,830	4,049
24 年度	7,433	3,612	16	19	123	429	7,572	4,060

(ながくての統計)

③シニアクラブ会員加入状況

年 度	クラブ数	会員総数	男	女
平成 20 年度	20	1,535	665	870
21 年度	19	1,452	629	823
22 年度	19	1,480	658	822
23 年度	19	1,480	658	822
24 年度	19	1,455	639	816

(ながくての統計)

④子ども会の状況

(単位:人)

年 度	子ども会数	人数
平成 20 年度	30	1,049
21 年度	30	1,042
22 年度	30	1,362
23 年度	28	941
24 年度	27	782

(ながくての統計)

⑤シルバー人材センター事業実績状況

(単位:人、件)

@ 2 /2/ / / / / C 2				(+12 -) (1 11 /
年度		会員登録状況		受注件数
十 · 及	総数	男	女	文估行数
平成 20 年度	413	250	163	1,497
21 年度	428	270	158	1,442
22 年度	428	276	152	1,591
23 年度	414	275	139	1,500
24 年度	398	272	126	1,443

(ながくての統計)



地域福祉に関する市民意識調査などからみた長久手市の課題

1 広報活動などによる福祉に対する理解促進

地域福祉に関する市民意識調査結果においては、本市及び社協の福祉制度・サービスに ついて認知度が低いことが明らかになりました。

年代別にみると特に 10 代~ 40 代で認知度が低く、地区別にみると東小学校区で認知度が高く、市が洞小学校区で認知度が低い傾向が見受けられました。

地域福祉を推進していくためには、まずは、市民の方に、福祉制度・サービスについて 理解し、十分に活用していただくことが重要ですので、広報活動の強化など福祉制度に対 する理解促進に努める必要があります。

2 住民同士の交流、自治会活動の促進

全国的にも住民同士の関わりが希薄になっていることが指摘されていますが、本市においても人口が急激に増加したこともあり、以前と比べて、地域での協力関係のなさ、つながりの弱さ、親近感のなさなどが課題としてあげられています。

地域の問題の発見、地域での見守り、災害時の避難行動要支援者の支援などを進めていくためには、その基盤として住民同士の交流が促進されなければいけません。

そのためには、小地域での自治会(隣組)活動の促進、地域での住民活動への支援、拠点づくりなど、地域がつながる仕組みを構築していく必要があります。

3 ボランティア活動などへの参加促進

近隣の要支援者の支援やボランティアへの参加については、すでに活動されている方がある一方で、できる範囲で支援をしたいと思っているが実際の活動には結びついていない方や、支援したいが何をすればいいのかわからないという方も多くいます。

ボランティア活動などへの参加については、活動内容によって支援を受ける方のみならず、活動する側にとっても、地域での役割やつながりをつくる意味で非常に有意義なものです。

多くの方が、それぞれできる範囲で実際の活動に参加できるよう、支援活動のイメージをもっていただくための情報提供や参加しやすい仕組みづくりなどを考えていく必要があります。

4 社会福祉協議会、民生委員・児童委員活動の理解促進など

社協、民生委員・児童委員は、これまでも様々な福祉事業の実施や各種相談など地域福祉推進の重要な役割を担ってきました。しかしながら、実際に福祉サービスなどを利用していない住民への認知度は十分ではありませんでした。

今後、社協及び民生委員・児童委員が、より一層、地域福祉の中核として住民と一体となった活動を行っていくためにも、より身近で親しみやすい地域(小学校区)をベースに活動していく仕組みを作っていく必要があります。

コミュニティ・ソーシャルワーカー

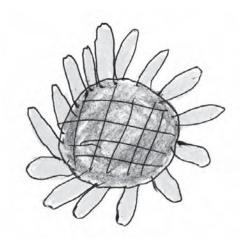
5 C S Wの設置促進

住民同士が手助けできることとして、見守りや声かけ、話し相手、災害時の手助けなどが多くあげられる一方で、悩み事の相談相手や、家事など家の中に入る支援は少数にとどまりました。

これら、プライバシーに関わる事項や、「悩み事相談」など、専門的な知識などを必要とする場合が想定される事項への対応として、人権やプライバシー保護に配慮しつつ、ワンストップで相談でき、相談後も継続的に地域で支えられる、という仕組みが求められます。こうした専門的な相談・支援を、身近な場所で、支援を必要とされる方に寄り添いながら対応する専門相談員がCSWです。

市民意識調査でCSWの配置の必要性が9割を超えていることからも、その設置は強く 求められています。





第3章 計画の基本理念と施策



基本理念

本市では、隣接する名古屋市の発展などの影響を受け、町制施行された約40年前から比べると人口が5倍になるなど、急激に発展してきました。

現在においても人口増加が続き、平均年齢は37.7歳と、全国で最も若いまちです。 一方で、地域社会とのつながりの希薄化、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加など、 地域の力、家族の力の低下が指摘されています。

今後、人口減少社会に突入し、公的な福祉サービスでは対応できない問題が増加していくことを踏まえると、地域住民同士がつながりを持ち、ともに支えあい、助け合うまちづくりを進めていかなければいけません。

そのためには、地域社会での課題を発見し、その課題を市民・事業者・行政が共有し、 その課題の解決にむけて様々な支援を届け、地域として支えあう仕組みづくりをしていく 必要があります。

また、そのような仕組みのなかで、それぞれが個々のできる範囲で地域に貢献することにより、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる場所、居場所がある「たつせがある」まちづくりを目指していきたいと考えます。

以上の考え方をもとに、本計画の目指す理念を次のとおり定めます。

「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち* ながくて

*たつせがある…通常は、「立つ瀬がない」との打消しの形で使用され、立場がないことなどを表す表現 として用いられるが、対義的にだれもが地域で役割を担い、生きがいを持って自分らしく過ごすことが できる市の目指すまちづくりの方向を端的に表した言葉として、市が使用している。

将来人口フレーム (単位:人)

2010年(平成 22年)	2020年(平成32年)	2030年 (平成 42年)	2040年(平成52年)
52,022	58,000	62,000	64,000

(H24 長久手市将来人口推計)

「おせっかいさん」が活躍するまちづくり

本計画にて目指すまちの将来像は、役職、団体、立場などによって変わることなく、地域のみなさんがお互いに関心を持つ「おせっかいな人」になることです。

地域の人たちが、見守りの必要な人に気づいたり、お互いに支え合ったりすることで、 誰もが安心してその人らしく暮らせるまちを目指します。

「おせっかいさん」を育てる仕組み

- ・「見守りサポーター ながくて」の養成
- ・「地域福祉ポイント制度」の導入

「おせっかいさん」が活躍できる環境

- ・「地域共生ステーション」の整備
- ・「地区社協」の設置

「おせっかいさん」を助ける仕組み

- ・「コミュニティソーシャルワーカー」の配置
- ・「民生委員・児童委員」の活動支援

「おせっかいさん」の役割があるまちづくり

- ・「支え合いマップ」の作成
- ・「行方不明高齢者保護ネットワーク」の充実
- ・「徘徊高齢者捜索模擬訓練」の実施





基本目標・基本施策

基本理念である「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて」を実現していくため、5つの基本目標と、基本目標ごとに3つ(計15項目)の基本施策を定めました。

これらの基本施策を推進し、「幸福度の高いまち=日本一の福祉のまち」を実現していきます。

基本目標 1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち 重層的なネットワークの構築

生活に困っている方が抱える課題について、すべてを行政が把握することは困難です。 最近、近所に住んでいる高齢者の方の元気がないなど、身近でなければ発見ができない、 それぞれの地域の中で生活している方にしか見えない課題もあります。中には、本人やま わりも課題として気づいていない、気づけないなどにより課題が放置されていることもあ ります。

そのような課題を早期に発見・共有するために、市民それぞれが生活課題に応じた福祉 関係の情報を受け取り、お互いに見守り、何かあったときに気づいてもらえるまちを目指 します。

基本施策(1) みんなが情報を受け取れる環境づくり

基本施策(2)みんなで見守る体制づくり

基本施策(3)困りごと、悩みごとに気づいてもらえるまちづくり

基本目標2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち ケースマネジメント体制の構築

生活スタイルが多様化する中で、生活に困っている方が抱える課題も多様化しています。 そのような課題の中には、本人やまわりも課題として気づいているけれど、どこに相談したらよいかわからず実際の対応に結びついていないことがあります。

また、公的な福祉サービスで対応するには限界があるけれども、困っている方と地域で 手助けできる方がつながることで対応できる課題も存在します。

このような課題を受け止め、実際の支援に結び付けていくために、いつでも気軽に相談ができるまち、課題の解決にむけて市民・事業者・行政が連携し、協力し合えるまちを目指します。

基本施策(4)地域がつながる仕組みづくり

基本施策(5)いつでも相談ができる人がいる地域づくり

基本施策(6)市民・事業者・行政のネットワークづくり

基本目標3 みんなに「届く」安心なまち

包括的なサービス提供体制の構築

様々な課題を抱える方でも、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活できるようにするためには、それぞれのニーズに応じた適切なサービスが包括的に提供される必要があります。

公的なサービスのみならず制度外の支援も含め、様々な利用者に対して支援の手が届く まちを目指します。

基本施策(7)困っている人を支える体制づくり

基本施策(8)ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり

基本施策(9)生きがいを持って暮らすまちづくり

基本目標4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち

長期継続的なケア体制の構築

様々な課題を抱える方の生活を継続的に支えていくためには、知人や友人のほか、自治 会組織やボランティアなどの関わりは欠かせません。

特に災害時においては地域での支え合いが非常に重要になります。多くの方がボランティア活動に参加してもらえるような仕組みづくりや、気軽に支援を依頼できるような関係づくりなどにより、みんながお互いに支え合えるまちを目指します。

基本施策(10) お互いを知り合える地域づくり

基本施策(11) 気軽に「助けて」と言い合える人づくり

基本施策(12) 支え合えるまちづくり

基本目標5 みんなに「たつせがある」成長できるまち

居場所の確保・学びのプロセスの構築

みんなが福祉や人とのつながりに関して学び、考え、行動していく環境ができれば、地域福祉はより一層推進していくことになります。

そのように一人ひとりが成長し、市民だれもが、地域社会の中でそれぞれに役割と居場所を持つ「たつせがある」まちを目指します。

基本施策(13) 一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり

基本施策(14)みんなに役割と居場所がある地域づくり

基本施策(15)福祉関係者の専門性を高める意識づくり



施策の体系

基本理念

気づき、

基本目標 1

みんなが「気づく」 きっかけ、場があるまち

基本目標 2

みんなが「つながる」 楽しさを知るまち

基本目標3

みんなに「届く」 安心なまち

基本目標 4

みんなで「支え合う」 喜びを知るまち

基本目標5

みんなに[たつせがある] 成長できるまち

基本施策(1) みんなが情報を受け取れる環境づくり

1) 広報・啓発活動の推進 2) 情報のバリアフリー化の推進

基本施策(2) みんなで見守る体制づくり

- 1) 地域組織の活動支援
- 2) 民生委員・児童委員活動の支援
- 3) 重層的ネットワーク体制の構築

基本施策(3)困りごと、悩みごとに気づいてもらえるまちづくり

1) 訪問支援体制の整備 2) CSWの配置支援

基本施策(4) 地域がつながる仕組みづくり

1) 地域福祉推進の拠点づくり 2) 地域資源のネットワーク化

基本施策(5) いつでも相談できる人がいる地域づくり

1) 相談支援体制の整備 2) CSWの相談機能の充実

基本施策(6)市民・事業者・行政のネットワークづくり

1) ネットワークへの市民参加 2) 新たな社会問題への対応

基本施策(7) 困っている人を支える体制づくり

1) 福祉サービス利用援助の促進 2) 社会福祉法人などへの支援

基本施策(8) ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり

1) 包括的なサービス提供体制の充実

基本施策(9) 生きがいを持って暮らすまちづくり

1)安心で安全なまちづくり 2)社会参加とQOLの向上

基本施策(10) お互いを知り合える地域づくり

1) ボランティア活動への参加促進 2) NPO法人への支援

基本施策(11) 気軽に「助けて」と言い合える人づくり

1) 災害時に備えた福祉のまちづくり

基本施策(12) 支え合えるまちづくり

1) 避難行動要支援者の支援方策の推進

基本施策(13) 一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり

1) 福祉教育の推進 2) 教育委員会との連携

基本施策(14) みんなに役割と居場所がある地域づくり

1) 雇用・就業の推進 2) 居場所の確保

基本施策(15) 福祉関係者の専門性を高める意識づくり

1) 社会福祉協議会事業の支援



基本施策の展開

重層的なネットワークの構築

基本目標 1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち ~予防・発見の仕組みづくりを目指します~

基本施策(1) みんなが情報を受け取れる環境づくり

基本施策(2) みんなで見守る体制づくり

基本施策(3) 困りごと、悩みごとに気づいてもらえるまちづくり

基本施策(1) みんなが情報を受け取れる環境づくり

【施策の指針】-

生活課題に応じた福祉情報に対して、容易にアクセスできることで、予防、早期発見、早期対応が可能となります。情報提供、情報集約など、情報提供体制づくりを通して「気づき」を促します。

1) 広報・啓発活動の推進

【施策の方向性】

- ○関係課における情報共有や連携を強化し、情報提供体制の一層の整備を図ります。
- ○広報紙、インターネット、ケーブルテレビ、回覧板などの多様な情報媒体を活用し、 公平に情報を手に入れられるよう積極的な広報・啓発活動を推進します。
- ○関係機関や団体との連携を深め、啓発活動により差別や偏見の撤廃に取組みます。
- ○だれにとっても読みやすく、親しみやすい広報紙やホームページ(以下「HP」という。)などの情報の提供方法の充実を図ります。
- ○地域に配置されている様々な分野に対応した相談員について、どこで、どのような内容の相談を受てくれるのかなど、もっと身近で気軽に相談できるよう広報活動に努めます。
- ○座談会、公開講座、シンポジウムなどの開催により、本計画への理解を促進するとと もに、地域福祉が確実に推進されるよう計画の進捗状況などを広報します。

2) 情報のバリアフリー化の推進

【施策の方向性】

 \bigcirc HP におけるウェブアクセシビリティ * の向上など、いっそうの情報のバリアフリー化、

知的障がい者に向けた分かりやすい文書の作成を促進します。

- ○障がいや社会的障壁による生活の制限を削減するための情報支援機器、支援ソフトについて、積極的に情報提供し、利用の方法など、情報サービス提供の在り方を検討します。
- ○障がいのある方の支援機器・支援ソフト導入の検討、ICT*の利用を支援する相談支援 の拠点づくりを推進します。
- ○公共施設などにおける情報通信機器について、障がいのある方でも使いやすい機器を選 定して調達することを推進します。
- ○老人福祉施設、障がい者福祉施設内の利用者が使用可能な端末の導入を検討します。

市民の取組み

- ◎市のHPや広報紙の内容について、積極的に意見を述べます。
- ◎高齢者や障がい者はHPなどにアクセスし、見やすいものであるか評価します。

社協の取組

主な事業・取組み	内容	事業シート
ホームページの効果的運用	各種の募集記事やイベントの広報、関係機関への リンクなど、効果的な運用を行います。	65 ページ
「福祉のまち ながくて」 の発行	広報紙の発行により、社協の事務やイベントなど の活動状況をお知らせします。	66 ページ

市の取組み

主な事業・取組み	内容	担当課
【新規】 広報紙、ホームページなど での孤立死に対する意識啓 発	広報紙、ホームページなどにおいて啓発記事を掲載することで、行政と市民とが一緒に孤立死について考え、予防につながるよう積極的な啓発を行います。	情報課
緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者、75歳以上高齢者世帯などを対象に緊急通報機器などを設置し、急病、事故などの緊急事態に緊急通報センターを通して、速やかな消防署による救助及び援助につなげることで、日常生活上の不安を軽減します。	長寿課
乳幼児健康診査、パパママ 教室、育児教室	妊娠期から出産後の乳幼児期、その後の子育ても 含め継続的に適切な情報提供を行うとともに、保 護者の育児上の不安や悩みを話し合える場を提供 し、楽しく子育てができる環境をつくります。	健康推進課

基本施策(2) みんなで見守る体制づくり

-【施策の指針】-

生活課題に対し、早期に発見し、対応するためには、地域の中で気づきの感度 を高める必要があります。見守りの仕組みをつくることによって効果的、効率的 に生活課題を拾い上げていくことが可能です。

地区社協を「場」とし、自治会活動、民生委員・児童委員活動と連携し、避難 行動要支援者登録事業などを媒介にするなど、重層的なネットワークの構築・見 守りの体制づくりを通して「気づき」を促進します。

1) 地域組織の活動支援

①地域コミュニティ型組織(自治会など)の活動支援

【施策の方向性】

- ○自治会加入の促進を支援するとともに自治会活動と「地域福祉施策との連携」を図り、 活動の促進支援に努め、生活課題の発見など、見守り体制を構築します。
- ○地域の既存活動(子ども会、シニアクラブなど)を検証するとともに、自治会に常 設の部会を設置するなど、団体の活性化を推進します。
- ○隣組、自治会、連合会・区会の各代表者の連携を推進します。
- ○地区社協、自治会や民生委員・児童委員の連携を図り、ネットワークの構築を促進 します。
- ○子ども会、シニアクラブなどの団体の相互交流の促進を支援します。
- ②アソシエーション型組織*の活動支援

【施策の方向性】

- ○アソシエーション型組織を地域福祉の推進役として連携を推進します。
- ○社協活動、民生委員・児童委員活動、自治会活動などと連携し、アソシエーション型組織を発掘し、ボランティアセンターへの登録を促進します。
- ○NPO法人、ボランティア団体、個人ボランティアにも地域活動への参加協力を促します。
- ○ボランティアセンターに登録する個人や諸団体の協力を促します。

2) 民生委員・児童委員活動の支援

【施策の方向性】

- ○市民に対し、広報紙やHPを通して、民生委員・児童委員への認知度と理解を促します。
- ○中学校区を目安とした地区単位の民生委員児童委員協議会を立ち上げ、地区社協と

- の連携により、情報の集約、共有、人的交流を深めるなど、地域のネットワーク構築 を図ります。
- ○民生委員・児童委員活動における高齢者以外の障がい者福祉、児童福祉分野への活動 の促進を図ります。
- ○民生委員・児童委員との連携を促進し、地域住民の生活課題の共有に努めます。
- ○委員活動上の悩みや困難に対し、相談支援を強化することで負担の軽減を図ります。
- ○自治会役員や見守りサポーターとの連携を密にし、相互の活動の交流や促進を図ります。
- ○小中学校、幼稚園、保育園との連携により児童・生徒の家庭における生活課題を把握 し、見守り活動を促進します。

3) 重層的ネットワーク体制の構築

【施策の方向性】

- ○地区社協をネットワーク構築の中核と位置づけ、情報を集約するとともに、地域福祉 施策との連携を促進します。
- ○市民が参加している市の既存事業を検証し、市民に参加協力を促します。
- ○社協活動、民生委員・児童委員活動、自治会活動などから寄せられた情報の集約化を 図り、個人や団体相互の交流や連携を促進します。

市民の取組み

- ◎民生委員・児童委員活動への理解と協力を深めます。
- ◎地域組織の活動の重要性を理解し、積極的に参加します。
- ◎ボランティアセンターに個人や団体、サークル仲間などの登録を積極的に行います。

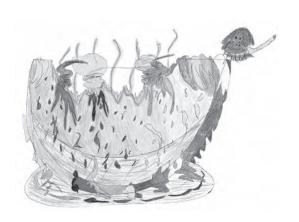
社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
【 重点プロジェクト 】 「見守りサポーター ながくて」養成事業	一人暮らし高齢者、75歳以上高齢者世帯の見守り、虐待の早期発見、見守りが必要な人の早期発見を担う地域のアンテナ役を養成し、新しい見守り体制を図ることで、地域のつながりの再構築を目指します。	68ページ

市の取組み

主な事業・取組み	内容	担当課
【新規】 支え合いマップの作成	実際に地域に住む人が、地域に困っている人がいるのか、どのような人のつながりや支え合いがあるのかを再確認し、地域の見守り体制の充実を図ります。	福祉課
広報紙配達時の状況確認	広報紙の配達時に、郵便物があふれているなど、 異変を認識した際には報告してもらいます。	情報課

主な事業・取組み	内容	担当課
「長久手市地域見守り活動 協定」の締結	新聞販売店や郵便局、宅配業者などと見守り活動 協定を締結し、地域住民の異変情報を提供しても らいます。	安心安全課
【新規】 野菜配布事業	農楽校事業で収穫した野菜を一人暮らし高齢者家 庭へ配布することで、見守りを行います。	産業緑地課
行方不明高齢者保護 ネットワーク	徘徊し、行方不明になった高齢者を地域の支援を 得て早期に発見できるよう、一斉メール送信シス テムを活用した協力機関の支援体制を構築しま す。	長寿課
行方不明者の発見保護協力 依頼事業	子ども、障がい者や高齢者などの行方不明者の速 やかな発見、保護に向けて、警察、関係機関や関 係課相互の連携の強化及び一元化を図ります。	安心安全課
徘徊高齢者等家族支援事業	徘徊癖のみられる認知症の高齢者などを介護する 家族に「発信機」を貸し出し、徘徊時の迅速な位 置検索、保護を目指します。	長寿課



基本施策(3)困りごと、悩みごとに気づいてもらえるまちづくり

【施策の指針】

生活課題には顕在的なものもあれば、当人さえ気づかない潜在的なものもあり、時には支援を拒否する場合もあります。顕在的なものであれば、自ら相談窓口を訪ねますが、潜在的なもの、拒否する場合などは、その生活課題はだれにも届きません。

困りごとや悩みに気づくためにはアウトリーチ (出向く) の手法が求められます。 民生委員・児童委員、市や社協事業の中の訪問活動を促進し、訪問活動体制を通 して「気づき」を促進します。

1) 訪問支援体制の整備

【施策の方向性】

- ○民生委員・児童委員活動、市の既存事業、避難行動要支援者登録事業、社協事業、生活困窮者自立支援事業などにおいて、必要に応じて相互に連携し、地域の実情や特徴を活かした訪問支援体制を整備します。
- ○ひきこもりや不登校、DV、虐待、精神疾患などにより生活課題を抱える方に対して 治療や支援への動機付けの方法として、訪問支援の積極的な導入を図ります。
- ○行政や民間団体の専門職員の知識や技術の向上のため、研修会や各種講座への参加を 促し、訪問技術の習得を支援します。
- ○医療機関や司法機関などの関係機関と連携を図りながら促進します。

コミュニティ・ソーシャルワーカー

2) C S W の配置支援

【施策の方向性】

- ○地域福祉圏域(小学校区)ごとに CSWを配置します。
- ○CSW活動を地域福祉推進の中心と位置づけて、市、事業所などと連携し、機能の充実を図ります。
- ○CSW活動への市民の理解や認知度を高めるため、広報紙やHPによる啓発をすると 共に積極的な地域へのアプローチを行います。
- ○CSWと地区社協、民生委員・児童委員、自治会などとの連携を支援します。
- ○CSWの専門性や資質の向上を図るため、各種研修制度への参加を促進します。

市民の取組み

◎訪問支援の必要性を理解し、相談支援を受けます。

◎CSWの活動を知り、活動に協力します。

社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
【重点プロジェクト】 地区社協設置事業 (CSWの配置)	各小学校区に地区社協を設置し、制度の狭間で 困っている方を支援するCSWを配置すること で、地域に密着して地域課題に取組みます。	67 ページ

市の取組み

主な事業・取組み	内容	担当課
母子保健事業(こんにちは 赤ちゃん訪問、乳幼児家庭 訪問)	3~4か月児健診受診前の乳児を対象に家庭を訪問し、養育環境の把握や助言を行い、必要に応じて適切なサービス提供に結びつけます。 また、育児相談や発達や発育について確認を必要とする家庭を訪問し、生活の場に合った保健指導を行います。	健康推進課
【新規】 5歳児健康診査事業	支援の必要な発達障がい児を保護者アンケートや 相談事業を通して早期に発見し、就学への移行が 円滑かつ適切にできるよう支援する体制を整備し ます。	健康推進課
【新規】 保健師地域活動	日常的に保健師が地域に出かけ、直接、住民と対 話することで、地域のニーズ、課題を認識します。	健康推進課
国民健康保険 (臨戸訪問徴収)	国民健康保険証・通知などの未着世帯訪問の際、 安否などを確認し、関係課と情報共有します。	保険医療課
後期高齢者医療 (臨戸訪問徴収)	保険料滞納、後期高齢者医療保険証・通知などの 未着世帯訪問の際、安否などを確認し、関係課と 情報共有します。	保険医療課
女性消防団員高齢者宅防火 診断	一人暮らしの高齢者宅を訪問して火災予防を呼び かけ、家庭内の防火診断を実施することで、安否 の確認などを行います。	消防本部総務課



ケースマネジメント体制の構築

基本目標 2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち ~ つながる・つなげる仕組みづくりを目指します~

基本施策(4)地域がつながる仕組みづくり

基本施策(5)いつでも相談できる人がいる地域づくり

基本施策(6)市民・事業者・行政のネットワークづくり

基本施策(4)地域がつながる仕組みづくり

【施策の指針】

生活課題は「つなげる」ことで解決されたり、あるいは、地域が「つながる」ことで楽しさを知る場合があります。相談を通してだれかへとつなぎ、だれかとつながるためには、身近な「場」、つなげる「人」が必要です。地域がつながるための場の確保や活用の仕組みづくりを通して、「つながる」ことを促進します。

1) 地域福祉推進の拠点づくり

【施策の方向性】

- ○地域共生ステーション、集会所、老人憩いの家などの既存施設において少人数の市民 を対象とした各種講座を開催し、交流の場、学習の場、地域づくりの場として活用し、 地域住民にもっとも身近な集会所などの活用を促進します。
- ○地域住民が気軽に集まり、気軽に利用できる地域共生ステーション、集会所を目指し、 生活課題を発見、解決する地域福祉推進の拠点として利用します。

2) 地域資源のネットワーク化

【施策の方向性】

- ○利用者のニーズ充足、問題解決に使われる地域資源の全体を把握し、利活用の方策を 検証し、ネットワーク化を図ります。
- ○地域住民が利用する集会所、老人憩いの家などの公共施設の利用方法の改善を促進します。
- ○社会福祉法人が経営する施設や設備などの地域への開放を促進します。
- ○行政や専門的な知識も持った人が、積極的に地域に入り、相談支援につなげます。
- ○利用者を取り囲むネットワークに家族、知人、友人を組み込むことで生活を支えます。
- ○権利擁護などの制度を通して、利用者の個人財産保護に努めます。
- ○ボランティアセンター事業などを通して、特別な知識や技術を持つ方の発掘を推進します。

- ○有形無形の地域資源を把握し、利活用状況や情報を集約し、地域福祉の推進を図ります。
- ○市民、事業者、行政などの連携を促進し、地域におけるネットワークの構築を推進します。

市民の取組み

- ◎地域共生ステーションや集会所を気軽に訪ね、活用します。
- ◎有効な地域資源の情報を共有します。
- ◎自らの特技、資格を生かして、積極的に地域の活動に参加します。

社協の取組み

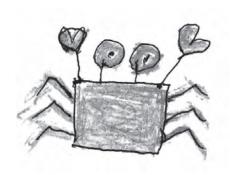
主な事業・取組み	内 容	事業シート
【 重点プロジェクト 】 地域交流のつどい・サロン 活動の支援	高齢者の閉じこもり・孤立の防止、健康増進を目的として、身近な地域におけるサロン活動による地域の交流、生きがいづくりなどを行う団体に対し、助成金交付や立ち上げの支援、運営の相談に応じます。	69 ページ

市の取組み

主な事業・取組み	内 容	担当課
地域共生ステーション事業	市民が集まり、語らい、地域のための取組を 行う拠点となる地域共生ステーションを各小 学校区に整備し、地域の課題を地域で考え地 域で取り組むまちづくりを推進します。	たつせがある課
【新規】 集会所などの既存施設を 拠点とした孤立死防止対策 事業	地域共生ステーション、集会所などに地域住民が交代で常駐し、地域のコミュニケーションの場を提供します。いずれは、一人暮らし高齢者の見守りやごみ出しなどの軽作業を手伝う活動として広げていきます。	たつせがある課
【新規】 保育園地域交流事業	保育園の「誕生日会」や「園開放」などの行事に、 地域の 65 歳以上の高齢者を招き、園児と一緒 になって楽しく過ごす時間を設けます。	子育て支援課
行方不明者の発見保護協力 依頼事業(再掲)	子ども、障がい者や高齢者などの行方不明者 の速やかな発見、保護に向けて、警察、関係 機関や関係課相互の連携の強化及び一元化を 図ります。	安心安全課
児童館事業	18 歳未満の子どもを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。	子育て支援課
【新規】 在宅医療福祉連携事業	地域包括ケアシステムの一部を担う、在宅医療と介護職などの連携を円滑にするため、電子連絡帳の導入などを推進します。	長寿課

主な事業・取組み	内 容	担当課
【新規】 徘徊高齢者捜索模擬訓練	自治会、地域団体などの協力を得て、徘徊高 齢者の捜索訓練を実施します。	長寿課





基本施策(5)いつでも相談できる人がいる地域づくり

【施策の指針】—

多様で複雑な生活課題を身近な場で、さらにすべての生活課題をワンストップで受け、コーディネートできる(つなげていく働きを持った)人が必要です。市民と行政などの協働によるコーディネイトできる仕組みづくりを通して、「つながる」ことを促進します。

1) 相談支援体制(ケースマネジメント体制)の整備

【施策の方向性】

相談窓口の集約化(ワンストップ窓口)

総合的な相談に対応できるワンストップ窓口として、高齢者、障がい者、子どもなどあらゆる相談に対応できるよう窓口の集約化を図ります。

CSWや民生委員・児童委員、その他関係団体などのマンパワーを広く取り入れ、市民が支える福祉のまちの実現を目指します。

◎高齢者相談

- ○地域包括ケアシステムの構築を見据えた地域包括支援センターの充実を図ります。
- ○地域包括支援センター、社協、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体、見 守りサポーターなどとの連携強化を支援します。
- ○地域包括支援センターにおける在宅医療と介護、医療関係者との連携を強化します。
- ○高齢者虐待に関する人権尊重などの正しい知識の普及により虐待予防あるいは早期発 見の仕組みを整え、被虐待者、介護者への相談体制を一層促進します。
- ○認知症の方を介護している家族からの相談に迅速に対応する体制を一層促進します。
- ○介護者交流事業などを活発化するとともに、負担を抱える家族などの相談により早期 に対応できるような体制を整えます。
- ○地域包括支援センターの職員や保健師の訪問による相談支援の促進を図ります。

◎子育て相談

- ○子育ての孤立化を防ぐための交流会の開催、自治会、小中学校、幼稚園、保育園との 連携強化により、育児不安への相談体制の充実を図ります。
- ○子育て家庭への情報提供の促進、援助の調整を行い、相談支援を充実します。
- ○児童虐待につながる子育ての不安やストレス軽減のために、早期に対応できる相談体 制の整備を図ります。

◎障がい者相談

○障がい者とその家族を支援するための情報提供の充実、関係機関との連携・協力体制 の充実を図ることで、利用者本位のサービス利用を可能にする支援を促進します。

- ○障がい者虐待の発見、通報、対応など、相談支援の機能強化を促進し、人権などに配 慮できる相談業務を担う人材の育成に努めます。
- ○近隣市町におけるサービス提供事業者の支援内容など、積極的な情報収集に努めると ともに、相談支援関係機関との連携・協力体制の構築に努めます。
- ○相談支援サービスにおける相談事例の検討や研究など、サービス提供事業者間の情報 交換、連携を取りながら、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3種類の障がいに 対応できるような相談体制、支援体制を推進します。
- ○難病患者、外国人障がい者に対する相談支援体制などの整備を検討します。

◎生活困窮者相談

○経済的に困窮した住民の相談窓口を設置し、既存の福祉関連施策や地域ネットワーク などと連携し、相談支援員が、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実 施することにより、生活困窮者の自立促進支援を図ります。

◎DV相談

- ○DVの早期発見、予防のための相談支援の一層の充実を図ります。
- ○DV被害の相談員の養成や育成など、DV相談に応じられる人材確保を推進します。
- ○配偶者暴力相談支援センターとの連携強化を図るとともに、市の相談窓口における被害相談活動の一層の促進に努めます。
- ○児童・障害者相談センター、病院、警察などの関係機関との連携を一層促進します。

◎精神保健福祉相談

1)自殺相談

- ○地域での見守りなどによって、自殺リスクの高い人を早期に発見でき、専門機関につなげられる相談体制を整備します。
- ○精神障がいに対する正しい知識の普及・理解の促進を図るとともに、だれでも気軽に 相談窓口に来られるような体制を促進します。
- ○学校でも児童が相談できるよう、教職員や教育委員会などとの連携強化を図ります。
- ○心の健康問題によって休業、休職した人への相談支援体制を一層推進します。
- ○家族などの自殺によって残された遺族に対する適切な相談ができる体制を整備します。

②うつ病相談

- ○うつ病と自殺、認知症の関連性などを啓発し、医療機関への早期受診や保健センター、 CSWへの相談を促進します。
- ○地域に身近な相談員として、СSWの積極的な活用を促進します。
- ○在宅の介護者への包括的なサービス提供体制を整備し、予防と対応を促進します。
- ○失業や多額の負債などの経済問題に対する地域の相談支援体制を一層整備します。

③ひきこもり・不登校相談

- ○地域での見守りなど、ひきこもり・不登校の早期発見に対応する相談体制を整備します。
- ○N ハウス (適応指導教室)*の活用などにより、ひきこもり・不登校などに適切に対応

できる窓口の充実、保健所や精神保健福祉センターとの連携強化により相談支援体制を促進します。

- ○ひきこもり・不登校の早期介入に対応するため、家族などからの相談に応じられるよう体制整備を促進します。
- ○自助グループ、NPO法人、ボランティアグループ、家族会、フリースペース*など、 民間の支援団体との連携した相談支援体制を促進します。
- ○学校や教育委員会と連携し、スクールカウンセラーの充実を図ります。

4発達障がい者相談

- ○保健師による訪問、臨床心理士による個別相談などの相談体制の充実を図ります。
- ○発達障がい者の乳幼児期から成人期まで、保健・福祉・医療、また就労や教育、それ ぞれの分野との連携を密にし、一貫した相談支援体制を推進します。
- ○幼稚園、保育園との連携などにより、発達障がい者の子ども自身や保護者などに対する相談支援を促進します。

◎その他の相談員

民生委員・児童委員、主任児童委員、母子自立支援員などとの連携を密にし、相談員の 資質の向上に努めます。

2) CSWの相談機能の充実

【施策の方向性】

福祉に関する相談は、児童から障がい者、高齢者にわたり広範囲で、保健、医療、教育や就労とも深い関連があり、本人だけでなく家族や地域にまで影響を与えています。よって、本人を取り巻く環境までを視野に入れた個別相談、地域社会への働きかけなど、きわめて多元的な対応が必要になります。

これらの課題に包括的に対応し、かつ地域の中での生活の支援にも関わるのがCSWであり、あらゆる相談を受けて、関係機関や団体につなぎ、地域のネットワーク構築、社会資源の活用・開発、サービス提供後の生活相談にも関わっていく働きを持っています。

- ○相談事業強化に伴い、CSWの配置の拡大を促進します。
- ○CSWを核とした地域におけるケースマネジメント体制を構築します。
- ○地域包括ケアシステムの構築に向けて、各種専門相談員、相談機関と連携し、地域に おける相談体制の確立を推進します。

市民の取組み

- ◎わずかなことでも気軽に相談します。
- ◎各相談事業への関心を示し、認知度を高めます。
- ◎相談が必要な方を見つけたら、相談事業の情報を提供します。

社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
【重点プロジェクト】 地区社協設置事業 (CSWの配置) (再掲)	各小学校区に地区社協を設置し、制度の狭間で 困っている方を支援するCSWを配置すること で、地域に密着して地域課題に取組みます。	67ページ
総合相談支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるために必要な支援を把握し、 適正なサービスや機関、制度につなげる支援を行います。	74ページ
【新規】 障がい者相談業務	「障がい者相談支援センター」において、障がい者、 障がい児、またそのご家族の相談業務を行います。 (委託事業)	98ページ
【新規】 生活困窮者自立相談支援事業	市の生活困窮者自立促進支援事業の一環として自 立相談支援事業を実施し、新しい生活困窮者支援 体系の構築を目指します。(委託事業)	73ページ
貸付相談事業	低所得世帯や障がい者・高齢者世帯などで、生活 にお困りの方への緊急対策及び世帯の自立更生資 金の貸し付けを行います。	90ページ

市の取組み

主な事業・取組み	内 容	担当課
障がい者相談支援事業	障がい者の困りごと全般の相談を受ける窓口として、内容によって必要な制度やサービスの利用につなげ、障がい者の自立した生活を支えます。	福祉課
【新規】 生活困窮者自立促進支援 事業	生活困窮者が深刻な状態になる前に包括的、継続的な自立支援を行います。平成 25・26 年度はモデル事業として、自立相談支援事業と就労訓練事業を行います。	福祉課
子育て支援センター事業	親子の交流の場の提供、子育てなどに関する相談・ 援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育 てに関する講習会などを実施します。	子育て支援課
要保護児童対策事業	要保護児童の適切な保護、要支援児童及び特定妊 婦への家庭訪問、面接など適切な支援を行います。	子育て支援課

主な事業・取組み	内 容	担当課
母子保健事業 (健診事後教室、子育て相談)	健診などにおいて、言葉の遅れや落ち着きのなさなどがみられる児童及び育児支援が必要な保護者に対して、相談や助言を行います。 乳幼児の保護者に対して、育児や発育・発達に関する相談に応じ、個別で必要な指導、助言を行います。	健康推進課
精神保健福祉事業 (こころの相談)	精神障がい者及びその家族などからの相談に応 じ、医療機関の紹介や支援が必要な者に対しては 適切なサービスが受けられるように支援します。	健康推進課





基本施策(6)市民・事業者・行政のネットワークづくり

【施策の指針】_

コーディネーターによってつなげられた生活課題の「つなぎ先」は、様々な公・ 民の専門機関や個人・団体です。つなぎ先の連携がなければ、つなげられた生活 課題は個々の機関や団体に散らばってしまいます。

効率的、効果的なコーディネートが可能となるようネットワーク形成の仕組みづくりを通して、機関や団体が「つながる」ことを促進します。

1) ネットワークへの市民参加

【施策の方向性】

- ○地域福祉にかかわる事業所、行政などの情報の集約を行います。
- ○HPの作成を通して、情報のバリアフリー化を促し、情報格差の是正を図ります。
- I C T を用いた相談支援体制の構築を検討します。
- ○学校教育と連携し、HP作成を通して、児童生徒の福祉への理解を促進します。
- ○HPを通して、地域の情報や福祉のイベントなどの情報を発信し、情報提供を促進します。

2)新たな社会問題への対応

【施策の方向性】

◎孤立化

- ○職員や市民、事業者の連携した見守り体制の確立に向け、事業の具体化を検討します。
- ○孤立死の恐れがある方に対し、安否確認、早期発見や防止に向けた方策を検討します。
- ○多様な広報媒体の活用、情報内容の吟味、関係部署との連携により、認知症や児童 虐待、DV防止などの分野を広げた啓発活動を促進します。
- ○センサー付き緊急通報システムの導入の拡大を検討します。
- ○広報配達員、自治会などによる高齢者世帯などへの広報紙の手渡しを検討します。
- ○新聞販売店や郵便局、宅配業者などとの協定締結により、迅速な情報収集を図ります。
- ○農楽校事業で収穫した野菜の一人暮らし高齢者世帯への配達や他部署の事業との協働など、高齢者の見守りを促進します。
- ○食の自立支援事業(給食の宅配)、防火診断、保険料などの臨戸訪問を訪問支援と位置づけ、安否確認の促進、関連部署との情報共有、協力体制の強化などを図ります。
- ○地域共生ステーションや集会所を拠点とした孤立死防止対策事業として、地域住民 同士の相互交流、コミュニケーションの活性化などを促進し、早期発見や対応を促 進します。
- ○保育園の地域交流事業を活用し、高齢者の外出のきっかけづくりを促進します。

○生きがい活動型デイサービス事業などの周知を図り、社会参加を一層促進します。

◎認知症

- ○認知症サポーター養成講座などを通して、認知症に対する理解を深め、認知症高齢者 を地域で支える人材の養成を支援します。
- ○既存施設を活用して、住民主体の自主的なグループによる介護予防事業を展開し、地域でのつながりを築いていくとともに、認知症の予防を推進します。
- ○行方不明者の発見や保護の協力などの対応を強化し、関係課との連携による効率的な 行方不明者の発見保護を促進し、類似施策との統合など、効果的なシステム構築を検 討します。
- ○精神保健福祉事業において、精神保健福祉士を配置するなど、体制強化の充実を図ります。
- ○保健センター内での相談体制の周知、関係課との連携促進・情報共有を通じて、精神 保健福祉事業の一層の充実を図ります。

◎虐待

- ○高齢者虐待の実態把握に努め、早期発見など、虐待防止に向けた体制を整備します。
- ○高齢者の尊厳、人権、生命尊重に関する普及及び啓発活動の充実を促進します。
- ○被害者及び加害者に対する相談並びに支援体制を充実させます。
- ○地域住民、民生委員・児童委員、新聞販売店などの相互による見守り体制を強化し、 関係機関とも連携を図り、孤立死、児童虐待なども含めたセーフティネットの整備を 推進します。
- ○地域包括支援センターの理解を促進し、高齢者虐待防止や対応の一層の充実を図ります。
- ○母子保健事業(健診後教室、子育て相談、パパママ教室、乳幼児健康診査、育児教室) を通して、出産・育児への不安の解消、健全な母子関係の成立を図り虐待防止に努め ます。
- ○母子健康手帳交付時の精神保健福祉士による面談、精神的な問題を抱える母子への家 庭訪問などを促進します。
- ○継続支援が必要なケース、児童虐待が疑われるケースなどには、関係部署や民生委員・ 児童委員、主任児童委員との連携を図り、情報共有の促進を図ります。
- ○児童館事業を活性化し、子ども会や自治会との連携を深め、地域における子育て支援 を促進します。
- ○要保護児童対策事業における体制の維持・強化を通し、適切なケース管理の継続、地域の見守り体制との連携、啓発活動などを実施し、虐待の減少に努めます。
- ○ファミリーサポートセンター事業においては、既存の子育てサークル、民間団体への 周知及び連携を図りながら、効果的な運営を支援します。

市民の取組み

- ◎見守り体制の確立のため、積極的に地域のネットワークへ参加します。
- ◎地域の情報や福祉の情報を地域で共有します。

社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
社会福祉大会	社会福祉の発展に功績のあった人々を顕彰することで、社会連帯意識の高揚を図り、地域福祉活動の充実に取組みます。	75 ページ
福祉まつり	市内のボランティア団体・福祉施設が出展し、活動内容などを発信できる場として、また、交流の場として開催します。	76 ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
市民を守る地域活動検討会議	職員や市民、事業者が連携した「見守り」の 体制を確立するための新規取組の実施に向け た調整、検討を行います。	政策秘書課
【新規】 地域福祉に関しての 情報システムの活用	地域福祉の推進にむけた情報システムの活用 を図ります。	情報課
認知症サポーター養成講座	地域において認知症に関する正しい理解を深 め、支援を充実させるための講座を実施します。	長寿課
ファミリーサポート センター事業	子育て中の親が、仕事と育児を両立し、安心 して子育てができる環境をつくります。	子育て支援課



包括的なサービス提供体制の構築

基本目標3 みんなに「届く」安心なまち

~サービス提供の仕組みづくりを目指します~

基本施策(7)困っている人を支える体制づくり

基本施策(8) ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり

基本施策(9)生きがいを持って暮らすまちづくり

基本施策(7)困っている人を支える体制づくり

【施策の指針】

つなげられた生活課題の解決に向けては、公私にわたり、多職種のサービス提供主体が多様に関わります。常に生活全体を把握する専門的なコーディネーターが、つなぎ先である個々の機関や団体相互の連携強化・連携維持はもちろんのこと、福祉サービス利用者の権利擁護、サービスの質にも十分配慮しなくてはなりません。

生活全体を見据えた個別ケアを軸に、市民と行政などが協働で包括的に提供する体制づくりを通して、人権やサービスの質など、利用者に支援が「届く」仕組みを実現します。

1) 福祉サービス利用援助の促進

【施策の方向性】

- ○成年後見制度、日常生活自立支援事業に関する情報提供、普及、啓発の促進を図り、 相談支援体制を充実するなど、身近で利用しやすい制度の運用を目指します。
- ○高齢者、障がい者、児童の虐待防止、男女共同参画の推進とともに、一層の人権学 習を推進します。
- ○社協が行う権利擁護事業を積極的に支援していきます。

2) 社会福祉法人などへの支援

【施策の方向性】

- ○社会福祉法人が地域福祉推進の拠点となり、また、質の高い福祉サービス提供事業者として地域社会における役割を果たしていけるように支援していきます。
- ○社会福祉法人の機能を地域に開放し、法人と地域住民との交流の活発化、信頼関係 の形成を支援するとともに、法人運営の透明性確保を指導し、法人理解の促進に努 めます。
- ○社会福祉法人、NPO法人など、あらゆる福祉サービス提供事業者の自己評価、第 三者評価を支援し、利用者の適切なサービス選択に資する情報源となるよう推進し

ます。

○サービス利用に伴う利用者からの相談・苦情に対し、早期解決に向けて支援するなど、 第三者評価制度や苦情解決体制を一層推進します。

市民の取組み

- ◎福祉サービス提供事業者の第三者評価制度に参加します。
- ◎社会福祉施設などを気軽に訪問し、事業内容や利用方法を理解します。
- ◎ワンコインサービスなどの地域の支え合いに参加します。

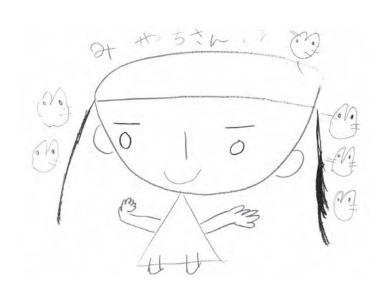
社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
権利擁護業務	総合相談の中には、複数の問題を抱えている場合が多く、権利に対する認識を理解し、必要な情報を提供することを目的として実施します。	77 ページ
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい者、精神障がい者など、自分ひとりでは契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れや書類の管理などに不安のある方に対して、福祉サービス利用の援助、金銭管理サービス、書類や印鑑などの預かりサービスを行います。	78 ページ
弁護士などによる心配ごと 相談事業	住民が気軽に来所でき、あらゆる生活上の相談を することができる心配ごと相談を行います。法律 相談、人権相談などに対応し、電話での相談も可 能です。	72ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
【新規】 ごみの訪問収集	自らごみを収集場所に持ち出すことが困難な 方を対象に個別の訪問回収を行うことにより、 地域の見守り体制が確立できるよう検討しま す。	環境課
福祉有償運送事業	高齢者、障がい者などの移動制約者の移動手 段として、NPO法人などによる実費の範囲 内での移送サービスを支援します。	福祉課
障がい者通所事業	障害者総合支援法に基づき、民間法人への指 定管理により通所事業所を運営します。	福祉課
ワンコインサービス事業	在宅高齢者に対し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、軽度な日常生活の援助をワンコイン(100円または500円)で行います。サービス提供者も元気な高齢者であり、地域住民によるボランティア活動の推進を図ります。	長寿課

主な事業・取組み	内 容	担当課
【新規】 病児・病後児保育事業	児童の病気時や回復期で集団保育が困難であり、保護者も就労などで保育できない時に利用できる保育サービスとして、病児・病後児保育を実施します。	子育て支援課
成年後見センター事業	尾張東部成年後見センターへの委託により、 判断力が不十分な認知症の高齢者、知的障害 や精神障害のある方の財産や権利を守るため の無料相談を実施します。	長寿課福祉課





基本施策(8)ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり

【施策の指針】・

生活課題を抱えながらも尊厳を持って住み慣れた地域で生活するためには、公私にわたり質・量ともに確保された在宅サービスが整備される必要があります。

保健・医療・福祉の分野に限らず、他のサービスも含めた包括的なサービス提供体制づくりを通して、利用者に支援が「届く」仕組みを築きます。

1) 包括的なサービス提供体制の充実

【施策の方向性】

- ○児童から高齢者まで、相談支援やサービス調整機能の集約など、地域ケアマネジメント体制の確立を目指します。
- ○地域で生活する利用者と家族を支えるための情報提供、相談体制などを充実し、利用 者本位のサービス利用を推進します。
- ○近隣市町におけるサービス提供事業者の支援内容などを収集するとともに、サービス 困難事例に対応するためにも相談支援関係機関との連携・協力体制を整備します。
- ○虐待などが発見された場合の関係機関への通報、相談などの機能強化を促進します。
- ○障がい者や家族によるセルフマネジメント(自己管理)研修などの実施を検討します。
- ○地域のどこでも、医療や介護が受けられるサービス提供体制を促進します。
- ○施設や病院から帰宅後の在宅サービスを受けられる地域生活への移行を促進します。
- ○地域の公共施設などを活用した、住民主体の自主的なグループによる介護予防事業を 展開し、地域でのつながりの促進に努めます。

市民の取組み

- ◎福祉に必要な情報を提供します。
- ◎各種福祉サービスを積極的に利用します。

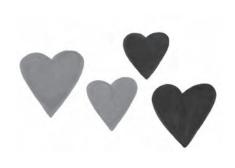
社協の取組み

主な事業・取組み	内容	事業シート
介護予防事業に関する ケアマネジメント	身体機能低下の予防や閉じこもり・認知症の予防 を目的に、地域で実施されている「いきいき倶楽 部」に参加し、地域の情報収集や見守り、相談支 援を実施します。	79 ページ
新予防給付に関する ケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護認定で要支援と認定された方を対象に、ケアマネジメントを行います。	80ページ

主な事業・取組み	内 容	事業シート
介護予防事業	高齢者が住み慣れたまちでいきいきと元気に過ごしていくために、運動、口腔、栄養、閉じこもり、認知の5つの項目に重点を置いた事業を実施し、要介護・要支援状態になることを防ぎます。(委託事業)	81 ページ
居宅介護支援 (ケアプラン作成業務)	要介護状態にある方に対し、ケアマネジャーが本 人や家族の意向に沿ったサービスや、利用する事 業者を盛り込んだケアプランを作り、在宅で安心 して生活できるよう支援します。また、介護認定 のための訪問調査を行います。	82ページ
訪問介護・予防訪問介護	要支援・要介護状態になっても在宅生活を続けられるよう、ケアプランに基づいてホームヘルパーを派遣して、身体介護(入浴や食事、排泄など)、 家事援助(掃除や洗濯、調理など)の在宅サービスを提供します。	83ページ
居宅介護事業・地域支援事業 (障がい者総合支援事業)	障がい者が、住み慣れた地域で継続的に、在宅生活を続けるために、ホームヘルプサービスを提供します。また、社会参加を促進するための移動支援なども行います。	84ページ
通所介護事業 (デイサービス)	介護保険事業の要支援・要介護者を対象に、できるだけ自立した日常生活が送れるよう、通所により日常生活の支援や機能訓練を行うことを目的にサービスを提供します。	85ページ
包括的・継続的ケアマネジ メントの体制構築	高齢者の入退院時などに、本人や家族の意向をもとに、医療機関や病院の相談員(医療ソーシャルワーカー*)、介護サービス事業者などと連携して必要なサービスの提案や利用調整を行います。	86 ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
介護予防事業	高齢者が住み慣れたまちでいきいきと元気に 過ごしていくために、運動、口腔、栄養、閉 じこもり、認知の5つの項目に重点を置いた 事業を実施し、要介護・要支援状態になるこ とを防ぎます。	長寿課
家事援助型ホームヘルパー 派遣事業	家事などが困難で、日常生活を営むのに支障があるひとり暮らし高齢者や後期高齢者世帯に対し、家事援助を行うホームヘルパーを派遣します。	長寿課
高齢者等家具転倒防止事業	地震などでタンスや家具などの転倒による人 的被害の発生を防止するため、家具転倒防止 器具にかかる費用を助成します。	長寿課

主な事業・取組み	内 容	担当課
高齢者住宅改修事業補助金	手すりの設置や床の段差解消改修など、自宅 の改修への補助金を支給します。	長寿課
高齢者日常生活用具給付金	寝たきりやひとり暮らし高齢者などを対象に、 介護保険のメニューにはない電磁調理器の給 付などを行います。	長寿課
高齢者防犯対策事業	高齢者宅への侵入盗などによる犯罪被害を防止するため、センサーライトの取り付けを推進します。	長寿課
【新規】 グループホーム運営支援	障がいのある方が、安心して生活できる環境を整えるため、生活の場としてのグループホームの確保に努めます。認知症高齢者グループホームとの連携も検討します。	福祉課
【新規】 児童発達支援センター設置 事業	障がいがある児童に対して、より充実した療育を実施するとともに、保護者が集い、情報 交換などができる拠点となる施設を整備します。	子育て支援課



基本施策(9)生きがいを持って暮らすまちづくり

【施策の指針】

住み慣れた地域で暮らすためには、在宅サービスが充実しているだけでなく、いかに自分らしく生活できるかが重要です。安心・安全はもとより、個人の趣味や関心に合わせ、自由に選択できる多種多様な活動の場があり、生きがいや張りを持って、その人らしく生活できるための環境整備が必要です。生きがいを持って主体的に生活できるまちづくりを通して、利用者に支援が「届く」仕組みを整備します。

1) 安心で安全なまちづくり

【施策の方向性】

◎交通

- ○高齢者、障がい者、要介護者、妊産婦など、行動上の制限を受ける方々の駐車施設の 確保、安全な移動手段の確保に努めます。
- ○高齢者や障がい者、児童などの交通弱者と交通事故との遭遇を防止するため、交通安全啓発、交通安全教育を強化し、市民の交通安全意識向上に努めるとともに、ガードレールやドットマーク区画線などの交通安全施設の整備促進により、良好な道路交通環境の確保に努めます。
- ○移動制約者の移動手段として、福祉有償運送事業などの活性化を図ります。

◎犯罪

- ○市民及び事業者の防犯意識を高め、地域と警察、行政が連携・協力して犯罪抑止に努めるとともに、市民の自発的な防犯活動を促進し、地域における防犯ネットワークを構築し、犯罪が起りにくいまちづくりを推進します。
- ○性的被害に遭いやすい女性や子どもに対する犯罪を未然に防ぐため、啓発や地域連携 を図ります。
- ○障がい者が、犯罪被害に遭わないための予防、被害に遭った場合の支援者の確保、コミュニケーション支援などの支援体制の充実を図ります。
- ○性的被害を受けている人、中でも深刻な被害を受けているのに声をあげられないこと の多い女性障がい者の発見、対応方法について検討を図ります。
- ○障がい者団体と警察などが連携するための支援を検討します。

◎バリアフリー化

- ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称、「バリアフリー新法」)への理解を深めるため、市の広報紙、HPなどで情報を提供し、啓発に努めます。
- ○障がい者や高齢者などの利用に十分配慮したユニバーサルデザインによる公共施設の 整備を進めます。

- ○市内に整備されているリニモの駅・駅前広場、バス停、道路などの点検を行い、改善に努めます。
- ○高齢者・障がい者が、在宅でより快適に生活するために必要な住宅改修の促進を図ります。
- ○高齢者・障がい者が、自らの意志であらゆる活動に参加できる環境整備を図ります。
- ○高齢者・障がい者による公共施設の点検、利用者の意見を取り入れた建築物の整備の 検討に努めます。

2) 社会参加とQOL*の向上

【施策の方向性】

- ○障がい者の権利条約の立場である「社会モデル」について広く啓発し、理解を深めます。
- ○だれもが、安心して安全に社会参加できる生活空間のバリアフリー化を一層促進します。
- ○障がいの有無、年齢にかかわらず、スポーツ、文化、芸術に参加、交流できる環境を 整備するとともに、その人らしく生きがいと張り合いのある生活の実現に向けて支援 します。
- ○高齢者や障がい者に対し、消費者被害への対応方法などの啓発活動を推進します。
- ○高齢者や障がい者の特性に応じた選挙情報の提供体制の整備を促進します。
- ○司法アクセスへの機会を保障するため、高齢者や障がい者のコミュニケーション手段 の確保を図るとともに、司法関係者への障がい者理解を促進します。

市民の取組み

- ◎安心、安全にかかわる提案、情報を市や社協に伝えます。
- ◎衣食住だけでなく、生活の質も考え、生きがいづくりに努めます。

社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
生きがい活動型 デイサービス事業	一人暮らし高齢者、75歳以上高齢者世帯の方などを対象に、日常動作訓練や趣味活動の提供を行い、身体的な機能の低下防止、生きがいづくりの援助を目指します。(委託事業)	87 ページ
地域活動支援センター事業	家族の介護負担軽減や自立支援を目的に、障がい 者のデイサービスを実施し、創作活動や温泉入浴、 ボランティアなど地域の方との交流を行います。	88ページ
年忘れ「お笑い演芸会」の 開催	高齢者同士の交流や外出の機会創出のために、ボ ランティアによる寄席を開催します。	89 ページ
ひとり親援助活動	夏休みに映画鑑賞をした親子に対して助成を行い ます。	95 ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
ながくて幸せのモノサシづ くり	市民一人ひとりが生活や地域社会の豊かさな どを測る新しいモノサシを持ち、市民と職員 が協働して、課題解決するための仕組みづく りを行います。	経営管理課
生きがい活動型 デイサービス事業	一人暮らし高齢者、75歳以上高齢者世帯の方などを対象に、日常動作訓練や趣味活動の提供を行い、身体的な機能の低下防止、生きがいづくりの援助を目指します。	長寿課
「食」の自立事業	一人暮らし高齢者などの健康の保持、食生活 の改善、日常生活の助長を図るとともに、安 否の確認を行うため、給食の宅配などを行い ます。	長寿課
高齢者福祉浴・ 歩行浴優待事業	福祉の家にある温泉施設(福祉浴室・歩行浴室) の利用料を年 10 回無料にします。	長寿課
高齢者文化施設優待事業	芸術文化施設を気軽に利用し、美術・芸術に 親しむことで、外出の機会や生涯学習活動の 促進を図ります。	長寿課



長期継続的なケア体制の構築

基本目標 4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち

~地域における生活支援の仕組みづくりを目指します~

基本施策(10) お互いを知り合える地域づくり

基本施策(11) 気軽に「助けて」と言い合える人づくり

基本施策(12)支え合えるまちづくり

基本施策(10)お互いを知りあえる地域づくり

【施策の指針】-

生活課題の解決に向けては、公私のサービス提供による長期継続的な支援が求められます。家族をはじめ、知人や友人、個人ボランティアやボランティア団体などの関わりは長期にわたります。

長期継続的に支えるインフォーマルネットワーク*の仕組みづくりを通して、互いに知りあい、「支え合う」喜びを知るまちづくりを実現します。

1) ボランティア活動への参加促進

【施策の方向性】

- ○ボランティア活動への参加を通して、社会参加の一層の促進を支援します。
- ○地域福祉推進の担い手である個人ボランティアやボランティア団体の養成・育成、設立 を積極的に支援し、ボランティア活動の普及に努め、福祉コミュニティの創造を目指し ます。
- ○福祉と教育における子どもの「生きる力」を育むボランティア活動の体験的学習を教育 関係者と連携して推進します。
- ○幼少期からのボランティア活動への参加促進を通して、高齢者や障がい者への差別や偏 見の是正を推進していきます。

2) NPO法人への支援

【施策の方向性】

- 「住民と行政の協働による新しい福祉」の確立に向け、本来のNPO法人の機能である 「民 が担う公」の実現を推進します。
- ○行政サービスでは届かないきめ細やかなニーズに対応したサービス提供を支援します。
- ○NPO法人の活動を福祉のまちづくりを形成する構成要素として、地域福祉施策との連携の中で捉えてその振興を推進します。

市民の取組み

- ◎市や社協の広報紙やHPなどからボランティア情報を入手します。
- ◎関心のあることや、特技や資格を生かして、何かのボランティア活動に参加します。
- ◎NPO法人の活動を理解します。

社協の取組み

主な事業・取組み	内容	事業シート
ボランティア相談員による 相談支援	ボランティア活動における問題の解消や活動の発展、新しく始めるボランティアの不安解消やボランティア紹介のため、ボランティアによるボランティアのための相談会、受け入れ先の訪問を実施します。	97 ページ
ボランティア養成研修・ 啓発	ボランティアを養成する入門講座やイベントを開催することで、ボランティア人口の増加を目指します。	96 ページ
ボランティアの紹介・斡旋	個人や団体に対してボランティア登録を実施し、 ボランティアの利用を望む団体などに対して、登 録ボランティアの斡旋、派遣を実施します。	91 ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
【新規】 支え合いマップの作成 (再掲)	実際に地域に住む人が、地域に困っている人がいるのか、どのような人のつながりや支え合いがあるのかを再確認し、地域の見守り体制の充実を図ります。	福祉課
【新規】 地域福祉ポイント制度	ボランティアなどの地域活動への参加にポイントを付与することで、活動への参加を促し、 市民が助け合い、地域福祉の向上を目指しま す。	福祉課

基本施策(11)気軽に「助けて」と言い合える人づくり

-【施策の指針】-

長期継続的な生活課題の解決には、心身の疲労もあるため助けを気軽に申し出られる環境が必要です。家族をはじめ、知人や友人、個人ボランティアやボランティア団体などの関わりは長期にわたり、その人を支えていくものですが、支援を訴えてもニーズを理解して受け取る人や団体が存在しなければ、支援にはつながりません。

個人や団体の関係づくりの仕組みを通して、「支え合う」喜びを知るまちづくり を目指します。

1) 災害時に備えた福祉のまちづくり

【施策の方向性】

- ○自治会などによる自主防災講習会を推進することで、自助・共助を養うとともに、自 主防災組織の成立及びその活性化を促します。
- ○全市民を対象とし、南海トラフ巨大地震発生を想定した一斉防災訓練を実施します。 避難訓練や避難所運営訓練など、実際の災害時を想定した訓練を行い、訓練の計画・ 実施にあたっては、地域住民が主体となり進めることで、地域の防災力向上を目指し ます。
- ○避難行動要支援者に対しては、「避難行動要支援者登録台帳」などを用いて、民生委員・ 児童委員、自主防災組織などによる安否確認訓練を実施します。
- ○市との災害協定に基づき、社協がボランティアコーディネーターなどとともに実施する、災害時ボランティアセンターの設置・運営訓練を支援します。
- ○災害時には広域的な支援が必要となるため、県との連携を密にし、災害時に円滑な応援要請などができる体制の整備を図るとともに、防災訓練への県の参加・協力を求めます。
- ○災害時に派遣された医師・看護師などが効率的かつ効果的な活動ができるよう、医師会などとの連絡体制を構築するとともに、医師などの受け入れに関する研修など、実践的な訓練を検討します。
- ○防災訓練の企画から実施にあたり、自治会などの地域関係者が主体的に関わることで、 地域の課題を発見し、地域で見守る活動につなげるよう支援します。
- ○日頃から災害時を意識した「支え合い」による地域づくりを行います。

- ◎自主防災組織への協力、理解を深め、防災訓練にも積極的に参加します。
- ◎日常から、地域で支え合う人間関係の構築に努め、積極的に助けを求めます。
- ◎災害時に自分でできることを考えます。

社協の取組み

主な事業・取組み	内容	事業シート
【 重点プロジェクト 】 地区社協設置事業 (CSWの配置)(再掲)	各小学校区に地区社協を設置し、制度の狭間で 困っている方を支援するCSWを配置すること で、地域に密着して地域課題に取組みます。	67ページ
【 重点プロジェクト 】 地域交流のつどい・サロン 活動の支援(再掲)	高齢者の閉じこもり・孤立の防止、健康増進を目的として、身近な地域におけるサロン活動による地域の交流、生きがいづくりなどを行う団体に対し、助成金交付や立ち上げの支援、運営の相談に応じます。	69ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
市内一斉防災訓練	市内全ての小学校を会場として、一斉に避難 訓練や避難所運営訓練などを行い、個人、地域、 行政、それぞれの役割を確認し、課題を発見 することで、市全体の防災力を高めます。	安心安全課
避難所運営ゲーム(HUG) 推進	避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験する避難所運営ゲーム(HUG)を通して、地域における防災意識向上を図ります。	安心安全課
認知症サポーター養成講座 (再掲)	地域において認知症に関する正しい理解を深め、支援を充実させるための講座を実施します。	長寿課
ファミリーサポートセン ター事業 (再掲)	子育て中の親が、仕事と育児を両立し、安心 して子育てができる環境をつくります。	子育て支援課

基本施策(12)支え合えるまちづくり

【施策の指針】—

災害などの緊急事態、その後の復興においては、長期継続的支援が必要になる こと、また、日頃の支え合いが大切であることを、私たちは未曾有の大震災から 身を持って知りました。

避難行動要支援者登録事業や災害時ボランティアセンター事業を通して、「支え合える」喜びや安心感をもたらすまちづくりを推進します。

1) 避難行動要支援者の支援方策の推進

【施策の方向性】

- ○自治会などにおける地域の信頼関係の構築、連携の促進を支援します。
- ○避難行動要支援者の支援に向けた自治会などとの連携、情報共有を推進します。
- ○制度の周知により避難行動要支援者登録者数の増加を図ります。
- ○自治会などや消防団、福祉関係者間の情報共有のための会議の開催を検討します。
- ○自治会などとの連携に向けて、個別の避難支援プラン、避難支援体制の検討の必要性 への理解を促進します。
- ○自治会などによる日頃の防災活動を通して、見守り活動、声かけなどの活動を促します。
- ○避難行動要支援者などの意見を参考とした福祉避難所の運営、設備を検討します。

市民の取組み

- ◎災害時などの緊急時には地域の助け合いが必要であることを理解し、積極的に情報提供します。
- ◎安否確認の情報提供や避難支援者として協力します。
- ◎共同募金活動に積極的に協力します。

社協の取組み

主な事業・取組み	内容	事業シート
【新規】 災害時ボランティアセン ター事業	大規模災害時に行政及び関係機関・ボランティア などと協力し、ボランティア活動が効果的・効率 的に展開できるよう災害時に設置します。	92 ページ
会員募集事業	自主財源の確保と、地域福祉の充実を目的に自治会を通して会員募集を行い、法人に対しても協力を呼び掛けます。会費は、だれもが安心して地域で暮らせるための事業に利用します。	93ページ

主な事業・取組み	内容	事業シート
共同募金運動事業	住民相互の助け合いと地域福祉の推進を目的に、 赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金を実施し ます。共同募金の配分金は、子どもから高齢者に 関わる事業に活用します。	94ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
避難行動要支援者登録事業	一人暮らし高齢者、障がい者など、災害など の緊急時に支援を要する人を要支援者として 登録し、あらかじめ支援団体などに情報提供 することで、要支援者が安心して暮らせる環 境をつくります。	福祉課





居場所の確保・学びのプロセスの構築

基本目標 5 みんなに「たつせがある」成長できるまち ~人材の養成・育成の仕組みづくりを目指します~

基本施策(13) 一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり

基本施策(14) みんなに役割と居場所がある地域づくり

基本施策(15)福祉関係者の専門性を高める意識づくり

基本施策(13)一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり

【施策の指針】-

「豊かな地域社会とは何か」、「人の幸せとは何か」など、福祉や人のことを知ること、学ぶこと、理解することで、生活課題は「見えて」きます。見えてくることで「発見」につながり、支援へと「つないで」いくことができます。「知は力なり」とあるように、「知」は支援力を高めます。

学びの仕組みづくりを通して、「たつせがある」まちづくりを促進します。

1) 福祉教育(福祉学習)の推進

【施策の方向性】

- ○生涯学習において福祉学習を実施し、「福祉サービスを利用する力」を推進します。
- ○福祉講座の開催により地域福祉推進の主体を形成し、福祉のまちづくりを推進します。
- ○福祉学習によって、幼少期からの心のバリアフリー化を促進します。
- ○小中学校の教職員に福祉学習の教育内容を提供するなど、福祉学習の理解と内容の充 実を促進します。
- ○児童・生徒のボランティア活動への参加を支援するとともに、児童・生徒が福祉学習 として体験できる実践的な場の確保に努めます。
- ○高齢者や障がい者などとの実際の交流を通した生きた福祉学習を推進します。
- ○市民と市職員が協働して、長久手の将来像を語りながら、具体的に課題を解決していくための仕組みづくりを推進します。

2) 教育委員会との連携

【施策の方向性】

- ○福祉学習推進のため、定期的な会議の場を設けるなど、教育委員会との連携を強化します。
- ○教職員に福祉学習についての情報を提供し、福祉学習の必要性や重要性などの理解と 積極的な取組みを働きかけます。

- ○「総合的な学習の時間」における福祉学習の促進を働きかけます。
- ○学校内にスクール・ソーシャルワーカー*(SSW)の配置に向けた検討を進めます。

市民の取組み

- ◎福祉を学び、地域や地域の人と関わりを持ちます。
- ◎福祉講座などに参加し、地域福祉への理解を深めます。
- ◎自身の健康について考え、積極的に行動します。

社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
【新規】 各種講座の開催	住民全ての方が、安心して暮らせるような市全体の福祉の向上を目的に、これまでにないインフォーマルな視点で、結婚、育児、仕事、老後など、多分野にわたる講座を開催します。	71 ページ
社会福祉協力校助成	市内の小・中・高等学校に対し、福祉協力校とし て委託し、福祉教育を推進します。	99 ページ
高齢者生涯学習事業	高齢者を対象に、生きがいづくり、健康増進や仲間づくりを目的に、運動や工芸、パソコン、英会話など各種の講座を開催します。	100ページ
福祉作文コンクール事業	児童・生徒の福祉活動の啓発を目的に、作文を通 して福祉活動を考える機会を設けます。	101ページ
男性の料理教室の開催	男性の一人暮らし高齢者を対象に、手軽に作れて、 栄養の取れる料理の教室を開催します。	102ページ



主な事業・取組み	内 容	担当課
ながくて幸せのモノサシづ くり(再掲)	市民一人ひとりが生活や地域社会の豊かさなどを測る新しいモノサシを持ち、市民と職員が協働して課題解決するための仕組みづくりを行います。	経営管理課
住民プロジェクト推進事業	若い世代を中心とした市民ワークショップを 通じて、地域課題に対応したプロジェクトを 企画・実施することで、次世代のまちづくり の担い手を発掘・育成し、市民一人ひとりに 役割と居場所のあるまちの仕組みづくりを進 めます。	たつせがある課
大学連携の推進	市内及び近隣に数多くある大学を地域資源と して、また、学生と市民との交流を通してま ちづくに生かすよう連携事業を進めます。	たつせがある課
【新規】 地域福祉計画の推進	地域福祉計画の策定、推進を通して、地域内 のネットワークづくりや住民同士の支援活動 を広げ、福祉施策の総合的な推進を目指しま す。	福祉課
地域と関わりのある学校行事(ふれあい学級(東小)、 校区運動会、ボランティア 感謝の会)	親子でのスポーツ、体験活動を通じて、地域 の方とふれあい、交流することで地域との連 携を深めます。 登下校時の見守りをしてくれる地域の方に、 児童から感謝の意を表します。	教育総務課
キャラバン・メイト/認知 症サポーター養成研修事業	認知症を正しく理解し、認知症の方やご家族 をあたたかく見守る「認知症サポーター」や 講師役の「キャラバン・メイト」を養成します。	長寿課
【新規】 健康マイレージ事業	市民、事業者、行政などが連携し、高齢になっても元気に日常生活が送れるよう日頃からの健康づくりへの取組みを支援します。	健康推進課

基本施策(14)みんなに役割と居場所がある地域づくり

【施策の指針】_

役割と居場所の確保は、他の人との関係のなかで、そこに居て果たすべき自分の役割が与えられたり、役割を知ることになります。子どもであれば社会性を学びます。交流を通して、「たつせがある」地域づくりを推進します。

1)雇用・就業の推進

【施策の方向性】

◎障がい者

- ○障がい者の労働実態調査、意識調査などを実施し、生活全般にわたる実態の把握に努めます。
- ○高齢者や障がい者が自らの能力と特性に応じて職業を選択し、多様な働き方ができる 環境の整備を図ります。
- ○障がい者の職業的自立を促進するため、福祉、教育、労働分野との連携を図り、障が い者の就労支援を促進します。
- ○障がい福祉事業所などの物品販売の促進を図り、支援します。
- ○障がい者の雇用の場における人権侵害に対する相談あるいは解決の体制など、支援体制の充実を図ります。常に福祉と労働の一体的展開を目指します。
- ○行政とハローワーク、就業・生活支援センターなどの関係機関との一層の連携を図ります。
- ○障害者優先調達推進法*に基づき、障がい福祉事業所などからの物品やサービスの調達を促進します。

○高齢者

- ○高齢者が退職後も蓄積された知識や技能、経験を活かして、生きがいを持って社会参加できる環境を促進し、健康維持や介護予防につなげていきます。
- ○ボランティア制度の充実により、高齢者が生涯現役で活躍する場の拡大を目指します。
- ○地域密着型のビジネスなど、高齢者の起業を支援し、高齢者自身が新たな雇用を生み 出す仕組みを検討します。
- ○高齢者の就労・社会参加意欲と活躍する場のマッチングの仕組みを整備していきます。

2) 居場所の確保

【施策の方向性】

○地域共生ステーションの整備を進め、住民が自らの役割と居場所を考える場とします。

- ○地区社協との連携を深め、地域における役割と居場所づくりに取組みます。
- ○支え合いマップの作成を通して、地域の支えあいを考えるきっかけづくりを促進します。

市民の取組み

- ◎つどいやサロン活動への理解を深めます。
- ◎サロン活動を立ち上げます。
- ◎高齢者などにサロン活動や地域活動への参加を促します。
- ◎障がい者の社会参加や雇用促進に協力します。

社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
【 重点プロジェクト 】 地域交流のつどい・サロン 活動の支援(再掲)	高齢者の閉じこもり・孤立の防止、健康増進を目的として、身近な地域におけるサロン活動による地域の交流、生きがいづくりなどを行う団体に対し、助成金交付や立ち上げの支援、運営の相談に応じます。	69 ページ
各団体の事務局業務	身体障害者福祉協会、遺族会、シニアクラブ連合 会、子ども会連絡協議会、希望の会など、福祉団 体の円滑な活動のための支援を行います。	106ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
地域共生ステーション事業 (再掲)	市民が集まり、語らい、地域のための取組みを行う拠点となる地域共生ステーションを各小学校区に整備し、地域の課題を地域で考え地域で取り組むまちづくりを推進します。	たつせがある課
【新規】 支え合いマップの作成 (再掲)	実際に地域に住む人が、地域に困っている人がいるのか、どのような人のつながりや支え合いがあるのかを再確認し、地域の見守り体制の充実を図ります。	福祉課
【新規】 障がい者就労施設などから の物品などの調達	物品及び役務の調達において、障害者就労施 設などからの提供機会の拡大を図り、障がい 者の自立の促進を図ります。	福祉課
障がい福祉事業所による 物品販売会	公共施設などにおいて、市内の障がい福祉事業所による販売会を定期的に開催します。また、市役所における物品販売会も開催し、障がい者への理解を深め、障がい者の社会参加を推進します。	福祉課

基本施策(15)福祉関係者の専門性を高める意識づくり

【施策の指針】-

生活課題への専門的な関わりにおいては、個人の生活全体を理解し、個人を取り巻く環境への効果的な働きかけが必要です。個別支援や環境改善を行いながら長期的かつ継続的な支援が必要であり、福祉関係者の専門性を高める意識づくりは、深い個人理解と効率的な連携など、支援技術を一層高めていくことにつながります。

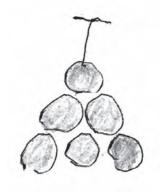
地域福祉推進の担い手である社協への支援を行い、専門性を高める意識の仕組みづくりを通して、援助者の成長を促進します。

1) 社会福祉協議会事業の支援

【施策の方向性】

- ○社協が地域に密着し、市民のニーズを把握し、問題解決へと動けるように支援します。
- ○社協本来の役割である、家族、隣組、自治会、小学校区など、地域住民が助け合い、 見守りあえる小地域福祉活動の確立に向けて支援します。
- ○市や他の社会福祉法人、保健・医療機関などとの連携を密にし、利用者やその家族などを在宅で支援するための体制づくりを支援します。
- ○社協の自主性・独自性を発揮できる効率的な組織運営、人材育成を支援します。
- ○住民ニーズを把握するための総合相談や住民を中心としたモデル的事業を支援します。
- ○理事会や評議員会の充実、職員の専門性の向上を積極的に支援します。

- ◎社協活動を知り、活動内容を理解します。
- ◎社協のHPを見て、関心を持ちます。
- ◎社協職員に気軽に声をかけます。



社協の取組み

主な事業・取組み	内 容	事業シート
福祉実践者のつどい	市内の福祉事業所で勤務している職員同士の情報 共有や意見交換などの交流を目的に定期的に実施 します。	70ページ
地域のケアマネジャーの個 別支援とネットワーク構築	高齢者などの個々の状況や変化に応じた包括的、 継続的なケアマネジメントを実現するため、他事 業所のケアマネジャーの個別相談や助言を行うな どの後方支援を行います。	103ページ
高齢者に関するネットワー ク構築	各関係機関主催の会議に出席し、地域課題の早期 発見と見守りネットワークの構築を目指します。 また、行方不明高齢者保護ネットワーク事業の運 営と推進を目的に、広報活動も行います。	104ページ
理事会・評議員会・監事会の運営	地域の福祉関係者によって、事業計画・予算、事業報告・決算の承認、また、定款変更や法人運営にかかる重要な案件の執行・議決などを行うことで、地域の福祉の向上という社協の目的達成を目指します。	105 ページ

主な事業・取組み	内 容	担当課
社会福祉協議会補助事業	市の福祉行政において大きな役割を担っている社協に、社会福祉の推進を目的とする事業 費などを補助します	福祉課
【新規】 地域福祉学習会	地区社協の設置に向けて、社協が各小学校 区で開催する学習会の運営を支援します。 地域住民と社協職員・市職員が共に学び、地 域の現状や課題について話し合うとともに、 情報共有やネットワークづくりの場として活 用します。	福祉課



第4章 地域福祉活動計画事業



社会福祉協議会

1 社会福祉協議会の役割

社協は、住民が住み慣れた地域の中で安心して、豊かに暮らせるよう応援し、支援していくために、社会福祉法に基づき、全ての都道府県・市町村に設置されている組織で、営利を目的としない公益の事業活動を行っています。

例えば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域福祉増進のために日々奮闘しています。

2 社会福祉協議会の使命

これまでの福祉施策は、困っている方に福祉サービスを提供する本人支援型がほとんどでした。しかし、国民のライフスタイルが多様化したのと同時に、福祉の課題も貧困、虐待、ひきこもり、不登校、うつ病、DV と多様化し、本人支援だけでは解決できないような複雑な問題が増えてきました。

こうした制度の狭間にある地域の福祉課題の発見や支援をするために、これまでのような与えるサービスだけでは解決できず、地域全体の「気づき」と「支え合い」から成り立つ「地域の福祉力」が必要になります。

そのために、今後の福祉施策とともに、社協も地域に開かれた組織となり、地域の方が活動を行いやすいよう、住みやすいように、ともに事業を展開し、ともに考えたり悩んだりしていかなければなりません。

そのため、今回、地域福祉に関する具体的な取組みを定める計画である「地域福祉活動計画」を初めて策定するにあたり、市と協働し「地域福祉計画」と一体的な計画として策定することで、より実現性の高い計画とすることを目指しました。

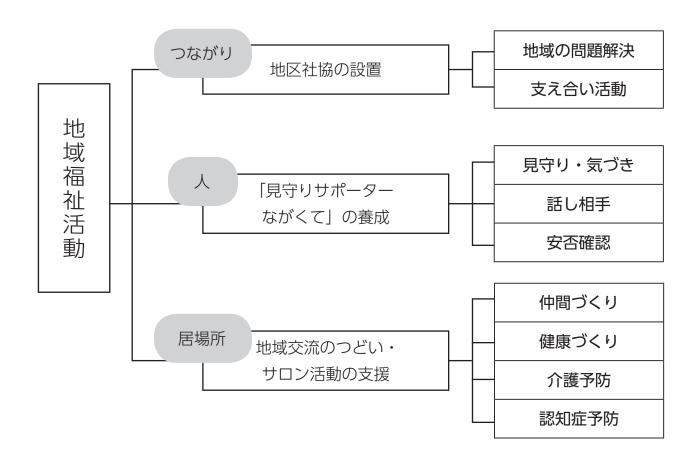


重点プロジェクト

今後、地域福祉の向上を目指すためにかかせない重点施策は、以下の3つです。

(1) 地区社協の設置

- (2) 「見守リサポーター ながくて」の養成
- (3) 地域交流のつどい・サロン活動の支援



1) 地区社協の設置

(1)地区社協とは

国は、団塊世代が全員 75 歳を超える「2025 年問題」を見据え、医療、介護、福祉のサービスが包括的・継続的に提供され、生活上の不安や危険に対し、概ね 30 分以内に、24 時間 365 日、サービスが提供される仕組み「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

本来、地域包括ケアシステムは、高齢者のみならず、難病患者や重症心身障がい者、精神障がい者など地域生活を営む上で、支援を必要とする全ての人々を対象にすべきですが、急激な高齢者の増加が喫緊の課題であることから、まず、高齢者を対象としたシステムを構築したうえで、その後、このシステムを活用し、対象者を広げることが重要であるとしています。そのためには、すべての住民が関わって実現することなども国は、併せて提唱しています。

社協では、今後の地域包括ケアシステムを念頭に、実際に地域福祉の重要な役割を担う 組織として、地域包括ケアシステムを見据えた地区社協の設置を目指します。

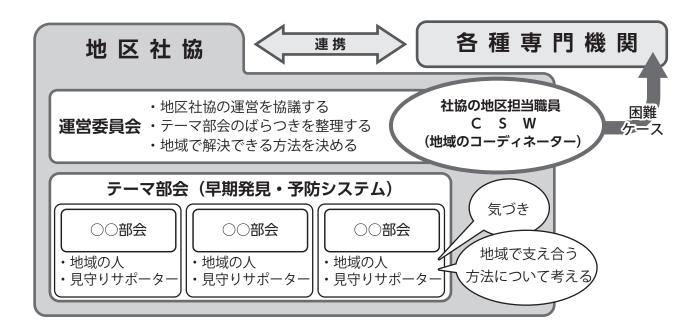
(2) 地区社協設置に向けた準備

社協では、地域住民が見守りの必要な方などに気づいたときに、いかに早く専門家につなげることができるか、その仕組みを住民の方とともに話し合い、作っていく地区社協を目指します。

そのために、福祉課題のテーマ別に部会を作ることができるよう「地域福祉学習会」を継続して開催し、地域の民生委員・児童委員、自治会会員、住民の方と認知症や閉じこもり、うつ、子育て不安などの福祉課題について話し合います。

(3) 地区社協の組織図

地区社協は、法規定はなく、地域の現状にあわせた支え合いができるよう、組織図も住 民の方と相談して作り上げていきます。



2) 「見守リサポーター ながくて」の養成

少子高齢化と近所づきあいの希薄化で、見守りの必要な人の実態を行政だけで把握するのが困難な時代になっています。そこで、地域に見守りサポーターを養成し、地区社協の構成員としてさまざまな角度から、より多くの人の目で見守りができるようなシステムを構築します。

(1) 見守りサポーター ながくて【初級】

- ・多くの地域住民が受講し、気づきの目を市内に増やすことが目的です。
- ・市内の中学生以上であればだれでも受講できます。
- ・地域でのあいさつ運動や声かけ運動を行って、困っている人、気になる人を発見した時は、 地区社協 (CSW) や民生委員・児童委員に連絡することが役割です。

(2) 見守りサポーター ながくて【中級】

- ・初級講座の修了者または民生委員・児童委員、自治会からの推薦者です。
- ・地域のサロン活動の支援や地区社協の部員として活動します。

(3) 見守りサポーター ながくて【上級】

- ・中級講座の修了者または民生委員・児童委員、自治会からの推薦者です。
- ・民生委員・児童委員の仕事をよく理解し協力します。
- ・一人暮らし高齢者などを訪問した場合に見守りが必要な人を発見した場合は、地区社協 (CSW) や地域の民生委員・児童委員に連絡します。





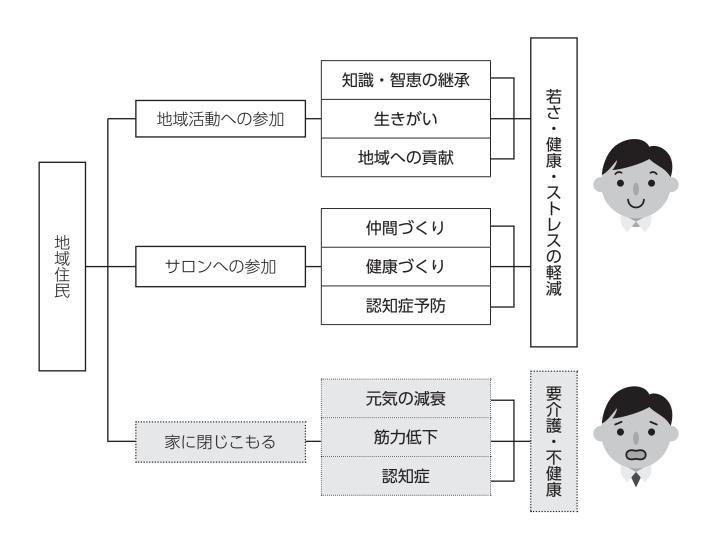


3) 地域交流のつどい・サロン活動の支援

地域福祉の推進において、「サロン」は欠かせない存在のひとつです。

全力で地域活動に参加することは理想的ですが、とてもエネルギーのいることでもあります。

「サロン」は、それぞれが関心のあることに、自ら気軽に参加できる集まりで、仲間同士で企画・運営し、楽しむところなので、無理なく活動できます。サロン活動へ参加することで、人とのつながりができること、健康増進、認知症予防になることが期待されます。





地域福祉活動計画事業シート

計画の「基本理念」、「基本目標」、「基本施策」に基づいて、社会福祉協議会が今後5か年にわたり取り組む具体的な内容を「事業シート」としてまとめました。

事業シートの見方

(1) 主に担当する部署に 印をつけました。

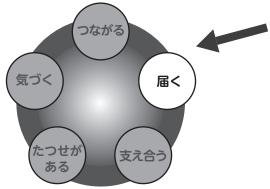
ボランティア センター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

(2) 主に対象となる分野に()印をつけました。

					 _
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野	

(3) 基本目標の5つのキーワードである、「気づく」、「つながる」、「届く」、「支え合う」、「たっせがある」の中で、特にあてはまるキーワードを白く示しました。(重複している事

業もあります。)



(4) 本文の中では、特にあてはまるキーワードに従って、事業を掲載しています。

	ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
1	☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333
	子ども分	分野	青少年分野	障がい児・	者分野	成人分野	高幽	給者分野



🧽 ホームページの効果的運用

事業の内容

社協の各種の募集記事やイベントの広報、関係機関へのリ ンクなど、情報発信の手段として効果的な運用を行います。

つながる 気づく 届く たつせが 支え合う

現在のようすと問題点

機関紙「福祉のまち ながくて」を PDF 形式で閲覧する ことが可能になっています。

HP の専門的知識をもった職員がいないことや、更新方法が複雑であるため、更新作業 が職員にとって大きな負担になっています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

新たに更新しやすい形式に作り直し、IT時代に対応できる環境にします。

また、視覚障がい者の方にも利用していただけるよう、読み上げボタンを設けるなど、 情報弱者にも対応できるよう検討します。

加えて、ブログやメールでの相談を可能にすることで、ひきこもり相談や育児相談、 DV 相談、いじめの相談などにも対応できるように検討します。

	▼忙励り到と(牛皮が可固)								
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度					
だれにでもわかりやすく、 読みやすいH Pを目指しま									
す。									

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで			地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎62-4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎64-2333

子ども分野 | 障がい児・者分野 | 成人分野 | 高齢者分野



「福祉のまち ながくて」の発行

事業の内容

社協で行っている事業などの広報紙として、社協の役割や 日頃の活動状況などをお知らせしています。

現在のようすと問題点

年間3回発行し、本市の広報紙とともに、市内全戸に配布しています。

多色刷りで作成し、多くの方に読んでいただけるよう、編集会議を重ねて発行しています。 より多くの方が読みたいと思えるような内容にしていくことが大切だと考えています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

市民に愛される紙面にするために、モニター制度を導入したり、イメージキャラクターを利用したりして、社協の取組みなどが理解されるよう、よりわかりやすい情報紙を目指します。

今年度からは、年間4回の発行を目指すことで、さらにきめ細かく、かつタイムリーに 事業などの情報発信ができるようになります。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度				
年間4回の発行を目指します。HPと連動して情報提供できるように工								
夫します。								

居宅介護支援 ボランティア 地域包括支援 デイサービス ホームヘルパー 障がい者相談 地域福祉係 総務係 センター ステーションかえで | センターさつき センター 支援センター 事業所 **☎**61−3434 **☎**64−1155 **2**61-3656 **2**61-4455 **☎**62−4700 **☎**62-4700/ **☎**64-2333 **☎**62-4710

子ども分野

青少年分野

障がい児・者分野

成人分野

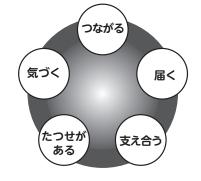
高齢者分野



【重点プロジェクト】地区社協設置事業(CSWの配置)

事業の内容

介護保険の対象とならない虚弱な高齢者や閉じこもりがちな高齢者、子育て相談、DV相談、若者の不登校やひきこもり、障がい者の就労支援など、制度の狭間で困っている方を支援するCSWを置く地区社協を設置します。



現在のようすと問題点

福祉に関する制度は、措置制度から自ら選択して契約できる制度へ変わってきましたが、いまだにいずれの制度にも該当せず、その狭間で困っている人が増え続けています。

困っている人は、なかなか表に出さずに我慢していたり、相談窓口までたどり着かない人も多くいると思われます。また、問題を抱えた人が一人いるということは、他にも同じ問題を抱えた方が何人も地域にいると予想されます。

これまでは、こうした制度の狭間で苦しむ人を支援する仕組みは、全国的にもあまりありませんでした。

このような背景から、アンケートでも8割の方が「地区社協が必要である」と回答しています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

コミュニティソーシャルワーカーは、そうした制度の狭間で苦しむ方や窓口がわからない方をサポートするために、関係機関につなげたり、一緒に考え、解決したりすることで、少しでも本人の負担を軽減できるように全力で取組みます。

		T-1 00 5 =		
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(中間見直し)		1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
・各小学校区ご				
一・石小子収区と				
とに、1か所				
ずつ設置し、				
常駐のワー				_
カーを配置し				
ます。				

地域包括支援 居宅介護支援 ボランティア ホームヘルパー デイサービス 障がい者相談 地域福祉係 総務係 センター センター ステーションかえで センターさつき 支援センター 事業所 **☎**61−3434 **2**61-3656 **☎**61-4455 **☎**62-4700 **☎**62−4700 **☎**64-2333 **☎**64−1155 **☎**62-4710

子ども分野

青少年分野

障がい児・者分野

成人分野

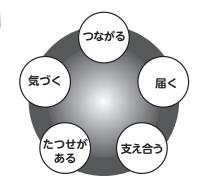
高齢者分野



【重点プロジェクト】「見守りサポーター ながくて」養成事業

事業の内容

一人暮らし高齢者や75歳以上高齢者世帯の見守り、虐待や見守りが必要な人の早期発見を担う地域のアンテナ役となる「見守りサポーター ながくて」を養成し、新しい見守り体制をつくることで、地域のつながりの再構築を目指します。声かけ運動を行う「初級」、地域のサロン活動支援や地区社協の部員として活動する「中級」、介入を行う「上級」の3種類の養成講座を行います。



現在のようすと問題点

元気で趣味や生きがいを持つ高齢者、介護保険制度を利用している高齢者のいずれにも該当せず、制度の狭間にいる閉じこもりがちな高齢者が全国的に増えつつあります。現在、本市は日本の中では平均年齢の若い市ですが、数年後には他市を上回る急激なスピードで高齢化が進行します。そのために、必ず来る急激な高齢化に向けて、今から地域でお互いに支え合うシステムが必要です。この事業については、地域住民との協働が特に重要になるため、随時、事業内容を見直す必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

サポーターが増えていくよう「見守りサポーター ながくて」養成講座を毎年開催するよう努めます。見守りサポーターを増やすことで、地域にネットワークを張りめぐらし、一人暮らし高齢者の安否確認ができるばかりでなく、困っていても相談に行けない方など、今後見守りが必要になると思われる方のニーズにいち早く、正確に気づくことができるようになります。

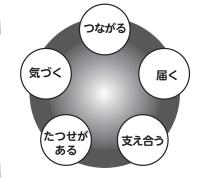
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
 初級修了者 100 名を目指します。 中級修了者 25 名を目指します。 上級修了者 25 				
名を目指しま す。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	, , , , ,	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

☆【重点プロジェクト】地域交流のつどい・サロン活動の支援

事業の内容

身近な地域で、仲間との交流や意見交換、生きがいづくりや勉強会をきっかけに、「閉じこもり・孤立の防止、健康増進」を目的とした団体に対し、助成金の交付や立ち上げの支援、運営の相談に応じます。



現在のようすと問題点

アンケート結果では、『高齢期の希望』として「何もしないでのんびりと過ごしたい」は1割もなく、ほとんどの高齢者は、趣味、就労、ボランティア、知識向上、健康増進などに興味を持っていることがわかりました。

しかし、これまでは、健康づくりや生涯学習など「福祉の家」での事業の充実を図ってきたために、交通手段のない方や閉じこもりがちな方が、歩いて行けるよう拠点づくりを支援する仕組みがありませんでした。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

地域にサロンが増えることで、参加者の認知症予防や介護予防、生きがいづくりだけでなく、サロンから地域福祉活動やボランティア活動が盛んになることが期待できます。

高齢者分野だけでなく、多世代の交流、子育てや障がい者分野への拡充も検討していきます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
・団体が安定した 運営ができる よう支援しま す。 ・サロン交流会を	子育てサロン、 障がい者サロンの立ち上げ を支援します。			各小学校区(6 校区)ごとに、 5団体のサロンの立ち上げを目指します。
年に1回開催します。				

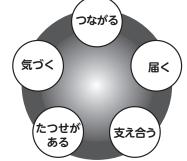
ボランティア センター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎62-4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333



福祉実践者のつどい

事業の内容

市内の福祉事業所に勤務している職員同士の意見交換や交流を目的に、平成25年9月に第1回を開催し、3か月ごとに実施しています。



現在のようすと問題点

高齢者関係、障がい者関係及び児童関係の事業所など、全 ての福祉分野の職員に参加を呼びかけたことで、さまざまな事業所と意見交換や交流の 場が定期的にもてるようになりました。

今後は、勉強会なども含めて、内容を検討する必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

多分野の福祉事業所が交流することで、市内のネットワークを強固にするとともに、勉強会などを設け、福祉実践者のスキルアップを目指します。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者の意向 なども考慮し ながら、実施 します。				

ボランティア センター	地域包括支援センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

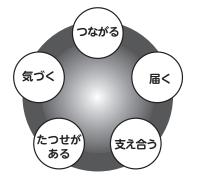


『【新規事業】各種講座の開催

事業の内容

住民全ての方が、安心して暮らせるような市全体の福祉の 向上を目的に、これまでにないインフォーマルな視点で、結 婚、育児、仕事、老後など多分野にわたる講座を開催します。

例えば、若者対象の「結婚を考えている人のコミュニケーション講座」や、子育て世帯対象の「子どもに初めて携帯電話を持たせる前に受けるセミナー」、働き盛りのサラリーマ



ン対象の「うつにならない働き方セミナー」、中高年の女性向けの「55 歳以上のおしゃれ講座」などを検討しています。

現在のようすと問題点

これまでの福祉に関する講座は、高齢者分野や障がい者分野に偏ることが多いのが現状ですが、本来「福祉施策」は誰もが安心して暮らせるために必要なものです。

若者から、子育て世代、働き盛りの世代、そして高齢者までが楽しく学べるような講座を展開していきます。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

結婚前の若い世代が、まちに興味を持ったり、普段は忙しいお父さんと子どもがコミュニケーションを図ったりできるような講座を提供することで、地域での生活がさらに充実するよう努めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
どの世代の方 にも役立つよ うな各種講座 を企画してい				
きます。				

ボランティア 地域包括支援 居宅介護支援 デイサービス ホームヘルパー 障がい者相談 総務係 地域福祉係 センター センター ステーションかえで センターさつき 支援センター 事業所 **☎**61−3434 **☎**64−1155 **2**61-3656 **☎**62-4710 **☎**61-4455 **☎**62-4700/ **☎**62-4700 **☎**64-2333

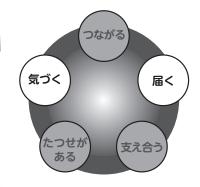
子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野



弁護士などによる心配ごと相談事業

事業の内容

市民が気軽に来所でき、あらゆる生活上の相談をすることができる「心配ごと相談」を行っています。第2・4木曜日は、法律相談として、愛知県弁護士会所属の弁護士が対応しており、第3木曜日は、人権相談として本市の人権相擁護委員が対応しています。電話での相談も可能です。



現在のようすと問題点

月2回の法律相談は、キャンセル待ちがでるほど、毎回予約が埋まっています。そのため、急な場合には対応できないこともあります。また、同じ人が何度も利用するケースもあり、継続する相談はお断りしています。

月1回の人権相談は、予約制ではないため、予約状況が把握しにくい(年間5件程度) 状況になっています。また、人権相談の対象がわかりづらいことも、相談件数の伸びない 原因と思われます。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

人権相談については、相談開催数などの検討のほか、相談しやすいように事業内容のPRに努め、充実した事業を展開していくことで、利用者の満足感を高め、評価をあげていきたいと考えています。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
利用状況に応じた相談日などの検討を行います。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	, , , , ,	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

子ども分野

青少年分野

障がい児・者分野

成人分野

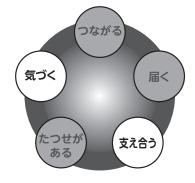
高齢者分野



\$\[\{\tau\, \mathfrak{\mathfrak{H}}\} \] 生活困窮者自立相談支援事業

事業の内容

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や、働き盛りの家族を含む生活保護受給者が増加しており、住民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、国の動向に合わせて生活困窮者支援体系の構築を目指します。



現在のようすと問題点

平成 26 年度は、生活困窮者自立促進支援のモデル事業を行います。平成 27 年度からは、生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活困窮者自立促進支援制度が始まります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

さまざまな要因により、生活が困難になっている方の問題を整理することで課題に気づき、市やハローワークなどと連携しながら、総合的な支援を行うことで、地域での安定した生活が確保できることが期待できます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
専門職員を2 名配置します。モデル事業を 行い、事業内 容の検証を行います。	モデル事業の 経験を生かし、 適切な事業運 営を目指します。全国で正式に事業 が開始されます。			

ボランティア センター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで		総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎62-4710	☎ 61-4455	☎62-4700	☎62-4700	☎ 64-2333

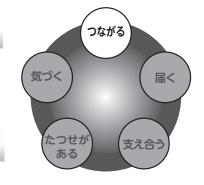
子。	ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野	
----	------	-------	----------	------	-------	--



総合相談支援業務

事業の内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続するために必要な支援を把握し、適正なサービスや機関、制度につなげる支援を行います。



現在のようすと問題点

福祉の家に総合相談窓口を設置し、電話による相談は24時間対応しています。福祉の家に窓口があることから、歩行

浴や温泉を利用する際に来所される方が多く、月平均でおよそ 100 件の相談があります。 夏季と冬季に体調を崩されることが多く、特に相談件数が増加します。

土日も開館しているため、就労している家族からの相談も対応しやすくなっている半面、N-バスでは乗り継ぎがあるため、N-バスの利用者は来所しづらい問題があります。

相談件数が多いだけでなく、緊急を要する相談もあり、介護予防支援と兼務して行っている職員の負担は非常に大きいのが現状です。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

今後は、職員の増員など職員体制を充実させることで、より迅速で適切な対応ができるよう検討していきます。地域包括支援センターの認知度も低いため、平成 25 年度から開始した出張相談も積極的に続けることで、地域包括支援センターの PR に努め、窓口に来所できない人も相談できるシステムも構築し続けます。

 出張相談や出前講座などを実施し、相談しかすい体制を強化し、早期発見に努めます。 出張相談について評価し、より充実した方法を検討します。 	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
	前実しを戦制早め ついたしを談制早め ついたした お 価し対法 価し対法 が に しま が に しま が に しま か か か か か か か か か か か か か か か か か か	に対して、関 係部署と連携 し、閉じこも りのない環境 づくりに努め			

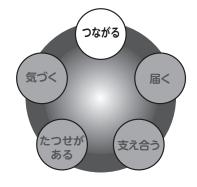
ボランティア 地域包括支援 居宅介護支援 ホームヘルパー デイサービス 障がい者相談 総務係 地域福祉係 センター ステーションかえで センターさつき センター 事業所 支援センター **☎**61−3434 **☎**64−1155 **2**61-3656 **☎**62-4710 **☎**61-4455 **☎**62-4700/ **☎**62-4700 **☎**64-2333

子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野



事業の内容

社会福祉大会は、市内の福祉関係者が一堂に集まり、福祉活動の充実に向けて一丸となるだけでなく、社会福祉の発展に功績のあった人々を顕彰し、社会連帯意識の高揚を図り、住民主体の地域福祉の推進を目的として、毎年開催しています。



現在のようすと問題点

社会福祉大会を知っている方が少ないため、関係者のみの参加に偏っています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

平成 25 年度は、この社会福祉大会と福祉まつりの同時開催を試みたため、福祉まつり 参加者の中で、社会福祉大会を知らなかった方にも周知することができました。

今後も、開催日を検討するとともに、より多くの方に呼びかけることで、市内の福祉に 対する理解と協力を得たいと考えています。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
・社会福祉大会 の周知と住民 参加を目指す ような取組み				
を検討します。				

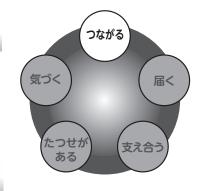
	ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
1	☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333
	子どもな	分野	害小年分野	障がい 児・	- 者分野	成人分野	高	給者分野



福祉まつり

事業の内容

福祉まつりは、市内のボランティア団体・福祉施設が出展し、活動内容などを発信できるように場を設けると同時に、ボランティア同士や福祉関係者同士が連携するための交流も目的に開催しています。



現在のようすと問題点

出展団体数は横ばいではあるが、参加ボランティア数は年々増えており、参加が少ない 若年層の協力も近年は増えてきています。

毎年、会場規模を拡大しているため、テント設営代などの経費が膨らんできており、経費の見直しが必要です。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

平成25年度は、この社会福祉大会と福祉まつりを同時開催しました。

初めて参加した団体も増え、また、新たに内容も子ども向けや家族連れを対象とした企画も設け、これまでにない市民参加数を得ることができました。

今後は、実行委員の公募を行い、新しい企画などを考え、より多くの方に参加していた だけるよう努めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
経費削減を図 りながら、参 加団体が増え るよう努めま す。				
・実行委員に市 民を公募しま				
す。				

地域包括支援 ボランティア 居宅介護支援 ホームヘルパー デイサービス 障がい者相談 地域福祉係 総務係 センター ステーションかえで センターさつき センター 支援センター 事業所 **☎**61−3434 **☎**64-1155 **2**61-3656 **☎**62-4710 **2**61-4455 **☎**62-4700 **☎**62-4700 **☎**64-2333

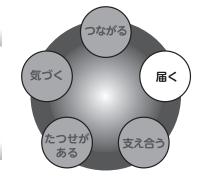
子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野



権利擁護業務

事業の内容

総合相談の中には、複数の問題を抱えている場合が多く、 権利に対する認識を理解し、必要な情報を提供することを目 的として実施しています。



現在のようすと問題点

総合相談 1,727 件のうち、権利擁護に関係する相談が 22

件(平成25年度)ありました。相談者本人や家族に精神疾患がある場合もあり、身体的虐待など複数の問題を抱えていることがありました。虐待に対応するマニュアルについても、現状に適合するよう見直しを図り、市とより強固に連携し対応できるようにします。

困難事例については、複数の職員で対応したり、民生委員・児童委員と同行訪問などを 行い対応しています。今後は、精神疾患のある方の相談が増加していくことが予測される ため、普段から緊急時の対応を想定しておく必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

今後は、職員の増員など職員体制を充実させることで、緊急時の対応や困難なケースにより適切に対応ができるよう努めます。

また、日頃から関係機関との情報交換を図ることで、できるだけ早期に虐待を発見できるよう努めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
高齢者や障が い者を含む、				
住民の課題を				
把握し、問題解決に向けて、				
専門機関などと連携を図り				
ます。				

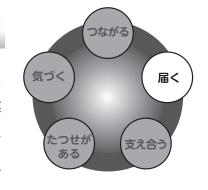
ボランティア センター	地域包括支援センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係		障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333



日常生活自立支援事業

事業の内容

認知症、知的障がい者、精神障がい者などの中で、自分ひとりでは契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れや書類の管理などをすることに不安な方が安心して暮らすことができるよう、福祉サービス利用の援助、金銭管理サービス、書類や印鑑などの預かりサービスを行っています。



支援の利用回数なども専門員が決めており、預かりサービ

スは、年間 3,000 円、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理は、一回 1,200 円で行っています。

現在のようすと問題点

事業を利用している人の中には、施設に入所している認知症高齢者や、成年後見制度を利用している知的障がい者もいるため、今後は、この支援が適しているか、関係者と協議する機会が必要だと考えられます。

平成27年度を目途に、基幹的社協である瀬戸市社協から、申請などの事務が移管される予定であり、担当部署の負担が大きくなることが予想されます。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

利用申請手続きなどの事務作業を担当者が確認し、よりスムーズな申請方法と関係者との協議を図ることで、業務の効率化と利用者の出費の軽減に努めます。

地域包括支援センターや民生委員・児童委員に事業を周知することで、早期に利用案内し支援することで、安心できる暮らしを提供します。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
・H 27 年度移 年での 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間	・成タを包タ員へ底方用に変して、ののしてののででである。 ・ のしてののでののでのでのでのでのである。 ・ ののののののののののののののののののののののののののののののののののの			

地域包括支援 ボランティア 居宅介護支援 ホームヘルパー デイサービス 障がい者相談 地域福祉係 総務係 センター ステーションかえで センターさつき センター 支援センター 事業所 **☎**61−3434 **☎**64-1155/ **2**61-3656 **☎**62-4710 **☎**61-4455 **☎**62−4700 **☎**62-4700 **☎**64-2333

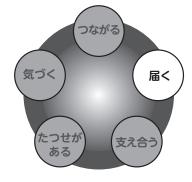
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------

介護予防事業に関するケアマネジメント

事業の内容

身体機能低下の予防や閉じこもり・認知症の予防を目的 に、地域で実施されている「いきいき倶楽部」や介護予防教 室に参加し、地域の情報収集や見守り、相談支援を実施して います。

閉じこもり防止を目的に、映画鑑賞などを行う、毎月の「ま め会し、地域でのサロンで健康体操なども実施しています。



現在のようすと問題点

市から情報提供されたリストをもとに、アセスメントを実施し、予防プランを作成して います。さらに、継続的な支援が必要なケースについては、介護認定の申請を促し、介護 保険サービスにつなげています。

毎月行われている二次予防連絡会では、介護予防教室や進捗状況の情報を関係者で共有 しています。

介護予防教室は、単発であったり、期間が決まっていたりするため、今後は、継続した 支援方法を検討していく必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

介護予防教室の終了者に対し、地域のサロンへの参加を促すことで、教室終了後も、閉 じこもりや認知症の予防につながると期待できます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
情報収集や見 守りを通して、 継続した支援 を図ります。				

ボランティア 地域包括支援 居宅介護支援 ホームヘルパー デイサービス センター 事業所 ステーションかえで センターさつき ☎61-3434 ☎64-1155 ☎61-3656 ☎62-4710 ☎61-4455

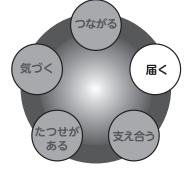
子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野



新予防給付に関するケアマネジメント

事業の内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護認定で要支援と認定された方を対象に、ケアマネジメントを行っています。



障がい者相談

現在のようすと問題点

毎年 1,000 件を超える予防ケアプランを作成していますが、介護認定されても介護保険を利用していない方が多いのが現状です。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

個人に適応したフォーマルサービス・インフォーマルサービスを、マネジメントすることで、要介護状態への移行を遅らせることができ、より「その人らしく」地域で暮らせることが期待できます。



平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
・地域で「その				
人らしく」暮				
らせるような				
ケアプランを				
作成できるよ				
う努めます。				

地域包括支援 デイサービス ボランティア 居宅介護支援 ホームヘルパー 障がい者相談 地域福祉係 総務係 センター ステーションかえで センターさつき センター 事業所 支援センター **☎**61−3434 **☎**64-1155/ **2**61-3656 **☎**62-4710 **☎**61-4455 **☎**62-4700 **☎**62-4700 **☎**64-2333

子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------

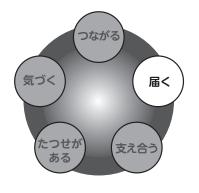


介護予防事業

事業の内容

高齢者が介護保険による要支援・要介護状態にならないために、平成25年度から、市の委託により行っています。

閉じこもり防止・認知症予防を目的とした「あったか昼食会」や、運動機能向上を目的とした「転倒予防教室、アクア教室」、口腔機能向上を目的とした「口腔ケア教室」、栄養改善を図るための「栄養改善教室」などを行っています。



現在のようすと問題点

これまで各教室の終了ごとにアンケートや体力測定を行い、各事業の評価を行ってきま した。

定員を超える申し込みがあり、抽選となる教室もありますが、口腔ケア教室や栄養改善教室は、例年参加者が少ない傾向にあります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

特に、口腔ケア教室及び栄養改善教室は、実施方法などを見直すとともに、その重要性を多くの住民に周知し、参加者の増加に努めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
・各教室の参加 人数やアン ケート結果、 体力測定結果 などを評価し、 事業内容を見				
直します。				

ボランティア センター

地域包括支援 センター

居宅介護支援 事業所

ホームヘルパー ステーションかえで センターさつき

デイサービス

総務係

地域福祉係

障がい者相談 支援センター

☎61−3434

☎64-1155

261-3656

☎62-4710

261-4455

☎62-4700

☎62-4700

264-2333

子ども分野

青少年分野

障がい児・者分野

成人分野

高齢者分野

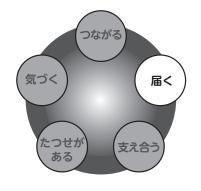


居宅介護支援(ケアプラン作成業務)

事業の内容

要介護状態にある方に対し、ケアマネジャーが本人や家族 の意向に沿ったサービスや、利用する事業者を盛り込んだケ アプランを作り、在宅で安心して生活できるよう支援してい ます。

また、市町村の委託により、介護認定のための訪問調査を 行っています。



現在のようすと問題点

平成 25 年度のケアプランの作成件数は 1,241 件で、前年度と比較するとほぼ横ばいで す。

高齢化の進行に伴い、今後も業務量は増えていくことが見込まれますが、常勤職員1名 が担当できる件数は、「要介護35件・要支援8件」と定められていることから、スムー ズな対応に支障が生じることが考えられます。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

住民が、その人らしく、地域で安心して暮らしていけるような、質の高いケアプランの 作成を目指します。

また、介護認定調査については、ケアプラン作成の情報収集にもつながるため、継続す ることが望ましいと考えています。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
• 適正な職員配置を検討します。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎62-4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

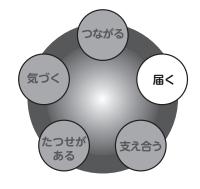
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



🥌 訪問介護・予防訪問介護

事業の内容

要支援・要介護状態になっても在宅生活を続けられるよ う、ケアプランに基づいてホームヘルパーを派遣して、身体 介護(入浴や食事、排泄など)、家事援助(掃除や洗濯、調 理など)の在宅サービスを提供しています。



現在のようすと問題点

サービス提供責任者1名につき、最大受け入れ利用者数は40名となっており、現在 34名の利用者がいます(平成25年3月末現在)。事業の拡大には人員の見直しが必要と なります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

利用者にきめの細かいサービスを継続的に提供したり、他機関への情報提供を迅速に行 い、信頼され続ける事業所を目指します。

チラシや広報紙などのツールを効果的に利用していくことなども検討し、本事業所を周 知できるような機会を増やすように努めます。

サービスを提供しながら、利用者の安否確認、体調の変化などを把握し、利用者が地域 で快適に生活できるように支援していきます。

今後は、介護保険制度の動向に合わせて、事業内容を検討していきます。

	一支加。			
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
・適正な職員配 置を検討しま す。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで		総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎62-4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

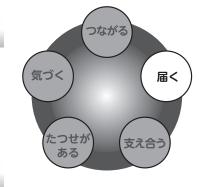
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



居宅介護事業・地域支援事業(障がい者総合支援事業)

事業の内容

障がい者が、住み慣れた地域で継続的に、在宅生活を続けるために、ホームヘルプサービスを提供しています。また、 障がい者の社会参加を促進するための地域生活支援事業である移動支援なども行っています。



現在のようすと問題点

サービス提供責任者1名につき、最大受け入れ利用者数が40名で、現在34名の利用者がいます(平成25年3月末現在)。

地域生活支援事業については、本市では、時間帯の加算などがされていないため、その 分安価で利用できます。定期利用のため、安定した支援を行うことができています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

いずれの事業も、今後は国の法改正が予測され、利用者が増加すると思われます。

今後は、それに対応できる職員体制を整備することで、これまでより多くの利用者に対応できるよう検討します。

これにより、障がい者の快適な在宅生活や外出支援のサービスの充実を、目指すことが 可能になります。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
• 適正な職員配 置を検討しま す。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで		総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

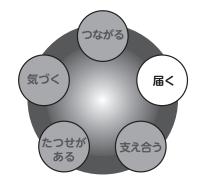
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



🥌 通所介護事業(デイサービス)

事業の内容

介護保険事業の要支援・要介護者を対象に、できるだけ自 立した日常生活がおくれるよう、通所により日常生活の支援 や機能訓練を行うことを目的に、7~9時間のサービスを提 供しています。



現在のようすと問題点

業務を見直し、専門職の質の向上、行事などサービスの向上を少しずつ進めており、戸 外事業も含めた事業の確立、家族会の設立、職員待遇改善などの成果が表れてきました。

今後は、地域においてデイサービスがどのような役割を担うべきか、定員や新規事業な どを検討していくことが課題です。

また、予防通所介護についても、予防給付事業から、地域支援事業に移行することから、 実施方法などについて検討していく必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

事業評価をしたうえで、利用者それぞれの ADL*、QOL*の維持、向上を促し、地域 の中でより安心して自立した生活ができるよう支援を行っていきます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
ニーズを把握し、質の充実を図ります。研修や視察に出向き、事業				
の見直しを行				
います。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎62-4700	☎ 64-2333

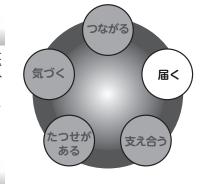
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

事業の内容

高齢者の入退院時などに、本人や家族の意向をもとに、医療機関や病院の相談員 (MSW)、介護サービス事業者などと連携して必要なサービスの提案や利用調整を行い、安定した生活ができるように支援しています。



現在のようすと問題点

退院時に、病院の相談員(MSW)からの相談や連絡から始まるケースが多くなっています。

退院までの限られた時間での早急な対応や、介護保険の介護認定が下りない段階での支援も多く、先行してサービス利用の調整やケアマネジャー探しを行うなど、知識、情報に加え、アセスメント力や判断力が求められる業務です。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

より迅速な対応をするため、職員が経験を重ね、スキルアップを図ります。

また、病院の相談員 (MSW)*との連携を図ることが重要であることから、電子連絡帳など病院との連携をより強化する必要があります。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
・電子連絡帳の				
活用を通して、				
病院やサー				
ビス事業所な				
どとのネット				
ワーク構築を				
目指します。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

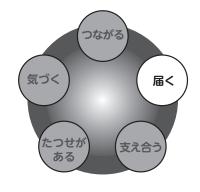
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



🥌 生きがい活動型デイサービス事業

事業の内容

65歳以上の一人暮らし高齢者、介護保険非該当の高齢者、 75歳以上のみの世帯の方を対象に、日常動作訓練や趣味活 動の提供を行い、身体的な機能の低下防止、生きがいづくり の援助を目的とした事業です。



現在のようすと問題点

国が要支援枠を廃止する方向性を示しているため、本市としてもその対応について、検 討する必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

こうしたサービスを必要としている高齢者に対して、国の方針もふまえて、どのように 対応するべきか、今後、最適な方法について関係部署で協議を重ねて検討していきます。

◆ 計協の動き (年度別計画)

▼ 1 1 1000 ()				
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
自立プログラムの見直りの見直ります。研修や視察に出向き、事業				
の見直しを行 います。				

1	ティアター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで		総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61-	-3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

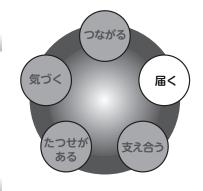
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



地域活動支援センター事業

事業の内容

家族の介護負担軽減や障がい者本人の自立支援を目的に、 毎週土曜日に障がい者のデイサービスを実施し、カレンダー や壁画などの創作活動や、温泉入浴、ボランティアなど地域 の方との交流を行っています。



現在のようすと問題点

障がい者デイサービスは、平成 24 年度より、障がい児デイサービスと一体化したことで、定員が 10 名から 15 名になり、定員超過によりお断りすることがなくなり、利用者は増加しています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

来年度に向けて、利用者のニーズを把握し、引き続き利用者が安心して生活していけるようなサービスを検討します。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
ニーズを把握し、質の充実を図ります。研修や視察に出向き、事業				
の見直しを行				
います。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



🤛 年忘れ「お笑い演芸会」の開催

事業の内容

高齢者同士の交流や外出の機会創出のために、平成23年 度からボランティアによる寄席を開催しています。

つながる 気づく 届く たつせが 支え合う

現在のようすと問題点

これまで4回(4年)実施しましたが、毎回100名近い来 場者があり、落語ボランティアも市内だけでなく、市外から も参加していただいています。

恒例化しつつあり、毎年開催を期待する声も多いため、今後も継続して行う予定です。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

時間帯や曜日を検討し、多くの方に参加していただけるよう努めます。 「介護予防教室」やサロン事業につなげ、通年にわたる外出を促します。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
来場者350名 に向けて、情 報を発信して いきます。				

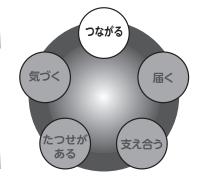
ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333



貸付相談事業

事業の内容

低所得世帯や障がい者・高齢者世帯などで、生活にお困りの方への緊急対策及び世帯の自立更生資金の貸し付けを行っています。



現在のようすと問題点

社協の自主財源を利用した「はやぶさ資金」は、就労ある

いは生活保護の支給が開始されるまでの間、必要な資金を貸し付けるもので、生活困窮者などの制度の狭間をうめる役割を担っています。

こうした生活費に関する相談は、年間延べ 44 件あり (平成 25 年度)、審査に慎重を期 す必要があることから、複数の職員で対応しています。

滞納者の償還計画の管理が課題となっています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

失業中であったり、就労に結び付きにくいケースもあり、福祉的な支援を必要としている人もいるため、専門の職員を配置できるよう職員体制の見直しを図ります。専門の職員を置くことで、単に貸し付けを行うばかりでなく、生活の立て直しを一緒に計画したり、長期的な生活支援をすることが可能になります。また、生活困窮者自立促進支援事業の担当者と連携し、ハローワークや福祉事務所など関係機関と新たな連携のパイプをつなぐことで、自立に向けて総合的な支援ができるよう努めます。

		,		
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
制度の周知に 努めます。必要のある方 に適切な貸付				
を行います。				

ボランティア 地域包括支援 居宅介護支援 デイサービス ホームヘルパー 障がい者相談 総務係 地域福祉係 センター センター ステーションかえで センターさつき 支援センター 事業所 **2**61-3656 **☎**62-4700 **☎**64-2333 **☎**61−3434 **☎**64−1155 **☎**62-4710 **☎**61-4455 **☎**62−4700

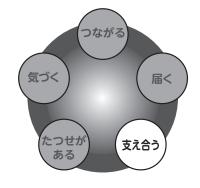
子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野



ボランティアの紹介・斡旋

事業の内容

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい個人や団体に対してボランティア登録を実施し、ボランティアの利用を望む団体などに対して、登録ボランティアの紹介・斡旋を実施しています。



現在のようすと問題点

ボランティアの紹介件数は、年間 80 件程度です。登録ボランティアに対しては活動支援のための助成金の交付を実施し、ボランティアの依頼に対応できる登録数を維持しています。しかし、ボランティアの斡旋を望む依頼の数が少ない、もしくは依頼の内容に偏りがあるため、登録する全てのボランティアに活動が紹介できているとはいえない現状があります。アンケート結果からも、ボランティアセンターの認知度は 35%であることから、ボランティアが派遣してもらえることを知らない、またどのようなボランティアが登録されているかを知らないという情報不足が原因の根底にあると思われます。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

HPを活用し、ボランティア募集内容の開示、登録ボランティアの紹介などを含めた情報提供、また地域の人が集まる場などでボランティアセンターの活用について説明するなど情報発信に努めることで、ボランティア活動の受入れを望む依頼件数も増えることが期待できます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
• 情報誌や HP 等で、事業の				
周知を図り、				
より多くのボ ランティア派				
遣に努めます。				

居宅介護支援 地域包括支援 ホームヘルパー デイサービス 障がい者相談 総務係 地域福祉係 センター センター ステーションかえで センターさつき 支援センター 事業所 **2**61-3656 **☎**62-4700 **2**64-2333 **☎**61−3434 **☎**64−1155 **☎**62-4710 **2**61-4455 **☎**62−4700

子ども分野

青少年分野

障がい児・者分野

成人分野

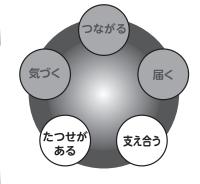
高齢者分野



【新規事業】災害時ボランティアセンター事業

事業の内容

災害時ボランティアセンターは、行政及び関係機関・ボランティアなどと協力しながら、被災者・被災地の一日も早い 復興を行うため、ボランティア活動が効果的・効率的に展開 できるよう災害時に設置します。



現在のようすと問題点

アンケートの結果からは、今後のボランティア参加について「災害時の援助に関する活動」を希望する方が31.5%と最も多く、関心が高くなっています。しかし、災害時ボランティアセンター業務の内容がまだ明確でなく、行政やボランティアと話し合いを重ねている段階であるため、市民へのPRが不充分な状況です。

災害時ボランティアセンターの役割や、業務内容を積極的にPRし、災害時に助けを求めることができ、またボランティアとして活躍できる場所であることを知ってもらう必要があります。また、災害時ボランティアセンターに必要な備品が整っておらず、十分な訓練ができないため、備品の購入なども進める必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

ボランティア及び行政と協働し「災害時ボランティアセンターマニュアル」を作成します。マニュアルをもとに、市民参加による実践的な訓練や災害時ボランティアの養成講座を実施し、災害時ボランティアセンターの積極的なPR及び災害時ボランティアの養成を進めます。

また、市及び愛知県社会福祉協議会、東尾張ブロック市町社会福祉協議会などとも協力し、広域での被災者支援も進めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
マニュアルを 作成します。備品を整備し ます。訓練、養成講	マニュアルの 補足、改良を します。			
座を実施しま				
す。				

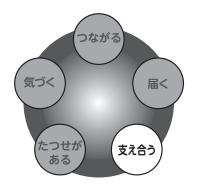
ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎62-4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333



会員募集事業

事業の内容

社協の自主財源の確保と、地域福祉の充実を目的に行われており、強化月間(5、6月)を設け、市政協力員に依頼して、町内会や自治会などを通してお願いしています。法人に対しては、依頼文を送付することで協力を呼び掛けています。集められた会費は、地区社協設置準備やサロン立ち上げの支援、福祉まつりの開催など、だれもが安心して地域で暮らせるための事業に利用されています。



現在のようすと問題点

現在の一般会員への加入率は、自治会加入世帯のおよそ60%強で、法人会員は、景気低迷の影響もあり、減少傾向にあります。

会員募集は、社協の自主財源の確保には欠かせない財源であるため、チラシなどで使い道などを示してきましたが、なかなか周知されていないのが現状です。

社協そのものの認知度も低く、アンケートで「知っている」の回答は53%であったことも、会員が増えない原因のひとつと考えられます。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

今後は、チラシの内容をわかりやすいものに作り変えたり、チラシも A 4判だけでなく、3つ折の携帯版にしたり、カラー版など見やすいように努め、社協の周知に努めます。また、会費がどのように使われているか、理解していただけるような事業も企画し、会費を利用している事業の充実を図ります。自主財源を確保することで、社協の公益性をより積極的に示すことができるようになります。

◆ 計協の動き (年度別計画)

平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
		平成 27 年度 平成 28 年度	平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度

ボランティア センター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

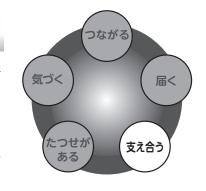


共同募金運動事業

事業の内容

住民相互の助け合いと地域福祉の推進を目的に、赤い羽根 共同募金(毎年10月)及び歳末助け合い募金(毎年12月) を実施しています。

共同募金の配分金は、地域の困り事を見守る「見守りサポーター ながくて」の養成や、男性の料理教室、赤い羽根作品 コンクールなど、子どもから高齢者に関わる事業に活用しています。



現在のようすと問題点

自治会などを通じての戸別募金のほか、小・中学校での募金、法人を対象とした法人募 金及び街頭での募金活動などを実施しています。

毎年5~6月にかけて、自治会を通じて社協の会員を募集しているため、会員の会費と 共同募金の違いはわかりづらく、使い道などもあまり認知されていません。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

広報活動を充実させることで、会員募集との違いをわかりやすくし、どちらもより好意 的に協力してもらえるよう努めます。

自主財源を確保することで、社協の公益性のある事業に取り組むことができ、だれでも 困った時は地域で支え合えるような事業を展開していくことができるようになります。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
• 「長久手市共 同募金委員会」 を設置し、適 正な事業に取				
組みます。				

ボランティ	1 10.5%	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−34	3 4 ☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

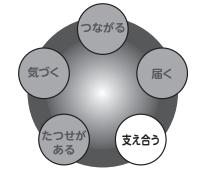
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



🤛 ひとり親援助活動

事業の内容

夏休み中に、映画鑑賞をした親子に対し、一人あたり 500 円の助成を行っています。



現在のようすと問題点

母子家庭など医療費受給及び児童扶養手当を受給している 市民を対象として行っている事業です。市が行う医療費受給

者証の更新手続きの通知とともにこの映画助成のチラシも同封してお知らせしています。 そのため、恒例事業として認識していただいているものの、年々申請者は減少しています。

母子家庭の就労状態は厳しく、ワーキングプアのひとり親家庭が多いことは全国的にも 問題となっているため、ひとり親家庭にとって本当に必要な援助活動かどうか見直しが必 要と思われます。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

利用者に行うアンケートを見直し、ひとり親が必要としている支援策を検討できるよう 努めます。

また、ひとり親家庭の児童のみではなく、市内全児童を対象とする各地域 (小学校区) を通した全体事業に格上げをし、児童全体の健全育成につなげます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
アンケートに より事業見を収りる。 集し、ののの見なく はなくにつなが 全体につなが	アンケートに 基づいた事業 になるよう検 討します。			
る事業を検討				
します。				

ボランティア 地域包括支援 居宅介護支援 デイサービス ホームヘルパー 障がい者相談 地域福祉係 総務係 センター ステーションかえで センターさつき センター 支援センター 事業所 **☎**61-3434/ **☎**64−1155 **2**61-3656 **☎**62-4710 **2**61-4455 **☎**62-4700 **☎**62-4700 **☎**64-2333

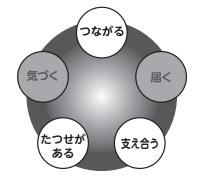
子ども分野 | 「青少年分野 | 「障がい児・者分野 | 成人分野 | 高齢者分野



ボランティア養成研修・啓発

事業の内容

ボランティアを養成する入門講座や育成のための研修、啓発のためのイベントなどを開催することで、ボランティア活動者の増加を目指します。



現在のようすと問題点

ボランティアの内容を絞った各種養成講座やイベントのみ が例年実施されています。しかし、アンケート結果では、ボ

ランティアに参加したことがない人が 69%を占めたことから、内容を絞らずボランティア活動を知ってもらう入門講座などが必要であることがわかりました。また、講座を開催する場所は、今まで一か所でしたが、多くの人に参加してもらうため、開催場所を増やすなど検討が必要です。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

ボランティア入門講座やボランティアを始めるきっかけとなる入門イベントを開催します。開催する場所は、一か所のみでなく、地域での開催を企画します。

アンケートでは、ボランティア活動に否定的な回答は4%であり、そのため、ボランティアをするきっかけとなる入門講座やイベントを企画することで、ボランティアの増加が望めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
ボランティア 入門イベント を実施します。事業の評価方				
法を検討しま				
す。				

ボランティア 地域包括支援 居宅介護支援 デイサービス ホームヘルパー 障がい者相談 総務係 地域福祉係 センター ステーションかえで | センターさつき センター 支援センター 事業所 **☎**61-3434 **☎**64-1155 **2**61-3656 **☎**62-4710 **2**61-4455 **☎**62-4700 **☎**64-2333 **☎**62−4700

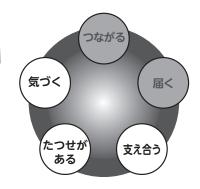
子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野



ボランティア相談員による相談支援

事業の内容

専門職員による相談だけでなく、ボランティア相談員がボランティア活動をしたい人やボランティア活動を必要としている人の相談に応じています。ボランティア活動における問題の解消や活動の発展、新しく始めるボランティアの不安解消のための相談会、受入れ先の訪問を月3回実施しています。



現在のようすと問題点

ボランティア相談は、平日の午後に実施されており、仕事を持っている人には利用しにくい状況となっています。また、ボランティア受入れ先の訪問も平日の午後に実施しているため、現場の職員の声を聞くことが難しく、本当に困った際の相談がすぐにできる体制にはありません。また、アンケート結果では、ボランティアセンターの認知度が35%であることからも、ボランティア相談に対してもPR活動が不足している可能性があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

ボランティア相談の様子や内容についてブログ、HP なども利用し情報提供していきます。また、平日以外のボランティア相談の実施も行います。ボランティア受け入れ施設への訪問は、施設の要望に応じて相談日以外でも訪問することを実施します。

情報提供や実施方法を改善することで、だれもが利用しやすい相談環境が整うことが期待されます。

▼ 1±1000 + 1 + 1000 + 1 + 1000 + 1 + 1000 +	1 /2/3301 🗆 /			
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
平日以外の相談日を実施します。・相談日以外の訪問の受付を始めます。				
・HPなどで情報				
提供をします。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター		ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎62-4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

子ども分!	野青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	--------	----------	------	-------

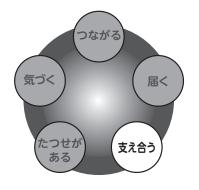


【新規事業】障がい者相談業務

事業の内容

福祉の家に設置されている「障がい者相談支援センター」 において、障がい者、障がい児、またそのご家族の相談業務 を行っています。

相談日及び受付時間は、火曜日から日曜日の9時から17 時です。



現在のようすと問題点

専門性のある相談員が常駐し、障害福祉サービスの申請受付、障害支援区分認定調査、 サービスなど利用計画の作成、福祉サービスに関する情報提供などを行っています。

今後は、地域の社会資源状況の把握やそれに基づく社会資源開発・既存の社会資源の機 能拡大といったことも行う必要があると考えています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

これまでは、相談員が個々に把握していた情報を複数の相談員が共有することで、個々 の相談員がより多様な相談に対応できる体制構築が期待できます。

社会資源状況の把握に努めることで、相談支援センターが果たすべき役割がより明確に なることが期待できます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
相談員間の情報共有の仕組みを作ります。必要な社会資源の把握に努めます。障害福祉以外の機関との機関との				
携のあり方を 検討します。				

ボランティア 地域包括支援 居宅介護支援 ホームヘルパー デイサービス 障がい者相談 地域福祉係 総務係 センター ステーションかえで センターさつき センター 事業所 支援センター **☎**61-3434/ **☎**64-1155 **2**61-3656 **☎**62-4710 **☎**61-4455 **☎**62-4700 **☎**64-2333 **☎**62−4700

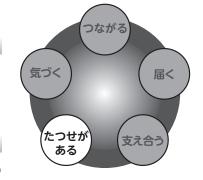
子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野



社会福祉協力校助成

事業の内容

市内の小・中・高等学校に対し、福祉協力校として委託し、 福祉教育を推進します。



現在のようすと問題点

福祉協力校で実施している福祉実践教室は、身体障がいの 分野のみで、知的障がいや精神障がいなどの分野は実施され

ていません。次世代の地域福祉の担い手である子どもたちには、偏りのない広い福祉教育 が必要だと思われます。

また、社協から福祉協力校へ助成金を交付しており、引き続き、子どもたちが福祉の実践を通して、福祉への理解を深めるよう効果的な利用を図ります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

今後は、全ての障がいを対象として、学び、体験を通して、障がいの理解を図れるよう、 福祉実践教室での新しいメニューの提案や新しい取組みなどを提案していきます。

充実した福祉教育を受けた子どもたちが増えることで、地域全体で支え合い、共に生きていくという地域福祉の実現が期待できます。

社会福祉協力校連絡協議会(仮称)を立ち上げ、その委員に担当教員を選出することにより、さらなる学校の実状にあわせた福祉教育事業の実践に努めます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
社会福祉協力 校連絡協議会 (仮称)の立ち 上げ準備を 討します。福祉協力校で の新しい取組				
みを提案しま				
す。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

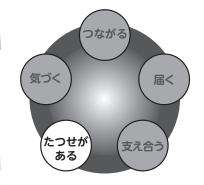
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



。 高齢者生涯学習事業

事業の内容

市内の60歳以上の方を対象に、生きがいづくり、健康増進や仲間づくりを目的に、運動や工芸、パソコン、英会話など各種講座を開催しています。



現在のようすと問題点

ほとんどの講座で定員を上回り、抽選を行うほど好評の事業です。

講師からもさまざまな提案をいただき、パソコン講座や日常の英会話、カラオケなどの教養講座とヨガ、棒びくすなどの運動講座など多彩な講座を実施しています。初回申し込みの方を優先し、多くの方に受講していただけるよう工夫しています。

「初めての」がキーワードの事業ですが、継続して受講してくださる方もあり、2回目 以降に受講する方の対応も課題となっています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

申し込みをしていただいた方が大勢参加できるように回数の増加を検討します。

受講後は自立した継続学習ができるよう働きかけることで、長期的な仲間づくりと地域のサロンでの活躍も期待できます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
申込者数の多の事とのの事をあるののではようのではます。・受けるのでは、・受けるのでは、・受けるのでは、・ののでは、・ののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・のののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・ののでは、・のの	初めての方が 参加しやすい 広報と方法を 検討します。			
調査を行いま				
す。				

ボランティア センター	地域包括支援センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

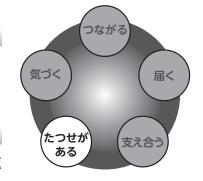
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



福祉作文コンクール事業

事業の内容

児童・生徒の福祉活動の啓発を目的に、作文を通して福祉 活動を考える機会を設けています。



現在のようすと問題点

小・中学生を対象に行っており、夏休みの課題として実施している学校もあります。

作品応募者数は、緩やかに減少傾向にあります。学童期より福祉の問題について考える 機会を提供するために、参加者が増えるような取組みを検討する必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

例年、表彰は、社会福祉大会で行っていましたが、平成 25 年度は福祉まつりの中に社会福祉大会を取り込んだことで、心打たれる素晴らしい作品を多くの方に知っていただくことができました。

作文を通じて、子どもから高齢者まで、だれもが安心して地域で暮らしていくことができるよう、福祉の問題を身近な問題として、子どもたちに考えてもらえるようになると期待できます。

◆ 計協の動き (年度別計画)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
より充実した				
コンクールに				
なるよう学校				
関係者の意見				
を集約します。				
・作品集の配布 先を検討しま				
す。				
- HPへの掲載				
を検討します。				

ボランティア センター	地域包括支援センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

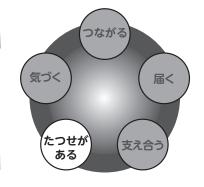
子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分	う野 高齢者分野
--------------------------	----------



🤛 男性の料理教室の開催

事業の内容

平成25年度より始めた事業で、男性の一人暮らし高齢者 を対象に、手軽に作れて、栄養の取れる料理の教室を開催し ています。



現在のようすと問題点

本市は平均年齢の若いまちですが、数年後には、急激な高 齢化の進行が懸念されています。

すでに、後期高齢者世帯は少しずつ増えており、同時に、一人暮らしの高齢者も増え ています。とりわけ、男性は料理などの家事に慣れていないことが多く、栄養バランス のよい食事が摂れているかなど、生活支援のひとつとして新しい試みが必要です。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

料理教室では、バランスのよい料理を学ぶことで、健康維持が期待できるだけでなく、 教室の卒業生がサロンなどで活躍することも期待できます。

また、一人暮らしの高齢者に限らず、後期高齢者世帯などを対象に男性の料理教室を開 催することで、早くから定年後のプランを楽しんで立てられるような機会となることも効 果として期待されます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
卒業生がサロンの担い手となるよう支援します。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎62-4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

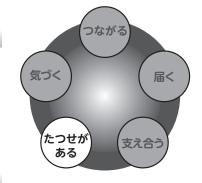
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



地域のケアマネジャーの個別支援とネットワーク構築

事業の内容

高齢者などの個々の状況や変化に応じた包括的、継続的なケアマネジメントを実現するため、他事業所のケアマネジャーの個別相談や助言を行うなどの後方支援を行っています。



現在のようすと問題点

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の3職種が配置 されており、各専門的見地から支援できる体制が整っています。ケアマネジャーからの相 談件数は、平成25年度で233件あり、日常的に情報提供や相談支援を行っています。 また、市内の介護支援専門員の連絡会に隔月で出席し、情報交換や情報収集を行っていま す。

さらに、本市のケアプランチェック事業にも参加し、介護支援専門員の資質向上を図っています。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

今後も3職種が一層協力と連携を図ることで、より適切な支援ができるよう努めます。 また、勉強会やセミナーなどに積極的に参加することで、常に職員がスキルアップできるよう図ります。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
ケースを共有し、職員のスキルアップを図ります。外部研修へ積				
極的に参加し ます。				
_ <u> </u>				

ボランティセンタ-		居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−34	3 4 ☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎62-4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

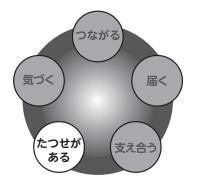
子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------



🥏 高齢者に関するネットワーク構築

事業の内容

各関係機関主催の会議に出席し、一人暮らし高齢者、認知 症高齢者、徘徊高齢者、高齢者虐待、高齢者の消費者被害な どの早期発見と見守りネットワークの構築を目指していま す。また、行方不明高齢者保護ネットワーク事業の運営と推 進を目的に、広報活動も行っています。



現在のようすと問題点

毎月開催される包括ケア会議及び民生委員児童委員協議会の定例会等に出席し、情報の 共有を図っています。

虐待や行方不明高齢者のネットワークの整備は、まだ検討する部分も多く、緊急時に対応できるようさらなる検討が必要です。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

関係部署とのネットワークを構築することで、高齢者が安心して暮らせるような地域を 目指すことができます。また、関係機関とのネットワークを充実させることで、職員同士 の専門性をより高めることが期待されます。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
包括ケアシス テムを見据え て、ネットワー クの構築を図。				
ります。				

ボランティア センター	地域包括支援 センター	居宅介護支援 事業所	ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野

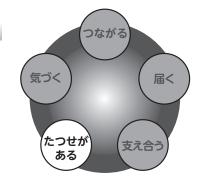


理事会・評議員会・監事会の運営

事業の内容

地域の福祉関係者によって、事業計画・予算、事業報告・ 決算の承認、また、定款変更や法人運営にかかる重要な案件 の執行・議決などを行うことで、地域の福祉の向上という社 協の目的達成を目指しています。

理事会・評議員会は、年3回以上開催し、監事会は年2回 開催しています



現在のようすと問題点

現在は定例的に、案件の審議や議決などを主に行っています。 理事や評議員などで、より多くの意見が出るよう環境を整えていく必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

今後は、法人運営について、活発な意見交換をできるような、環境づくりに努めます。 また、社会保険労務士など有資格者より、アドバイスをもらえるような機会を設けるよう検討し、先進的な事業ができるよう努めます。

◆社協の動き (年度別計画)

		亚代 20 左连		
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
経営基金をよる経営をよる方す。経営で営まり経営をよるで運ぎまりで運ぎまりで変ぎまりで変ぎまりで変ぎまりで変ぎまりで変ぎまりで変ぎまりで変ぎまりをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよるをよる				
役割と責任を明確に地域福祉推進の 牽引者である「社協」の強化に努めます。				

ボランティア センター	地域包括支援センター		ホームヘルパー ステーションかえで	デイサービス センターさつき	総務係	地域福祉係	障がい者相談 支援センター
☎ 61−3434	☎ 64−1155	☎ 61-3656	☎ 62−4710	☎ 61-4455	☎ 62−4700	☎ 62−4700	☎ 64-2333

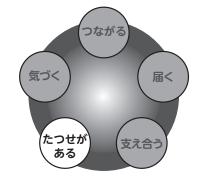
子ども分野 青少年分野 障がい児・者分野 成人分野 高齢者分野



各団体の事務局業務

事業の内容

身体障害者福祉協会、遺族会、シニアクラブ連合会、子ども会連絡協議会、希望の会などの活動が円滑に進むよう、事務局を担っています。



現在のようすと問題点

団体によっては、「運営の自立性・自主性」が確立していない現状や、社協への依存度が高い団体も見受けられます。

また、シニアクラブ及び子ども会の加入率は、年々減少し続けています。地域における 重要な団体ですので、存続と増員方法、内容の充実を見直す必要があります。

これからの取組み(改善策)と期待される効果

今後は、市と連携を図り、それぞれの団体が、独自で企画する楽しさや団体の意義を改めて共有できるような機会を提供できるよう検討します。

◆社協の動き (年度別計画)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (中間見直し)	平成 29 年度	平成 30 年度
• 各団体事務の				
役割と取組み				
を整理し、運				
営の自立性・				
自主性を促し				
ます。				
• 各団体の活性				
化のために、				
相談業務を重				
視します。				

第5章 計画の推進



計画の推進主体

本計画は、保健・医療・福祉の領域に留まらず、地域社会全体を巻き込んで策定されています。本計画を推進するにあたっては、地域住民が、地域に対する関心や地域福祉についての理解を深め、地域福祉活動に参加することが大切です。そして、地域住民や地域で活動する団体、事業者、社協、市などが、それぞれの役割を果たし、連携、協力して取組むことが必要です。

本来、「連携」とは、異なった分野が相互に「連絡」を取り合う発展の過程を示しています。連携が強化されていくと、「統合」へと進み、異なる組織や団体、分野の一体化が実現します。連絡から連携へ、連携から統合へと発展していく過程で、計画が推進されていくとの考えに基づき、地域住民のニーズに即した連続性のあるサービスを総合的に提供していくための体制づくりを進めていきます。

そのため、より多くの市民に本計画を知ってもらい、関心を持ってもらうため、HPなどへの掲載や、講演会や学習会の開催など、あらゆる機会を通じて、市が率先して本計画の公表、周知に努めることとし、多くの意見を募り、施策に反映させていきます。



計画の進行管理

節

計画の推進、進行管理にあたっては、社協と市が連携、協働して行うこととし、庁内における関係部局との連携・情報共有にも努めるとともに、定期的に住民や福祉サービス利用者から意見を聞くなど、計画による施策が実際の市民のニーズに合っているかを確認し、再評価していきます。また、福祉関係機関や団体、福祉施設からの評価にも耳を傾け、施策に反映させていく仕組みを検討します。

また、有識者や福祉関係機関・団体から構成された「(仮称) 地域福祉計画推進委員会」 によって進捗状況の管理・評価を行います。



「次期計画」の策定に向けて

地域福祉の向上を目指す本計画の策定においては、策定の過程を地域福祉の推進につな げるため、市民意識調査、意見交換会、講演会などを通して、地域福祉への理解を深める とともに地域の課題の把握に努めました。

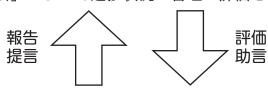
今後、地域の課題を発見し、地域で解決する仕組みを作っていくためには、より多くの住民に関心を持っていただき、実際に計画策定に参加いただくことが必要です。そのため、各小学校区に設置を目指す地区社協を中心として、住民参加のもと定期的に地域における福祉について考え、話し合う場として「(仮称)地域福祉推進会議」を開催し、小学校区ごとに地域の課題、取組みについて話し合い、次期計画の策定に向けた検討も進めていくこととします。検討結果については、「(仮称)地域福祉計画推進委員会」を通して、全体計画に反映することとします。



計画推進体制イメージ

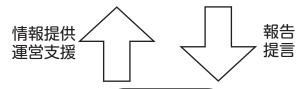
「(仮称) 地域福祉計画推進委員会」

有識者や福祉関係機関・団体から構成された「(仮称)地域福祉 計画推進委員会 によって進捗状況の管理・評価を行います。



「(仮称) 地域福祉推進会議」

地区社協を中心に、小学校区単位で地域の課題、取組みについて話し合い、次期計画策定に向けた検討も進めます。



長久手市

- ・各課との連携、情報共有
- ・市施策への反映

事務局

- 推進委員会の運営
- ・地域福祉学習会の推進
- ・計画の推進、周知・啓発

市社会福祉協議会

- ・活動団体への支援
- ・地域の課題、情報の収集
- ・専門機関との連携、協力

資料編



策定体制

1 地域福祉計画·地域福祉活動計画策定委員会

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

敬称略・順不同

区分	所属・職名	氏	名
学識経験者	東北公益文科大学公益学部 准教授	佐野	治
	愛知県立大学教育福祉学部 准教授	松宮	朝
保健医療関係者	瀬戸保健所所長	大野都	6 代子
	東名古屋長久手市医師会	服部	努
	瀬戸歯科医師会長久手歯科医会	福井	正人
	瀬戸旭長久手薬剤師会	吉村	尚子
社会福祉関係者	社会福祉協議会会長	加藤	勝
	民生委員・児童委員協議会	山口	節子
	身体障害者福祉協会会長	藤田	敏子
	希望の会副会長	伊藤書	きゆみ
	ほっとクラブ会長	山口	恭美
	特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターセンター長	住田	敦子
	特定非営利活動法人NPOかわせみ理事長	横倉	裕子
	特定非営利活動法人百千鳥理事長	竹田	晴幸
	自治会連合会・区長会 (市が洞地区自治会連合会長)	髙田	澄
	シニアクラブ連合会会長	浅井	一志
	シニアクラブ連合会	清野	順市
	子ども会連絡協議会会長	川本	達也
	小中学校PTA連絡協議会	上田	利子
市民公募により	公募市民	寺西	弘治
選出された者	公募市民	加藤	良行
	公募市民	都築	徳紀
	公募市民	上田	一稔

(2) 検討経過

- **第1回** 平成 25 年 5 月 22 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 市役所西舎 3 階 研修室
 - 1 あいさつ
 - 2 委嘱状交付
 - 3 委員自己紹介
 - 4 委員長の選任
 - 5 議 題
 - (1) 地域福祉に関する市民意識調査報告について
 - (2) 地域福祉計画策定の進め方について
- **第2回** 平成 25 年 8 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 市役所西庁舎 2 階 第 7 会議室
 - 1 あいさつ
 - 2 議 題
 - (1) 地域福祉に関する意見交換会結果について
 - (2) 基本理念・基本目標の設定について
 - (3) 地域福祉学習会について
 - 3 その他
 - 第8回地域福祉推進のための講演会について
- **第3回** 平成 25 年 11 月 18 日 (月) 午後 2 時から午後 3 時 45 分 市役所西庁舎 3 階 研修室
 - 1 あいさつ
 - 2 議 題
 - (1) 計画の体系について
 - (2) 地域福祉学習会について
 - (3) その他
- 3 その他
 - ・第8回地域福祉推進のための講演会について
- 第4回 平成 26 年 1 月 30 日 (木) 午前 10 時から正午 ながくてエコハウス多目的室
 - 1 あいさつ
 - 2 議 題
 - (1) 地域福祉計画(案) について
 - (2) 地域福祉活動計画(案) について
 - (3) 地域福祉学習会について
 - 3 その他

第5回 平成 26 年 6 月 6 日 (金) 午前 10 時から正午 ながくてエコハウス多目的室

- 1 あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) について
- 3 その他

第6回 平成 26 年 8 月 11 日 (月) 午前 10 時から午前 11 時 30 分 市役所西庁舎 2 階 第 7 会議室

- 1 あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)パブリックコメントの実施結果について
 - (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画 (案) について
- 3 その他

2 地域福祉計画策定プロジェクト会議(市)

- **第1回** 平成 25 年 5 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 市役所西庁舎 3 階 研修室
 - 1 あいさつ
 - 2 講 話 (愛知県立大学教育福祉学部 准教授 佐野治氏) テーマ「地域包括ケアシステムに向けて」
 - 3 リーダーの選任
 - 4 議 題

計画策定の進め方について

勉強会 平成 25 年 6 月 21 日 (金) 午前 9 時 00 分から正午 市役所西庁舎 2 階 第 9 会議室

- 1 あいさつ
- 2 講話(日本福祉大学 副学長 平野隆之氏)

第1講 計画策定、プロジェクトのマネージメント(進め方)

第2講 地域福祉とは?

第3講 学ぶこと、学び方

3 ふりかえり

第2回 平成25年7月31日(水)午後2時から午後4時 市役所西庁舎3階研修室

- 1 あいさつ
- 2 リーダーの選任
- 3 事例検討(講師:愛知県立大学教育福祉学部 准教授 佐野治氏)
 - (1) 目的・検討にあたっての留意点
 - (2) グループ討議
 - (3) グループ発表
 - (4) まとめ

第3回 平成 25 年 8 月 21 日 (水) 午前 10 時から正午 市役所西庁舎 2 階 第 7 会議室

- 1 あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 基本理念・基本目標について
 - (2) 地域福祉学習会について
 - (3) 地域福祉に関連する事業について

第4回 平成 25 年 11 月 5 日 (火) 午前 10 時から正午 ながくてエコハウス多目的室

- 1 あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 計画の体系について
 - (2) 地域福祉学習会について

第5回 平成 26 年 1 月 20 日 (月) 午後 2 時から午後 3 時 20 分 市役所北庁舎 2 階 第5会議室

- 1 あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) について
 - (2) 地域福祉学習会について

第6回 平成 26 年 5 月 26 日 (月) 午前 10 時から午前 11 時 20 分 市役所西庁舎 2 階 第7会議室

- 1 あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) について

第7回 平成 26 年 7 月 28 日 (月) 午前 10 時から午前 11 時 30 分 ながくてエコハウス多目的室

- 1 あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)パブリックコメントの実施結果について
 - (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) について



3 地域福祉活動計画策定部会(社会福祉協議会)

- **第1回** 平成 25 年 5 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 市役所西庁舎 3 階 研修室
 - 1 あいさつ
 - 2 講 話 (愛知県立大学教育福祉学部 准教授 佐野治氏) テーマ「地域包括ケアシステムに向けて」
 - 3 リーダーの選任
 - 4 議題
 - (1) 計画策定の進め方について
- **勉強会** 平成 25 年 6 月 21 日 (金) 午前 9 時 00 分から正午 市役所西庁舎 2 階 第 9 会議室
 - 1 あいさつ
 - 2 講話(日本福祉大学 副学長 平野隆之氏)

第1講 計画策定、プロジェクトのマネージメント(進め方)

第2講 地域福祉とは?

第3講 学ぶこと、学び方

3 ふりかえり





住民参加

地域福祉の主体はあくまでも「住民」です。「住民」という言葉の中には、様々な意味 や役割が含まれています。まず、通常使われる個人としての「住民」であり、地域社会を 構成する一員として尊重され、障がいの有無、性別、年齢、社会・経済的に差別されるこ となく活動に参加する機会が与えられ、権利を享受できるよう協力する個人としての「住 民」です。

次に、地域社会に存在する事業体や社会福祉法人、NPOやボランティアなども「住民」 であり、個人としての「住民」とは異なった役割が与えられています。また、民主的社会 において、地方自治の実現を遂行していく主権者としての「住民」という意味もあります。

最後に福祉サービスの送り手、受け手としての「住民」です。前者は福祉サービスの担 い手や協力者・提供者、後者は利用者という言い方が一般的になっています。

この「住民」という言葉は多様な性格を内包しているが、地域福祉推進においては、こ のような重層的な意味での「住民」の参加と参画が求められています。

地域福祉推進のための講演会 1

第1回 平成 24 年 8 月 25 日 (土) 市役所西庁舎研修室 参加者: 121 名

講師:土屋 幸巳(富士宮市福祉総合相談課参事・地域包括支援センター長)

『富士宮市の地域包括ケアシステムについて』

その他:計画策定について(市・社協)

第2回 平成24年9月23日(日) 福祉の家集会室 参加者:113名

講 師:北川 憲司(東近江市健康福祉こども部長寿福祉課審議員)

『地域の持続可能な共生の仕組みづくりについて』

治(愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 准教授)

『地域福祉計画について』

第3回 平成24年11月4日(日) 福祉の家集会室 参加者:75名

講師:土屋直樹(各務原市社会福祉協議会主任主事)

『楽しく自由にボランタリーハウスを立ち上げよう』

山口 浩次(大津市社会福祉協議会副参事)

『あらためて「助け合い」を考える~助けられ上手のすすめ~』

第4回 平成24年12月8日(土) 市役所西庁舎研修室 参加者:81名

講 師:松下 典子(NPO法人ゆいの会 理事)

『"私"発、みんなの地域福祉』

その他:交流会

第5回 平成25年1月20日(日) 福祉の家集会室 参加者:85名

講 師:高木 良彦(高浜市社会福祉協議会)

『つながり支え合い安心のしくみづくり』

神谷 義国(高浜市南部まちづくり協議会事務局長)

『今あるものを生かすまちづくり』

第6回 平成25年6月2日(日) 福祉の家集会室 参加者:78名

講 師:松宮 朝(愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 准教授)

『地域福祉に関する市民アンケート調査の結果報告』

その他:テーブルトーク

佐野 治(愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 准教授)

第7回 平成 25 年 9 月 15 日 (日) 市役所西庁舎研修室 参加者:82 名

講師:木原孝久(住民流福祉総合研究所)

『住民のつながりを育む 住民流福祉のすすめ

ご近所パワーで助け合い起こし』

その他:模擬演習「支え合いMAP」づくり

第8回 平成25年11月30日(土) 文化の家森のホール 参加者:370名

基調講演

講師:堀田力(財団法人さわやか福祉財団理事長)

『共生のまちづくり』

シンポジウム『ずっと地域で暮らしたい!』

コーディネーター:堀田 力

パネリスト :朝川 知昭(厚生労働省老健局振興課長)

岩本 裕子(県営長久手第2自治会長)

村居 多美子(介護サービスさくら理事長)

吉田 一平 (長久手市長)

交流会『さあ、想いを語ろう!』





2 地域福祉懇談会

地域住民と地域の現状や課題について話し合い、地域の課題を共有することで市民の率 直な声を反映するために、各小学校区で地域福祉懇談会を開催しました。

長小校区 平成 25年2月8日(金) 市役所西庁舎学習室 参加者:9名

- ・N-バスの運行ルートが一方向で、買い物に行っても重いものが持ち帰れない。
- ・地域に高齢者が集まれる場所がない
- ・地域のつながりが薄れて地域の情報が入ってこない。

西小校区 平成 25 年 3 月 16 日 (土) 西ノ根集会所 参加者: 21 名

- ・近所のコミュニケーションができていない。
- ・老人や子育て世代の横の情報や地域の情報が入ってこない。
- ・以前は子どもを通じて横のつながりがあったが、顔が見えなくなってきた。

東小校区 平成 25 年 2 月 16 日 (土) 農業環境改善センター 参加者:19 名

- ・交通の便が悪く、運転ができなくなったら、通院や買い物に行けなくなる。
- ・N-バスを利用したいが、時間帯やコースが不便である。
- ・食料品店や病院やガソリンスタンドがなく、日常生活が不便。
- ・地域のつながりが薄くなっている。
- ・自治会脱会者もあり、子供会やシニアクラブが衰退している。
- ・家の中の心配ごとをどこに相談したらいいかわからない。
- ・三ケ峯地区は小学校が遠く、通学路の整備が必要。

北小校区 平成 25 年 2 月 9 日(土) 北小学校多目的室 参加者: 12 名

- ・近くにいつでも気軽に集まれる場所があるといい
- ・近所にどんな人が住んでいるのかわからず、地域情報が入ってこない。
- ・家庭内の問題が表面化しない。
- ・介護・子育て・DV・引きこもりなど相談窓口がわからない。

南小校区 平成 25 年 3 月 9 日(土) まちづくりセンター集会室 参加者:11 名

- ・地域が高齢化してきているが、情報があがってこない。
- ・昼間独居も含め高齢者だけの世帯が増えているが、どのように見守っていくのか、だれに 状況を伝えていいのかが分からない。
- ・役員になりたくなくて自治会に加入しない人、高齢のため脱会する人が多い。
- ・空き巣や車上狙いなどの犯罪が多く不安。学生も多く、モラルが低下している。

市が洞小校区 平成 25 年 3 月 2 日(土) 市が洞小学校体育館 参加者:14 名

- ・地域の繋がりが薄い。
- ・共稼ぎ世帯が多く昼間は人が少ないため、空き巣など盗難犯罪が多く不安がある。
- ・交通渋滞がひどい。公共交通機関が少ない。

3 地域団体など意見交換会

(1) ボランティアセンター登録団体及び福祉団体

平成 25 年 4 月 2 日 (火) ~ 4 月 2 4 日 (水) 計 11 回開催 43 団体

(主な意見)

- ・制度の狭間で悩んでいる人を地域で支える仕組み(気軽に話せる「場」など)が必要。
- ・困りごとを一人で抱え込んでしまい、相談できずにいる人を支えることが必要。
- ・地域では、子ども会やシニアクラブがそれぞれに活動しているが、その間の世代をつ なげるような仕掛けが必要。団塊ボランティアの育成が重要ではないか。
- ・若い世代は、地域に関しての意識が高い。むしろ、古くから住んでいる人たちへの関心をどのようにして高めるか、これから考えていく必要がある。
- ・多世代が気軽に交流できる場(居場所)をつくることが、孤立化を防ぐことにつながる。
- ・地域と関わりを持ちたがらない人が増えているからこそ、「適度なおせっかい」が必要。

(2) 市内福祉事業所

第1回:平成25年5月10日(金)~5月11日(土) 計2回開催 6事業所

第2回:平成25年6月25日(火)~7月3日(水) 計3回開催 15事業所

(主な意見)

- ・利用者の自宅前に送迎車を止めないで欲しいとの要望が増えてきた。家族に介護が必要な人がいることを近所に話している人が少なくなったように思う。(デイサービス)
- ・事業所として、自治会に加入しており、地域の清掃にも参加している。(グループホーム)
- ・施設の行事などを自治会の回覧板で地域の方に伝え、参加してもらっている。(入所 施設)

〈長小・東小校区〉

- ・事業所を地域に開放し、サロンを開催している。(居宅介護支援事業所)
- ・サービス利用を近所に知られたくないため、遠方から来る利用者もいる。(デイサー ビス)
- ・自閉症の利用者などは、見知らぬ人にすぐに馴染める訳ではないので、簡単に施設を 開放し地域の人を受け入れることは難しい。(障がい児・者施設)

〈西小・北小校区〉

- ・個人情報を取り扱う中で、事業所を地域に開放することは難しい。(居宅介護支援事業所)
- ・事業所をカフェとして開放しており、集会所や習い事の場所として地域に利用しても らっている。(ヘルパーステーション)

〈南小・市が洞小校区〉

・地元の方の利用者は少なく、他地域からの利用が多い。(特別養護老人ホーム)

(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員

平成 25 年 7 月 24 日 (水) ~ 8 月 8 日 (木) 計 6 回開催 36 名

長小校区

- ・近くに集会所もなく集まる場がない。
- ・戸建て住宅が多く、日中独居になる高齢者が多い。玄関口に出てくれる高齢者は把握ができるが、関わりたくない、交流したくないという高齢者の把握が難しい。
- ・シニアクラブの活動は活発だが、子ども会の加入が少ない。
- ・自治会のまとまりが良く、地域でのボランティア活動も活発な地域もある。

西小校区

- ・古くからの住民が多く、地域的に高齢化している。プライドが高く、地域と関わりを持ち たくても中に入っていけない人もいる。
- ・地域のつながりが薄くなってきた。昔は回覧板を回すのも、隣に声をかけて回したが、今 はポストに入れておく場合が多い。

東小校区

- ・隣近所での付き合いが少なくなり、生活レベルも上がったことで、他人の協力を得なくて も大丈夫だという世帯が多くなった。
- ・関わりを持つのを嫌う世帯が多くなり、訪問活動も難しくなってきた。
- ・高齢者の情報は把握しているが、もう少し若い世代で働いていない人、引きこもりの人の 情報・接点がなく、問題だと感じている。

北小校区

- ・大規模マンションによって若い世帯が増えたが、旧来の地域は高齢化が進んでいる。
- ・民生委員として、どこまで介入していいか悩むケースがある。
- ・シニアクラブで見守り活動が始まったが、個人情報の取扱いの問題もあり、独居高齢者の情報提供が難しい現状がある。

南小校区

- ・戸建て住宅が多いが、つながりがなく、組長を知っている程度で知らない人も多い。
- ・高齢者実態把握調査の対象外になっている人を把握するのが大変である。
- ・気軽に遊べる場所がないのか、子どもが道路で遊んでいる場面をよく見る。

市が洞小校区

- ・県営住宅の集会所はほとんど使われておらず、新聞も取っていない世帯も多い。
- ・若い世帯が多く、団結しているが、丁子田地区は高齢化が進んでいる。
- ・退職した男性を地域に引っ張り込むためのイベントが必要。
- ・民生委員・児童委員、自治会、子ども会、シニアクラブなど、地域に関わる団体が集まり 意見交換できる場が欲しい。

4 地域福祉に関する市民意識調査

【調査地域】長久手市全域

【調査対象】長久手市在住の満 18 歳以上の市民

【標本数】20,000人

【抽出方法】住民基本台帳よる単純無作為抽出

【調査方法】郵送法

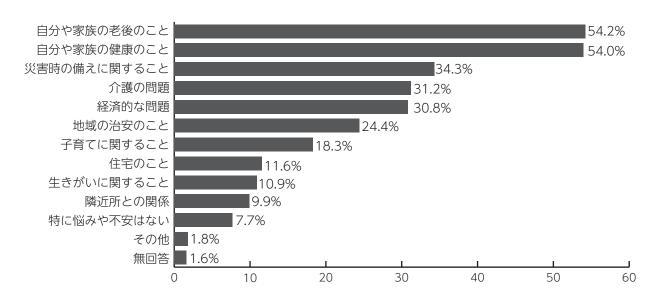
【調査期間】2013年2月4日~2013年2月22日

【回収状況】

	件数	%
標本数	20,000	
有効送付数	19,902	100.0
回収数/率	7,223	36.3
有効回収数/率	7,213	36.2

(1) 地域福祉についての考え

①日常生活の不安

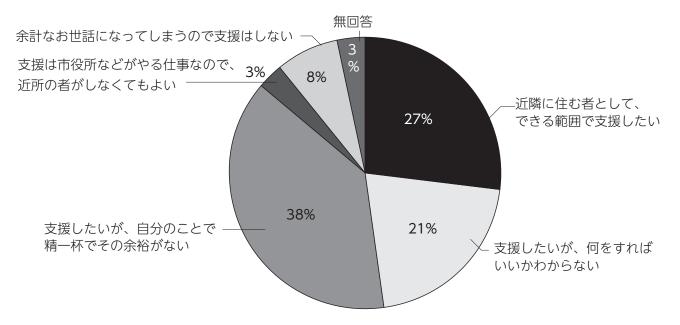


生活上の不安として、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」と 50% 以上が回答している。

「災害時の備えに関すること」、「介護の問題」、「経済的な問題」が30%を超えており「地域の治安」については約25%が回答している。

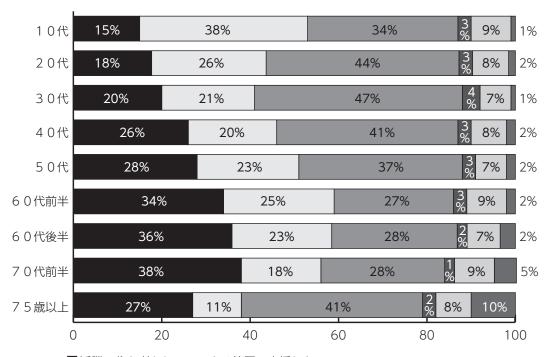
逆に、「特に悩みや不安はない」という回答は7.7%と1割に満たない。

②要支援者に対する意識



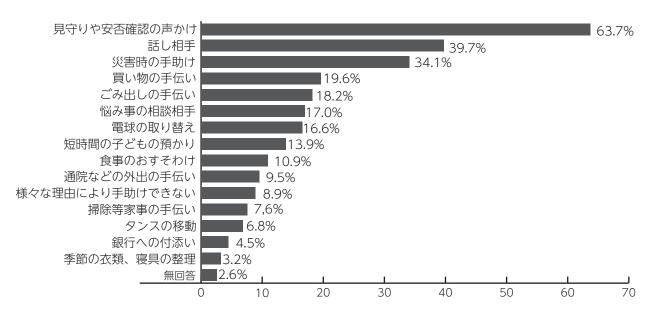
「近隣に住む者として、できる範囲で支援したい」、「支援したいが、何をすればいいかわからない」が合わせて約50%、「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」という回答が38%と最も多く、支援はしないという回答は合わせて11%と少ない。

「近隣に住む者として、できる範囲で支援したい」という回答は年齢が上がるほど増加する。「支援したいが、何をすればいいかわからない」という回答は 10 代が最も高く、20 代~60 代後半にかけては約 20%である。



- ■近隣に住む者として、できる範囲で支援したい
- □支援したいが、何をすればいいかわからない
- ■支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない
- ■支援は市役所などがやる仕事なので、近所の者がしなくてもよい
- ■支援したいが、何をすればいいかわからない

③手助けできること

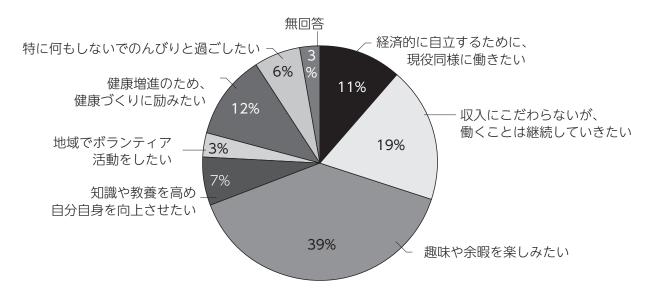


回答が多かったのは、「見守りや安否確認の声かけ」63.7%、「話し相手」39.7%、「災害時の手助け」34.1%となっている。同じ相談でも、「悩み事の相談相手」では17.0%と低くなり、「買い物の手伝い」、「ごみ出しの手伝い」のような日常的な支援は20%を切っている。

「支援したいが、何をすればいいかわからない」と回答された層 (30代:21%)でも、「見守りや安否確認の声かけ」が 68.4%、「話し相手」 41.1%にのぼり、適切な情報提供などがあれば、支援につなげていくことが期待できると考えられる。



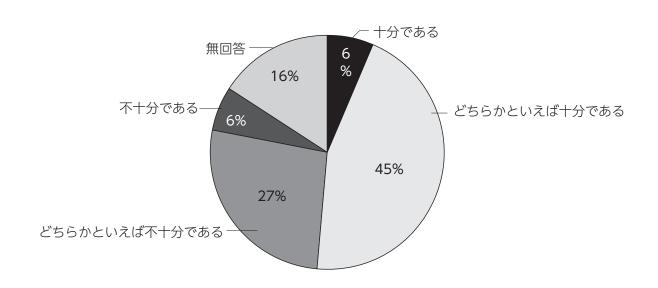
④高齢期の希望



「趣味や余暇を楽しみたい」が39%と最も高く、「収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい」、「経済的に自立するために、現役同様に働きたい」は合わせて約30%となっている。

(2) 長久手市の地域福祉サービス・事業についての認知度・評価

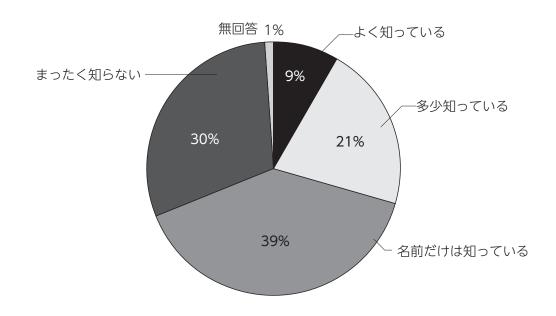
⑤長久手市の福祉サービス・事業に対する評価



「十分である」6%、「どちらかと言えば十分である」45%と肯定的な評価が合わせて 半数以上であり、「不十分である」、「どちらかと言えば不十分である」の否定的な評価は 合計して約30%である。

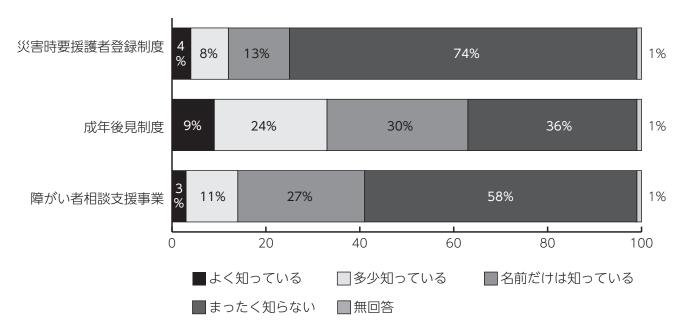
注意すべきは、無回答が16%もあることで、実際に利用していない市民にとっては回答することができないという意見が多かったようにも考えられる。

⑥民生委員・児童委員の認知



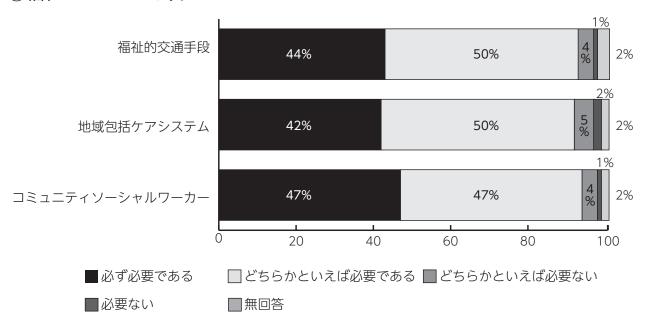
「名前だけは知っている」という回答が約 40%である。「よく知っている」、「多少知っている」を合わせて 30%、「まったく知らない」という回答も 30%である。

⑦事業に対する認知



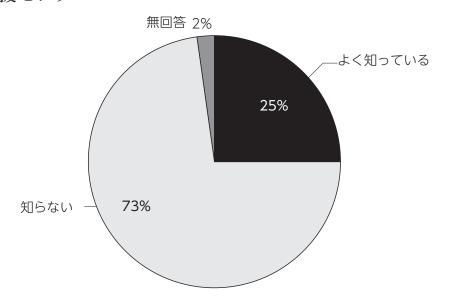
災害時要援護者登録制度、成年後見制度、障害者相談支援事業すべてにおいて「まったく知らない」という回答が一番多くなっている。その中でも特に認知度が低いのが、災害時要援護者登録制度(74%)であり、障がい者相談支援事業も約60%が「まったく知らない」としている。

⑧福祉サービスに対するニーズ



福祉的交通手段、地域包括ケアシステム、コミュニティソーシャルワーカーのいずれも、「必ず必要である」、「どちらかといえば必要である」が合わせて90%を超え、強いニーズがあることが明らかである。

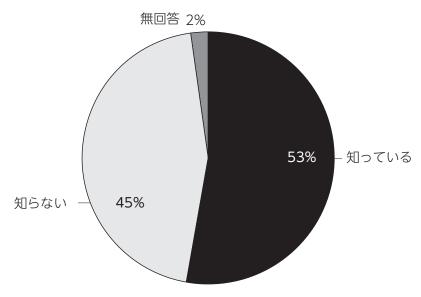
⑨地域包括支援センター



地域包括支援センターの認知については、「知っている」が25%で、「知らない」が約3倍の73%である。

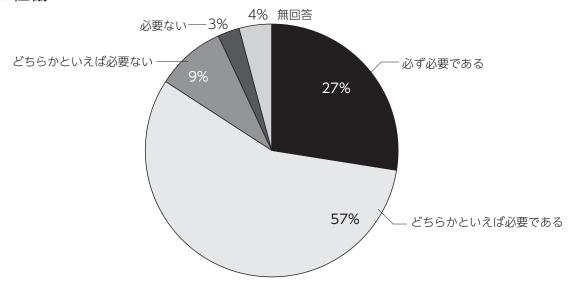
(3) 長久手市社会福祉協議会についての意識

⑩社会福祉協議会の認知



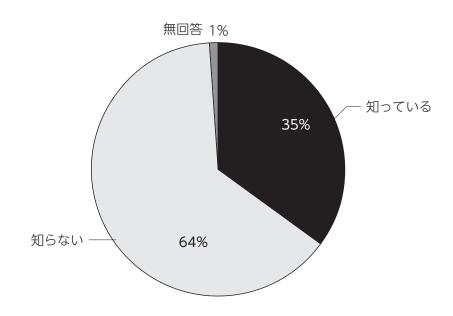
「知っている」が53%、「知らない」が45%と若干上回る程度である。半数以上が認知していることより、半数近くが認知していない状況を重視すべきである。

⑪地区社協



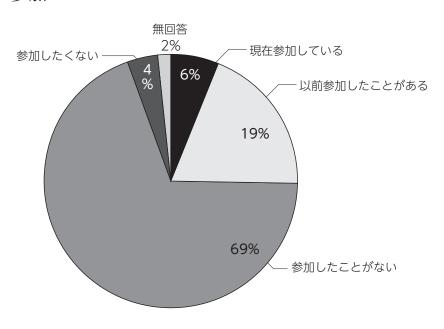
「必ず必要である」、「どちらかと言えば必要である」合わせて84%が「必要」という回答である。

⑫長久手市ボランティアセンターの認知



「知っている」が35%であるのに対して、「知らない」が64%と倍近く多い。

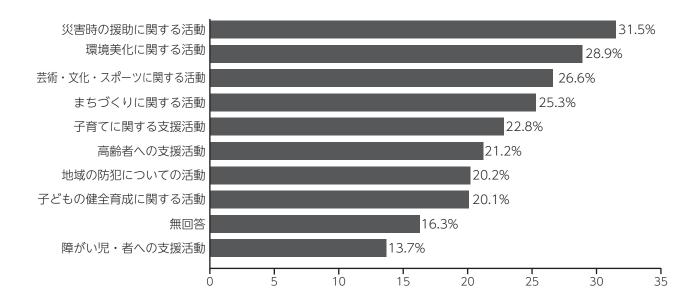
③ボランティア参加



「参加したことがない」が最も多く69%を占めており、「以前参加したことがある」が19%で、「現在参加している」は6%と極めて少ない。

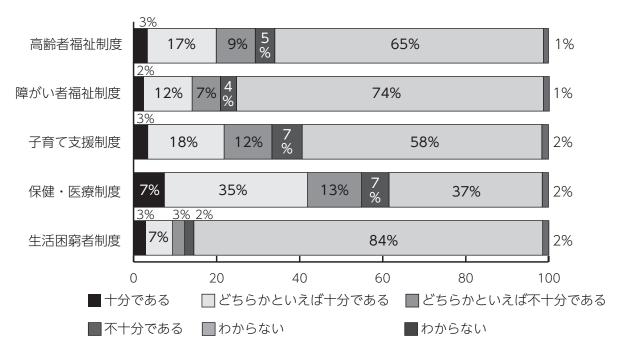
今後のボランティア参加の希望では、「災害時の援助に関する活動」が 31.5%と最も多く、「環境美化に関する活動」 28.9%、「芸術・文化・スポーツに関する活動」 26.6%、「まちづくりに関する活動」 25.3%と続く。

広い意味での福祉的な活動と言える「子育てに関する支援活動」、「子どもの健全育成に 関する活動」、「高齢者への支援活動」は、それぞれ 20%強の希望があった。



(4) 長久手市の福祉事業に対する意識

⑭福祉制度に対する評価



「高齢者福祉制度」、「障がい者福祉制度」、「子育て支援制度」、「保健・医療制度」、「生活困窮者制度」の認知度・評価の回答で最も多いのが、「わからない」という回答である。なかでも、「生活困窮者制度」は84%と突出しており、「障がい者福祉制度」74%、「高齢者福祉制度」65%、「子育て支援制度」58%と、半数以上が「わからない」としている。一方、「わからない」という回答を除いた場合、「十分である」、「どちらかといえば十分である」という肯定的な回答が、否定的な評価を上回っている。

ただし、「保健・医療制度」に肯定的な評価が否定的な評価を倍近く上回っているだけで、 「高齢者福祉制度」、「障がい者福祉制度」、「子育て支援制度」については、肯定的な評価 と否定的な評価の差が僅かである。

5 地域活動参加に関するインタビュー調査

(1)調査の目的

地域福祉の推進を目指し、住民の「参加」を促進する施策化を進める上で、市職員が、 直接、住民の声を聴くことを通して、今後の施策の方向性を考える上での参考とすること を目的として実施した。

(2)調査結果の概要

市内にある喫茶店の来客者を対象に、本市の進める「参加」促進施策の認知、「参加」の実態と意識をうかがっている。調査は2013年12月から2014年2月にかけて実施し、実際に話を聴くことができたのは222人である。

①長久手市の地域活動支援施策についての認知(全体)

	人	%
知っている	62	27.9%
知らない	157	70.7%
無回答	3	1.4%
合計	222	100.0%

長久手市の地域活動支援施策については、「知っている」が 27.9%で、「知らない」が 70.7%となっている。

②ボランティア活動の意向(全体)

	人	%
活動したい	127	57.2%
活動したくない	91	41.0%
無回答	4	1.8%
合計	222	100.0%

「活動したい」が 57.2%、「活動したくない」が 41.0%で、「活動したい」という希望が上回っている。

③活動希望頻度

	人	%
毎日	3	2.3%
週1~3回	40	31.5%
月1~3回	66	52.0%
無回答	18	14.2%
合計	127	100.0%

活動を希望する頻度は、「月 $1 \sim 3$ 回」が 52.0%を占めている。「週に $1 \sim 3$ 回」の 31.5%と合わせて 80%を超えている。

4 報酬

	人	%
無償	92	72.4%
コーヒー一杯 (400円)程度	16	12.6%
1,000円	3	2.4%
その他	1	0.8%
無回答	15	11.8%
合計	127	100.0%

報酬についての希望は「無償」が72.4%と圧倒的に多い。金銭的なインセンティブが果たして望ましいのか、別の方法を考えるべきか、検討が必要である。

⑤活動してみたい内容(複数回答)

	人	%
環境美化	26	20.5%
防犯・防災	28	22.0%
自治会	11	8.7%
まちづくり	7	5.5%
芸術・文化	23	18.1%
スポーツ	21	16.5%
子育て	7	5.5%
その他	7	5.5%

「活動してみたい内容」としては、「防犯・防災」が 22.0%と最も多く、「環境美化」 20.5%、「芸術・文化」18.1%、「スポーツ」16.5%と続いている。

(3) インタビュー調査から

- ●「活動したくない」という理由の分析からは、「参加」が不可能ではなく、「参加」を阻害する条件としてとらえ、「ボランティア」という名称を使わない、時間を限定する、活動内容を身体の状態に合わせたものとするなどの工夫によって、「参加」に向けたハードルを下げることができる。
- ●報酬希望の場合では、「コーヒー一杯程度」が 12.6%と最も多い。また、「コーヒーー 杯程度」の報酬というだけでなく、活動をともにした人たちと一緒にコーヒー、お茶を飲み、交流するという仕組みづくりの必要性が課題として浮かび上がってきた。

- ●インタビュー調査の中では、特に「環境美化」に関する提案が多く出されており、施策としても実現可能性が高いものがあった。朝の散歩、ウォーキングと、花壇、農園の管理を結びつける取組みなどは、その一例である。
- ●一人で参加するのではなく、友人、仲間と一緒に参加したいという希望が多く、グループで参加できる仕組みづくりが重要である。また、既存の活動の発展や、グループへの支援は、「参加」促進のために効果的である。
- ●趣味・特技としては、農作業、園芸、ウォーキング、旅行、ゴルフなどのスポーツ、手芸などが多かった。また、着付け、折り紙、絵手紙、絵、裁縫、そろばんなど、多彩な特技が提示されている。こうした趣味・特技を子どもたちに教えたり、子どもを持つ親の世代に折り紙などの遊びや裁縫などを教えるという希望が多く聞かれた。特技の把握と、それを結びつけていく取組みが効果的と思われる。
- ●高齢者だけではなく、若い世代の「参加」、世代間交流と結びつけていくことも、施策として進める上では効果的である。長久手市のシニア層だけでなく、長久手市の特徴とも言える大学生の「参加」による世代間交流への要望が多く、検討が必要である。





6 パブリック・コメント

本計画の策定にあたり、市民のみなさんから広く意見をいただくため、パブリック・ コメントを実施しました。

(1) パブリック・コメントの実施概要

実施期間: 平成26年6月16日(月)から平成26年7月15日(火)まで

閲 覧 場 所 :福祉課、市役所西庁舎1階情報コーナー、市ホームページ、

長久手市社会福祉協議会

(2)募集の結果

	意見	市・社協の考え方
1	P 34 『1)ネットワークへの市民参加』における【施策の方向性】に、学校教育との連携以外に市民参加の具体策が無い。市民や自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、子供会などへの呼びかけを積極的に行い、ネットワーク形成を図る必要がある	ご指摘のとおり、地域のネットワーク形成には、既にある地域組織の参加が必須条件であると考えます。地域のネットワークの構築・見守りの体制づくりについては、『基本施策(2)みんなで見守る体制づくり』において、記載しています。
2	P 44、P 47 「生きがい活動型デイサービス事業」、「地域福祉ポイント制度」のように、『社協と取組み』、『市の取組み』の両方に記載があり、同じ事業を社協と市で予算化して実施しているという誤解を生じる恐れがあるので、具体的な実施方法について注釈が必要。	市が社協に業務を委託等する場合には、 両方の取組みに記載しています。 ご指摘のとおり、具体的な実施方法を記 載するなど、誤解のないような表記に改 めます。
3	P 50 大災害などの非常時に地域の支え合いを 具現化する日常からの人間関係づくりや 地域づくりのため、高齢者だけでなく、 障がいがある人や子育て世代の参加を想 定した「地域交流のつどい・サロン活動」 の支援の早期実施及び各地域での開催を 要望します。	ご指摘のとおり、災害時における支え合いには、日頃からの交流、支え合いが必要です。 そのためにも、「地域交流のつどい・サロン活動」は、重要な取組みであり、重要プロジェクトに位置づけています。今後、より幅広い人が参加できる取組みとなるよう、社協と市で支援を行います。

4	P 4 『第 3 節 計画の位置づけ』のイメージ 図における他の計画との「連携」を示す 両矢印の位置、長さが不適切で他の計画 との連携することや、既存の個別福祉計 画を包括する横串の計画ということが分 かりにくい。	福祉分野以外の計画との連携、個別福祉 計画との関係が伝わりやすくするため、 イメージ図のデザインを変更します。
5	市民、社協、市のやることをはっきり書くことで、市全体が同じ方向を向いていることが分かってよかった。	計画の推進に当たっては、市民、市、社協が一体となって取り組むことが必要です。市としても、市民、社協、その他の様々な団体との連携にと務めていきます。
6	現在、障がいがある児童の登下校には親が付き添うことが前提となっている。長久手近郊には多くの大学があり、学生のボランティア活動を単位として認めるなど、障がいがある児童の登下校の付き添いを任せられないか。	様々な生活課題の解決に向けて、個人ボランティアやボランティア団体の関わりは重要です。 『基本施策(10)お互いを知り合える地域づくり』、『1)ボランティア活動の参加促進』にもあるように、ボランティアの斡旋の充実など、ボランティア活動の促進に努めます。
7	障がいがある子どもに対して学習支援をしている事業所もあるが、親の状況などで利用できない場合もある。環境による教育格差のないよう、学校と言語療育士、 医療関係者などが連携、協力した教育環境を整える必要がある。	障がいのある子どもの教育環境の整備は 重要な課題として認識しております。 ご意見については、今後の施策の検討を する際に参考にさせていただきます。
8	健常の子どもたちと障がいのある子供たちを「分けずに、包み込もう」というインクルーシブ教育(インクリュージョン教育)を長久手市でも実現してほしい。	

用語の説明

【あ行】

アソシエーション型組織

共通の利害関係に基づいて人為的につくられる、会社・組合・学校・サークルなどの 組織のこと。

医療ソーシャルワーカー (MSW)

主に病院において、患者などが、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る専門職。

インフォーマルネットワーク

個人が取り結んでいる家族、親族、非親族の人的関係。

ウェブアクセシビリティ

年齢や身体的制約、利用環境などに関係なく、HP で提供されている情報に問題なく アクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

【か行】

コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地域において、支援を必要とする人の援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコーディネートを行う専門職です。

【さ行】

障害者優先調達推進法

この法律(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)は、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

スクール・ソーシャルワーカー(SSW)

いじめや暴力行為、不登校等の課題解決を図るため、教育の分野をはじめ社会福祉に 関する専門的な知識や技術を有する専門職。

【は行】

フリースペース

フリースクールとともに、不登校などの子供のための民間の受け皿となっている団体または組織。既存の学校のような、固定的なカリキュラムや時間割を持たず、毎日をどう過ごすかは、子供の自主性にゆだねられていることが多い。

(A)

ADL (Activities of Daily Living)

一般的には、「日常生活動作」と訳され、日常生活を営む上での行為、行動。具体的には、食事や排泄、移動、入浴などの生活上の基本的行動をさす。

I C T (information and communication technology)

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に 指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。

[N]

N-ハウス(適応指導教室)

学校生活になじめない児童・生徒を対象に、学校復帰や社会生活への適応を支援する 教室です。

[Q]

QOL (Quality of Life)

『生活の質』と訳され、人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念。

平成 26 年 9 月 長久手市 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会



